

令和元年度

法務省事後評価実施結果報告書（案）

令和2年 月

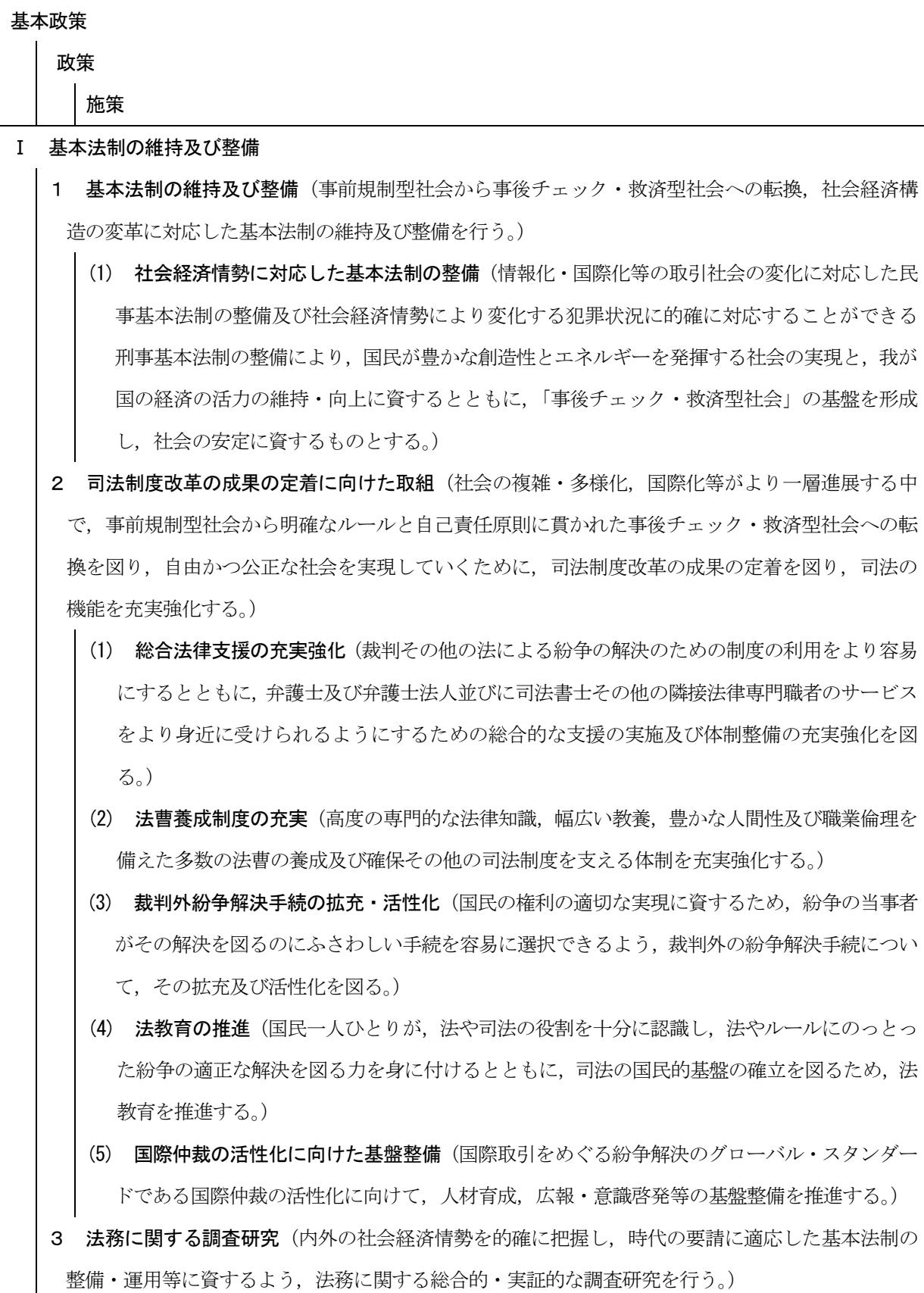
法務省



## 目 次

1 法務省の政策体系 .....	4
2 令和元年度事後評価実施結果報告書	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 .....	8
(2) 法曹養成制度の充実 .....	15
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 .....	29
(4) 法教育の推進 .....	33
(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 .....	39
(6) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (再犯防止対策等に関する研究) .....	46
(7) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (暴力犯罪者に関する研究) .....	61
(8) 檢察権行使を支える事務の適正な運営 .....	77
(9) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 .....	125
(10) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 .....	129
(11) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施 .....	137
(12) 保護観察対象者等の改善更生等 .....	149
(13) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 ..	159
(14) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 .....	173
(15) 債権管理回収業の審査監督 .....	180
(16) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 .....	187
(17) 法務行政における国際協力の推進 .....	194
(18) 施設の整備 (松戸法務総合庁舎整備等事業) .....	231

## 政策体系



- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言** (内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

### 4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施** (国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図る。)

### 5 檢察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようとするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

### 6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)

- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)

- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

### 7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

**8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るために、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等**（公共の安全の確保を図るために、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

**9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

**10 国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) **国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るために、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

**11 人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) **人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

### IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理

**12 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関する争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関する争訟を適正・迅速に処理する。）

## V 出入国の公正な管理

- 13 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

## VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）  
(2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）  
(2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）  
(3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）  
(4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

(法務省 1-(1))

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))				
施 策 の 概 要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	127,738 0 0	133,314 0 0	139,667 0 —
	合計(a+b+c)	127,738	133,314	—	
	執行額(千円)	92,857	101,179	—	
政策評価実施時期	令和2年9月	担当部局名	大臣官房秘書課政策立案 ・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課		
評 価 方 式	総合評価方式				

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が多数存在している。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

#### (2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関する基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は別紙のとおりである。

### (3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

## 3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。令和元年度においては、平成27年度から平成30年度までと同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

## 4. 評価結果等

### 令和元年度に実施した政策（具体的な内容）

令和元年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### 【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、公益信託制度について、信託財産及び受託者の範囲を拡大し、主務官庁制を廃止するなどの見直しを図ることなど、民事基本法制を社会経済情勢に応じたものとするために今後も対応を必要とする諸課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を來し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、令和2年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

### 【刑事関係】

企業の刑事责任の在り方については、両罰規定の漸進的整備<sup>\*1</sup>を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

### (1) 実施時期

### (2) 実施方法

### (3) 意見及び反映内容の概要

## **7. 施策に関係する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）**

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号<sup>\*2</sup>

## **8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

## **9. 備考**

【行政事業レビュ一点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】

---

### **\*1 「両罰規定の漸進的整備」**

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

### **\*2 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」**

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別 紙

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容	立法作業の状況
<b>【民事関係】</b>		
社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。	[民法等] ・民法（債権関係）の見直し	<b>法整備済み</b> 平成27年3月、第189回国会に提出した「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は、民法のうち債権関係の規定について、保証人の保護を図るために保証債務に関する規定の整備や定型約款に関する規定の新設など、約120年間の社会経済の変化への対応を図るとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする等の観点から改正を行うことを内容とするものであり、同法律案は、平成29年5月26日に成立した。
公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。 そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。	[公益信託ニ関スル法律等] ・公益信託ニ関スル法律の見直し	<b>国会提出検討中</b> 公益信託制度については、旧公益法人から公益社団法人・公益財団法人への移行期間が平成25年11月に満了したことを受け、法制審議会信託法部会において、平成28年6月から平成30年12月まで、その見直しに向けた調査審議が行われ、平成31年2月には、法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱」が取りまとめられて、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、関係府省とも調整した上、関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。	[人事訴訟法等] ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備	<b>法整備済み</b> 平成30年2月、第196回国会に提出した「人事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めること等を内容とするものであり、同法律案は、平成30年4月18日に成立した。

<p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔商法等〕 ・商法（運送・海商関係）等の見直し</p>	<p><b>法整備済み</b> 平成30年2月、第196回国会に提出した「<u>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案</u>」は、運送・海商という国民生活の基盤となる分野について、商法制定以来の社会経済情勢の変化や、世界的な動向への対応を図るとともに、利用者に分かりやすい法制とする観点から、所要の改正をするものであり、同法律案は、平成30年5月18日に成立した。</p>
<p>相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法（相続関係）等の見直し</p>	<p><b>法整備済み</b> 平成30年3月、第196回国会に提出した「<u>民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案</u>」及び「<u>法務局における遺言書の保管等に関する法律案</u>」は、配偶者保護を目的とする新たな制度の創設、遺言の利用を促進するための方策の実施、相続人を含む利害関係人の実質的衡平を図るための見直し等を内容とするものであり、これらの法律案は、平成30年7月6日に成立した。</p>
<p>民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで、これらの点について、民事執行法の所要の見直しを行う。</p>	<p>〔民事執行法〕 ・民事執行法の見直し</p>	<p><b>法整備済み</b> 民事執行法の見直しについては、平成28年9月に法制審議会に諮問され、同年11月から平成30年8月まで民事執行法部会において調査審議が行われた。同年10月、「民事執行法制の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「<u>民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案</u>」を立案し、同法律案は、令和元年5月10日に成立した。</p>
<p>最高裁大法廷は、平成27年12月16日、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第1項の規定について、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は、</p>	<p>〔民法等〕 ・民法（第733条第1項等）の見直し</p>	<p><b>法整備済み</b> 平成28年3月8日、第190回国会に提出した「<u>民法の一部を改正する法律案</u>」は、女性に係る再婚禁止期間を100日に短縮すること等を内容とするものである</p>

婚姻の要件に関する規定であることから、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要がある。そこで、上記規定等の改定を行う。		が、同法律案は、平成28年6月1日に成立し、同月7日に施行された。
多くの18歳、19歳の者が、自ら就労して金銭を得たり、一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で、憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや、諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。	[民法等] ・民法（第4条等）の見直し	法整備済み 平成30年3月、第196回国会に提出した「 <u>民法の一部を改正する法律案</u> 」は、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる内容とするものであり、同法律案は、平成30年6月13日に成立した。
近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。	[会社法] ・会社法制（企業統治等関係）の見直し	法整備済み 令和元年10月、第200回国会に提出した「 <u>会社法の一部を改正する法律案</u> 」は、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を内容とするものであり、同法律案は、令和元年12月4日に成立した。
特別養子制度については、昭和62年の民法改正による制度創設後、見直しが行われていない。しかし、実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み、特別養子制度の利用を促進する観点から、特別養子制度について見直しを行う必要があると考えられる。そこで、特別養子制度について所要の見直しを行う。	[民法及び家事事件手続法] ・民法及び家事事件手続法の見直し	法整備済み 特別養子制度の見直しについては、平成30年6月に法制審議会に諮問され、同月から平成31年1月まで特別養子制度部会において調査審議が行われた。同年2月に「特別養子制度の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。そして、この答申を踏まえ、「 <u>民法等の一部を改正する法律案</u> 」を立案し、同法律案は、令和元年6月7日に成立した。

### 【刑事関係】

近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為	[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備]	検討中 企業の刑事責任の在り方については、新規立法や法改正の際
--	--------------------------------	------------------------------------

が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。	・企業の刑事責任の在り方	に、きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に努めることとは別に、企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。
---	--------------	--

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け : I-2-(2))				
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。				
達成すべき目標	平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。） 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙1）に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、主に法務省が担当する以下の事項につき、関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備</li> <li>・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証</li> <li>・司法試験の在り方の検討</li> <li>・法曹養成制度改革に関し、関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	19,426 0 0 19,426	9,492 0 0 9,492	10,905 0 — —
	執行額(千円)	17,598	8,288	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）</li> <li>○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙2）</li> <li>○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）</li> </ul>				

測定指標	令和元年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会<sup>1</sup>取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会<sup>2</sup>（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をカンボジア王国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国であるタイ王国、インド及びミャンマー連邦共和国についても、他の類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	2,991	10,166	10,270	10,537	11,833
2 法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 <sup>3</sup> 」閲覧件数（件）	—	7,116	10,441	5,109	8,949

※ 法務省ホームページへの掲載年月

- 「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月
- 「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

測定指標	令和元年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

令和元年度は連絡協議会を2回開催し、①国・地方・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口に関する各種データ、③令和元年司法試験及び司法試験予備試験の結果、④平成30年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、

意見交換するなど必要な取組を進めた。

また、推進会議決定に掲げられた検討課題には司法試験受験資格の見直しは含まれていないものの、上記のような推進会議決定を踏まえた各種取組に関連し、法曹志望者の時間的・経済的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革を前提とした司法試験制度の見直し（司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入する制度改正）について文部科学省と共に検討を進め、第198回国会において、上記内容を含む「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、同法案が令和元年6月19日に成立した。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）	2,991	10,166	10,270	10,537	11,833

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1及び2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1及び2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
(測定指標の目標達成度の補足) <b>【測定指標1】</b> 推進会議決定（平成27年6月）においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。 これを受け、法務省においては、連絡協議会をおおむね半年に1回開催しているところ、令和元年度においては、同年12月の連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大（国・地方・福祉等の分野）を取り上げ、協議会の概要や資料等を法務省ホームページに掲載している。 また、海外における我が国の法曹有資格者に対する期待やニーズが高まっている中、法運用の実態に関する情報が我が国において必ずしも十分ではない国を対象として、法運用の実態等について調査を行ってきたところ、令和元年度は、その情報が乏しいカンボジア王国に、新たに委託弁護士を派遣し、現地の法運用の実態等の調査を新規に行ったほか、既に調査が終了しているタイ王国、インド及びミャンマー連邦共和国のアップデート調査を行い、これらの結果を法務省ホームページに掲載した上、令和2年2月3日に開催された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」（事務局：内閣官房）において、法務省からアジア諸国の現地の法運用の実態等の調査状況を報告した。 これらの適切な方法により、有益な情報が広く共有されたといえることから、目標を達成することができたと評価できる。		
<b>【測定指標2】</b>		

法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、令和元年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同年7月及び12月の2回にわたり連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ（裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等）などについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計4回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていること、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の実施・検証を行うなどの取組を行っていることに加えて、法曹志望者が激減する中で、プロセスとしての法曹養成制度の理念を維持しつつ、質の高い法曹を多数輩出していくため、法科大学院協会や日本弁護士連合会等の関係機関とも協議を行いつつ、文部科学省と共に法曹養成制度改革の検討を進め、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、同法案が令和元年6月19日に成立した。この法律は、法科大学院における教育の充実、法科大学院と法学部との連携といった法科大学院改革のための制度改正と併せ、司法試験制度について、第一に一定の要件を満たした法科大学院在学中の者に司法試験受験資格を新たに付与すること、第二にこの受験資格に基づいて司法試験を受験し、合格した者について、法科大学院修了を司法修習生の採用要件とすること等の見直しをするものである。以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたといえ、目標を達成することができたと評価できる。

（取組の有効性、効率性等）

#### 【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施するという目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験及び司法修習における各課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標1との関係では、令和元年度開催の連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大について重点的に取り上げた上、それらの資料等を法務省ホームページに掲載したほか、海外調査の結果についても同様に法務省ホームページに掲載しているところ、各ホームページへのアクセス件数は、連絡協議会については1万件を超えており、海外調査についても前年度から大幅に増加し、8千件を超えていることから、有益な情報が広く共有され、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえ、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

#### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

#### 【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、令和2年度も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

#### 【測定指標2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和2年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進めるほか、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けた取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ [<a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html</a>])</li> <li>・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ [<a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html</a>])</li> </ul>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

\*1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（法務省ホームページ [[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00039.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html)])

\*2 法曹養成制度改革連絡協議会（法務省ホームページ [[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00116.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)])

\*3 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ [[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00135.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html)])

## 法曹養成制度改革の更なる推進について

〔平成27年6月30日〕  
〔法曹養成制度改革推進会議決定〕

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

### 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

#### 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

#### 2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

## 第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中心とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

## 第3 法科大学院

### 1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

### 2 具体の方策

#### (1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

## (2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
  - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
  - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
  - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中心としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

### (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

## 3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

## 第4 司法試験

### 1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人數が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするために、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

### 2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

### 3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

## 第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

## 第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

## 法曹養成制度改革の推進について

（平成25年7月16日  
法曹養成制度関係閣僚会議決定）

### はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講すべき措置の内容及び時期を示すものである。

### 第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うこと期待する。

### 第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

### 第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をすべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

## 第4 法曹養成制度の在り方

### 1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

### 2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目的試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

### 3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

### 4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1－(3))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (政策体系上の位置付け : I－2－(3))				
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。				
達成すべき目標	認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続 <sup>①</sup> の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 <sup>②</sup> ）数の増加を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,049	9,557	8,746
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	12,049	9,557	—	
	執行額(千円)	10,594	9,202	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） <sup>*3</sup> II－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） <sup>*4</sup> II－第1－8－(2)－イ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） <sup>*5</sup>				

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）					達成	
	29年度	30年度	元年度	基準値	実績値		
1 活動中の認証紛争解決事業者の総数	29年度	30年度	元年度	148	152	156	達成
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	
	140	140	148	140	148	149	156
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	157	157
	140	140	148	149	157	157	
参考指標	実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		

1 認証申請を検討している者からの相談件数	23	23	27	27	21
-----------------------	----	----	----	----	----

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標について、目標を達成することができた。
	施策の分析	
(達成手段の有効性、効率性等)		
本施策を達成するための手段として、認証申請の前段階に任意の事前相談を設けている。認証申請に添付すべき「民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類」として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号) 第6条各号 <sup>6</sup> の認証の基準に関する事項等が具体的に記載された事業者が定める規程類等を提出する必要があるところ、事前相談において、あらかじめ、その規程類等に同条各号に定める認証の基準に関する事項等が具体的に記載されていることを確認することは、事業者が、申請の手続を適正円滑に実施することができるようにするための有効な方法であり、達成すべき目標に対し、有効に寄与しているものと考える。		
(行政事業レビューの結果の活用状況)		
本施策は、平成29年度から令和元年度の行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである」との指摘を受けたところ、庁費等について、執行実績に基づき事業計画を見直すことにより、約1百万円節減した。		
次期目標等への反映の方向性		
<b>【施策】</b> 認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者数は年々増加し、特定の専門分野に関する紛争を取り扱う事業者も増加するなど、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とは言えない状況である。 そのため、事前相談に適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適切な認証の審査を行い、引き続き、認証紛争解決事業者数の増加を図る。		
<b>【測定指標】</b> 現在の目標を維持することから、引き続き、活動中の認証紛争解決事業者の総数を測定指標とする。		

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア [意見]  [反映内容]
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	令和2年9月

\*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

\*2 「認証紛争解決事業者」

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効の完成猶予等に係る特例が認められるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

\*3 「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）

II－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

\*4 「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）

II－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

\*5 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特

例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

\*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

- 一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。
- 二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。
- 三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。
- 四 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあっては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
- 五 手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようとするための措置を定めていること。
- 六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。
- 九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。
- 十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
- 十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。
- 十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
- 十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。
- 十四 申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
- 十五 申請者（手続実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。
- 十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 - (4))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け : I - 2 - (4))				
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。				
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	20,982 0 0 20,982	22,051 0 0 22,051	28,879 0 — —
	執行額(千円)	16,486	13,142	—	
施策に関する内閣の重要な内閣の方針演説等のうち主なもの	○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） IV-第2-2 司法教育の充実 <sup>1</sup> ○消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更） II-3-(4) 法教育 <sup>2</sup> ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 <sup>3</sup> ○消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定） 第4章-4-(2) 消費者教育の推進 <sup>4</sup> ○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定） V-第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発 <sup>5</sup> ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） II-第6-2-(2)-①-イ 法教育の充実 <sup>6</sup> ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第2章-5-(7)-② 治安・司法 <sup>7</sup>				

測定指標	令和元年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	達成

	基準値	実績値					
		30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
		36,366	21,384	21,714	27,245	36,366	53,850

測定指標	令和元年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会<sup>8</sup>及び部会<sup>9</sup>（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査<sup>10</sup>の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

#### 施策の進捗状況（実績）

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、作成した小学生向け及び中学生向け法教育視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の利用促進を図るため、教材を活用したモデル授業例の作成・公開を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
協議会等の開催実績（回）	5	8	10	11	18

測定指標	令和元年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

#### 施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省関係機関において多数実施するとともに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法

教育に関するリーフレットを作成し、全国の学校、教育委員会等に配布した。

また、法教育の担い手である教員が法教育授業の実践方法を習得できるよう教員向けの法教育セミナーを開催するとともに、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス、法教育教材の紹介等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において法教育関連イベントの実施や消費者教育シンポジウムや消費者教育フェスタなどにも参加し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
法教育授業実施回数（回）	2,947	3,167	3,553	3,948	集計中

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析
評価 結果	(測定指標の目標達成度の補足)  【測定指標 1】 法教育の推進のためには、国民への周知・広報活動を実施しつつ、これらと並行して、法教育に対する国民の関心度の測定、すなわち、実施している周知・広報活動が効果的かどうかの評価を行うことが重要であるところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度を大きく上回っており（これは法教育のページを分かりやすく編集し、法教育教材や教員向け法教育セミナーの概要などの必要な情報にアクセスしやすい環境を整備したことなどが影響していると考えられる。）、国民の法教育への関心が高まったといえる。これらのことから、周知・広報に係る施策が効果的に実施されたといえ、目標を達成することができたと評価した。  【測定指標 2】 法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。 同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況を踏まえ、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、実施する施策についての検討を行った。 この検討を経て、法曹関係者と教育関係者が連携して作成した小・中学生向け及び高校生向け法教育教材を使用したモデル授業例を法務省ホームページに公開し、教材の利用促進を図ったことなどから、目標を達成することができたと評価した。  【測定指標 3】 法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行とともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。 そこで、学校等における法教育実践への協力・支援を行うため、法務省職員を教職員向け研修等に

講師として派遣することや、新たに教員向けの法教育セミナーを開催したほか、学校現場や地域の集まりなどの求めに応じて法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて行う法教育授業も積極的に実施している。また、学校現場以外では、法の日週間記念行事においてイベントを実施するほか、消費者教育シンポジウムや消費者教育フェスタなどにも積極的に参加し、広報資料の配布等を通じて、法教育の意義について幅広く周知するなどしており、これらの取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1, 2, 3関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効である。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、国民の法教育への関心度を測定しつつ、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1, 2, 3】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ ( <a href="http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html">http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html</a> ) を参照  「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ ( <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html</a> ) 「モデル授業例」 法務省ホームページ ( <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html</a> ) 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ ( <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html</a> )
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和2年9月

\*1 「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）

IV－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。

\*2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更）

II－3－（4） 法教育

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方（私的自治の原則、契約自由の原則など）を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。

\*3 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

III－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

\*4 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）

第4章－4－（2） 消費者教育の推進

法教育（中略）などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。

\*5 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）

V－第5－1－（7） 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚されることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。

\*6 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

II－第6－2－（2）－①－イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

\*7 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章－5－（7）－② 治安・司法

（前略）法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

\*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指

すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

\*9 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

\*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ（平成28年6月）、成年年齢の引下げ（令和4年4月）、新学習指導要領への移行（令和2年度から順次実施）等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1－(5))

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け : I－2－(5))				
施策の概要	国際取引を巡る紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。				
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁活性化基盤整備調査」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	—	289,722
	補正予算(b)	—	—	—	—
	繰越し等(c)	—	—	—	—
	合計(a+b+c)	—	—	—	—
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	執行額(千円)	—	—	—	—
	○経済財政運営と改革の基本方針2019 <sup>*1</sup> （令和元年6月21日閣議決定） ○成長戦略フォローアップ <sup>*2</sup> （令和元年6月21日閣議決定）				

測定指標	令和元年度目標	達成
1 「国際仲裁活性化基盤整備調査」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁活性化基盤整備調査」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた（以下「中間とりまとめ」という。）。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。</p> <p>中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという喫緊の課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、</p>		

施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁活性化基盤整備調査事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して各種セミナー・シンポジウム等を開催し、広報・意識啓発の活動を進めているほか、弁護士等に対する研修やオンライン研修教材の開発に取り組むなど人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設を開業した。今後、同施設は、審問手続のみならず国際仲裁の活性化のためのセミナー・シンポジウム、研修等にも活用される予定である。また、国際仲裁に関する小冊子を発刊して、積極的な広報に活用する予定である。研修の受講者やセミナー・シンポジウムの参加者に対しては、理解や関心の度合いを項目に含むアンケート調査を実施することにより、基盤整備の取組の浸透度を測定することとしている。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 日本における国際仲裁取扱件数（件）	—	—	—	—	11 <sup>*3</sup>
2 セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合）（%）	—	—	—	—	75.0 <sup>*4</sup>
3 人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合）（%）	—	—	—	—	97.6 <sup>*5</sup>

評 価 結 果	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 我が国における国際仲裁取扱件数は依然として低調であるものの、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、その参加者から、高い評価を得ることができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、その参加者から相当に高い評価を受けており、人材育成の観点でも進展があったといえる。さらに、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設を確保し、開業に至ったことも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。
		施策の分析
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 参考指標1の令和元年度の我が国における国際仲裁取扱件数は11件と依然として低調である。しか	

し、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備は、長期的な取組により効果が表れてくるものであるところ、国際仲裁活性化基盤整備調査事業は令和元年6月に開始したばかりであり、虎ノ門の施設は年度末に開業したことからすれば、令和元年度の国際仲裁取扱件数のみで国際仲裁の活性化に向けた基盤整備の達成度を判断することは早計であり、少なくとも今後数年間の推移を注視していく必要がある。

参考指標2の広報・意識啓発の状況について見ると、セミナー・シンポジウムの参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等約180名）に対してアンケート調査を実施したところ、国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が、75.0パーセントという高い評価を得ることができ、国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を十分に理解してもらうことができた。また、国際仲裁の現状を紹介する広報小冊子の作成・配布などにも取り組んでおり、広報・意識啓発については進展があったと言える。

参考指標3の人材育成の状況について見ると、人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等約270名）に対してアンケート調査を実施したところ、研修の内容に積極的な評価をした者の割合が、97.6パーセントという相当高い評価を得ることができ、研修の方法、内容等は効果的であったものと認められることから、その研修を通じて受講者は十分な知見を得ることができたと言える。また、研修の実施方法についても、集合研修のみならず、オンライン教材を開発し、これをホームページ上に公開するなどの工夫を進めており、人材育成についても、進展があったと言える。

また、我が国には十分な設備を備えた仲裁審問の専用施設がないことが、国際仲裁が低調な理由の一つとして指摘されていたが、令和2年3月30日、東京・虎ノ門に、大型審問室や複数の控室に加え、ビデオ会議システム、無線インターネット、同時通訳ブース等の最新機器を備えた仲裁審問の専用施設がオープンした。今後は、仲裁審問はもちろんのこと、セミナー・シンポジウムや研修の実施にも同施設を積極的に活用していく。

参考指標2及び参考指標3について検討した結果、広報・意識啓発及び人材育成の取組には相当程度進展があったと言える。さらに、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設が確保され、開業に至ったことも併せ鑑みると、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

（達成手段の有効性・効率性等）

#### 【測定指標1】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには、国内外における広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に、官民が連携して、総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては、仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあることについて国際仲裁のユーザーである企業等に対するセミナー・シンポジウム等を通じて積極的に広報することで、日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効であり、また、広く経済界等に対する意識啓発として、国際仲裁を利用すること、日本を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を理解してもらうことが有効である。

また、国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても、国内外の仲裁機関を含む関係機関と協力し、弁護士等に対する研修を積極的に実施することは、我が国の仲裁人・仲裁代理人となりうる者が、海外の著名な仲裁機関等のノウハウ等を含む専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を、国内外に積極的に広報し、審問手続とともにセミナー・シンポジウム、研修等に積極的に活用していくことが、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。

#### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

我が国における国際仲裁が活性化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。

#### 【測定指標1】

国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であ

ることは変わらない。

本年度は、東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設を活用しつつ、国内外におけるセミナー・シンポジウムの実施に加え、ホームページやSNSを利用した広報・意識啓発の施策を進めるとともに、オンライン研修や海外仲裁機関への派遣研修といった人材育成に関する施策を実施することにより、引き続き基盤整備に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 <a href="http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html">http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html</a> 内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html</a>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	大臣官房国際課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------	----------	--------

\*1 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(7)暮らしの安全・安心

②治安・司法

国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。

\*2 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）

I. Society 5.0の実現

10. 海外の成長市場の取り込み

(2)新たに構すべき具体的な施策

ii) 日本企業の国際展開支援

③中堅・中小企業の海外展開支援

イ) 海外進出支援

国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。

\*3 一般社団法人日本商事仲裁協会における取扱件数

\*4 別紙1：セミナー・シンポジウムのアンケート調査結果

\*5 別紙2：人材育成研修のアンケート調査結果

## 【参考指標2】

### セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合）

国際仲裁のユーザーたる企業等に対するセミナー・シンポジウムとしては、(1) 10月16日（東京）、(2) 1月31日（大阪）において、国際商業会議所（ICC）と共に後援する形で開催された、日本企業向けの国際仲裁セミナーがある。

(1)については約120名、(2)については約60名が参加した。

(1)については、アンケートにおける「本プログラム受講により、あなたの仲裁に対する興味関心は増加しました？」という問い合わせに対しては、肯定する答えが50%（10分の5）となっている。

(2)については、アンケートにおける「本プログラム受講により、あなたの仲裁に対する興味関心は増加しました？」という問い合わせに対しては、肯定する答えが100%（10分の10）となっている。

(1)(2)を総合すると、「本プログラム受講により、あなたの仲裁に対する興味関心は増加しました？」という問い合わせに対しては、肯定する答えが75%（20分の15）ということになる。

### 【参考指標3】

#### 人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合）

仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等に対する人材育成研修としては、(1)10月15日（東京）と11月14-15日（大阪）において、国際商業会議所（ICC）と共に開催する形で、国際仲裁に関する英語による研修を行っている。10月15日については約35名、11月14-15日については約20名が参加した。また、(2)11月5-9日（京都）において、同志社大学、ペパーダイン大学と共に開催する形で、国際仲裁・調停に関する英語による研修を行っており、約25名が参加した。また、(3)10月11日、12月6日、1月24日、2月11日にスポーツ仲裁裁判所（CAS）と連携する形で、（来る東京オリンピックの際に東京に臨時部を置く）CASのスポーツ仲裁手続に関する日本語・英語による研修を行っている。10月11日については約60名、12月6日については約50名、1月24日については約40名、2月11日については約40名が参加した。

(1)については、アンケートにおける「Overall, how do you rate this conference?」という問い合わせに対しては、積極的な評価をした者が100%（6分の6）となっている。

(2)については、アンケートにおける「次に同種のセミナーがあった場合、参加をご希望されますか？」という問い合わせに対しては、積極的な評価をした者（「希望する」とした者）が90.9%（11分の10）となっている。

(3)については、アンケートにおける「セミナーの内容について（全体的な感触）」という問い合わせに対しては、積極的な評価をした者（「満足」「やや満足」とした者）が100%（25分の25）となっている。

(1)(2)(3)を総合すると、仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等に対する人材育成研修につき積極的な評価をした者は、97.6%（42分の41）ということになる。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

(法務省 1-(6))

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (再犯防止対策等に関する研究)				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	4,045 0 0	4,079 0 0	— — —
	合計(a+b+c)	4,045	4,079	—	
	執行額(千円)	4,045	4,079	—	
政 策 評 価 実 施 時 期	令和2年9月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

我が国においては、これまで再犯防止に取り組んできているところではあるが、近年において、一般刑法犯<sup>\*1</sup>検挙人員に占める再犯者の比率及び刑務所への入所受刑者人員に占める再入者の比率が上昇傾向にある情勢等を踏まえ、再犯防止対策は、我が国の刑事政策上の最重要課題として位置付けられている。平成24年7月には、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等<sup>\*2</sup>の2年以内再入率<sup>\*3</sup>を平成24年から10年間で20%以上減少させるという目標が設定され、関係省庁等と緊密に連携しながら、再犯防止施策を更に推し進めていくこととなった。また、前記総合対策においては、概ね5年後（平成29年度中）を目途に、同対策に掲げる施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、同施策の見直しを行うことを定めており、同見直し作業には、それに即した観点から収集・分析されたデータの提供が不可欠であり、さらに、その後の再犯防止施策をより効果的なものとするためには、同見直し作業から得られる実証的根拠に基づいた施策の提言が不可欠である。

再犯者の実態や再犯防止対策に関する調査研究については、従来から研究部において、罪種・罪名別あるいは特性ごとに、その再犯者の実態や再犯要因等について調査研究し、また、平成19年版犯罪白書では、大規模な犯歴調査から、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われている再犯者の実態を、平成21年版犯罪白書では、再犯性の高い窃盗と覚せい剤事犯者の再犯の実態を、それぞれ明らかにした。しかし、現状では、同総合対策に基づく各種施策の有効性等を検証したデータや2年以内再入率に関するデータを含め、同総合対策の見直しに活用され、更には今後の新たな施策の立案に資する幅広いデータを提供できていない。

したがって、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階における再犯・再入の実態について、罪名別や特性ごとの実態把握にとどまらず、各種統計資料を基にあらゆる観点から分析すること、研究部実施に係る研究である「窃盗事犯者に関する研究」、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」等から導き出される再犯要因や各種施策と再犯・再入との関連性等を考察すること、さらには、出所後2年以内に刑事施設に再入所する者の実態に関するデータを収集することなど、再犯防止に資する基礎資料を提供するこ

とが必要であり、有益であると考えられる。

## (2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

## (3) 具体的内容

### ア 研究期間

平成28年度から平成29年度までの2か年

### イ 研究内容

#### (ア) 再犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、再犯の動向及び再犯者の実態等を分析する。具体的には、一般刑法犯全体における再犯者率<sup>\*4</sup>の推移や入所受刑者人員に占める再入者率<sup>\*5</sup>の推移の他、主要罪名ごとの再犯者率の推移、さらには、2年以内再入率について、出所受刑者の主要罪名ごとに、性別、年齢層別、出所事由別、刑期刑名別、入所度数別、帰住先別等を分析する。

#### (イ) 再犯に係る実態調査①

研究部実施に係る研究である「窃盗事犯者に関する研究」、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」等に係るデータを活用して、出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を調査対象者とし、その者の基本的属性、犯罪の内容、処遇状況（例えば、特別調整<sup>\*6</sup>・就労支援等）や出所後の医療・福祉的支援の有無等について、その者の実態を明らかにするとともに、再犯要因等を分析する。

#### (ウ) 再犯に係る実態調査②

平成28年の一定期間において、刑事施設に入所した受刑者を調査対象者とし、その者の基本的属性、犯罪の内容、前刑時の処遇状況等について、刑事確定記録又は被収容者身分帳簿等に基づき調査票による調査を行うとともに、調査対象者の入所前の生活状況、同人の意識等について質問紙による調査を行うことによって、出所後2年以内に刑事施設に再入所した者の実態、処遇状況等と再犯との関連性等を明らかにするとともに、再犯に至らないために必要とされる支援や指導等を考察する。

#### (エ) 再犯防止施策に関する実地調査

総合対策に係る国の機関をはじめ、地方公共団体等において実施されている再犯防止に資する各種施策や取組の現状を実地調査する。

#### (オ) 諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査

諸外国における再犯者の実態や再犯防止対策の現状を紹介した資料や文献等を収集する。

### ウ 共同研究者

政府の重要な施策の見直し作業のために提供する基礎資料であること、また研究部においては従来から特定の罪種・罪名や特性ごとの追跡調査を中心に調査研究を実施してきたところ、本研究は、多様な罪種・罪名や特性の対象者に焦点を当て、統計資料によるデータ分析及び実態調査を行うことから、刑事政策、統計分析等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

### エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

## 3. 事前評価の概要

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、

評価基準第4の1（別紙1）に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

#### （1）必要性

本研究は、「再犯者の実態について、特に出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、その実態を明らかにし、再犯防止対策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供する」ことを目的としたものであり、法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」と密接に関連するものであり、実施の必要性が極めて高い。また、再犯研究については、先行研究等はあるものの、出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を調査対象とし、その者たちの実態や処遇状況等を網羅的に調査研究したもののはかつてなく、さらにその実態把握のためには、検察・矯正・更生保護にまたがる調査研究が必要であり、全国に関係機関を有する法務省法務総合研究所以外の研究機関等では同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。さらに、前記総合対策については5年後（平成29年度）の見直しが予定されており、各種施策の見直し作業を効果的に進めるためには、その前提として、近年における再犯者の実態や処遇状況等を調査研究し、見直しのための基礎資料として提供することが必要不可欠であることから、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

#### （2）効率性

本研究では、刑事施設を出所後2年以内に再入所した受刑者等の実態調査等に重点を置いているところ、研究評価検討委員会においては、調査対象者として2年以内再入者等に焦点を当てるとの妥当性などについて活発な意見交換がなされた。その上で、政府の重要施策である2年以内再入率を減少させるための有効な施策の在り方等を検討するためには、2年以内再入者に焦点を当てて、その実態及び処遇状況等や再犯との関連性を研究するほか、比較対照群として、比較的長期にわたり再入所に至らなかつた者らを調査対象に加えることにも有効であること、具体的な調査手法や調査項目等については今後さらに検討の余地はあるものの、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補のほか、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用する予定であることなどの事情を勘案すれば、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであり、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みであることなどが確認された。研究手法の費用対効果に関しては、本研究で用いる基礎データの入手は法務省機関としての利点を活かしたものであり、実態調査についても法務省の関係部局の協力を得て実施する予定であるため、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は30点中24点である。

#### （3）有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」の見直し作業のための基礎資料を提供するものであり、法務省を始めとする行政機関等の施策の立案・改善において大いに利用される見込みがあるだけでなく、再犯防止は、刑事政策における最大の課題であり、大学の研究等においても大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

#### （4）総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

### 4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終

了から一定期間経過後の令和2年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

## 5. 事後評価の内容

本研究について、令和2年5月13日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

### （1）本研究の成果について

本研究の成果は、「犯罪白書（平成28年版・平成29年版）」、「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」（平成29年3月発刊）、「法務総合研究所研究部報告57 窃盗事犯者に関する研究」（平成29年3月発刊）及び「法務総合研究所研究部報告59 再犯防止対策等に関する研究」（平成30年3月発刊）において取りまとめた。研究部報告は、法務省関係部局や地方公共団体等に配布・周知されたほか、法務省ホームページでも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く公開され、一部の地方公共団体からは再犯者の実態等を把握する上で非常に有益であったとの感想を得た。また、令和元年（2019年）11月に開催されたアメリカ犯罪学会で口頭発表を行ったほか、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）のサイドイベントでも発表をする予定としている。

なお、海外調査の実施や報告書における考察に際しては、米国連邦司法省研究所（National Institute of Justice）、米国ワシントン州公共政策研究所（Washington State Institute for Public Policy）、ニュージーランド矯正庁（Department of Corrections）による専門的助言等を得た。

#### （ア）再犯の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、再犯の動向及び再犯者の実態等を分析した。具体的には、一般刑法犯全体における再犯者率の推移や入所受刑者人員に占める再入者率の推移の他、主要罪名ごとの再犯者率の推移、さらには、2年以内再入率について、出所受刑者の主要罪名ごとに、性別、年齢層別、出所事由別、刑期刑名別、入所度数別、帰住先別等を分析し、犯罪白書（平成28年版）に掲載した。

#### （イ）再犯に係る実態調査①

窃盗事犯者、高齢・障害犯罪者について、その者の基本的属性、犯罪の内容、処遇状況（特別調整や就労支援等）や出所後の医療・福祉的支援の有無等の観点から、再犯の状況を分析し、その結果を「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」及び「法務総合研究所研究部報告57 窃盗事犯者に関する研究」において記載した。

#### （ウ）再犯に係る実態調査②

受刑者男女896人を対象として、自記式質問紙により、犯罪からの離脱やその要因に関する受刑者自身の受け止め方などについて、初入者と再入者の別、あるいは再入者の中でも犯罪と関わりなく生活できた期間の長短といった観点から分析を行い、「法務総合研究所研究部報告59 再犯防止対策等に関する研究」で取りまとめた。

#### （エ）再犯防止施策に関する実地調査

総合対策に係る国の機関をはじめ、地方公共団体等において実施されている再犯防止に資する各種施策や取組の現状を実地調査し、犯罪白書（平成28年版・平成29年版）に掲載した。

#### （オ）諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査

諸外国における再犯者の実態や再犯防止の取組を調査し、「法務総合研究所研究部報告59 再犯防止対策等に関する研究」において取りまとめた。

- ・ 諸外国における再犯率の文献調査

文献等により、デンマーク、英国、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、カナダ、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等で、政府機関が再犯率を公表していることを確認し、このうち、英国、米国、韓国、ニュージーランドの再犯率の状況について研究部報告に記載した。

- ・米国における再犯防止の取組の実地調査

米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー」という考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制等を紹介した上で、連邦司法省研究所及びワシントン公共政策研究所の助言協力の下、再犯防止の取組やその効果検証の結果を実地調査し、日本の再犯防止対策への応用可能性について考察を行った。

- ・ニュージーランドにおける再犯防止の取組の実地調査

ニュージーランド矯正庁が行う「エビデンスに基づく実践」について実地調査を行い、同庁が再犯防止に最も顕著な効果を上げたと評価した「治療共同体」の実状とそれが日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

(カ) 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察

上記の各種調査・分析結果等を踏まえ、研究部報告において、今後の再犯防止対策の実効性を高める要因について、①立ち直り支援の実効性の向上、②地域社会の理解の増進という2つの視点から考察等を行った。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立・施行された。これにより、地方公共団体等の責務が明文化され、法務省においては、同法に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定への働きかけ等、再犯防止の実効性を高めるため、地域社会における「出番」と「居場所」を確保するための取組を一層推進することとされた。本研究は、現場が抱えるニーズを柔軟に捉えながら進め、最終的には、施策の検討や対外的な説明を補強する基礎資料の提供を目的として取りまとめたものであり、法務省の施策に関連して必要性が極めて高いものであった。再犯者の実態、特に、「犯罪をしなかった理由」の把握については、これまで個々のケースに係る経験の共有にとどまり、一定の標本数に対し科学的な手法で網羅的に行ったものは見当たらない。海外調査についても、政府機関が保有する情報を主として調査を進めたことから、民間の研究機関でこれを代替することは困難である。このように、必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高いものであったと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究は、事前評価時における議論等を踏まえ、処遇の実効性を高めるという観点から、再犯に至る主観的な側面に着目し、再入者について、短期間で犯罪を繰り返す者と比較的長期間犯罪からの離脱に成功していた者の相違を比較した。質問項目の設定に際しては予備調査を行うなど、その信頼性・妥当性を高める工夫を行った。海外調査については、日本の取組の実効性を高める観点から、海外の政府研究機関から、再犯防止施策の評価手法や検証結果に関する情報を積極的に入手し、内容を取りまとめた。したがって、本研究における調査対象の設定は適切であったといえる。また、本研究は、再犯防止施策（検察・矯正・更生保護）の実務経験や英語力を有する研究官等で構成されるチームで実施し、分析や取りまとめに際しては、犯罪学に関して高度な専門知識を有する海外の政府研究機関から助言を得るなどして実施体制の強化に努めている。したがって、本研究の実施体制・手法は適切であったと言える。さらに、本研究に用いたデータ

は、法務省内各機関や海外政府関係機関の協力により入手したものであり、その分析・解釈に当たっても、犯罪者処遇の実務経験や英語力を有する研究官等の専門的知見に基づき、既存の設備・備品等を活用して行っており、従前の想定と異なる特段の追加的費用は発生しなかった。したがって、本研究の研究手法はその目的・趣旨に照らし合理的である。このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高いものであったと認められる。

#### (有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、その一部を複数の犯罪白書及び研究部報告で紹介した後、「法務総合研究所研究部報告59再犯防止対策等に関する研究」として一般公開した。複数の成果物に分散して掲載されたことにより、本研究の全体像が把握しづらくなった点はあるが、法務総合研究所研究部報告59の公表後は、研究成果について周知を図り理解を深めるため、記者説明、各種冊子への投稿、国際会議等での発表を積極的に行った。これらの記述内容は、刑事政策の実務に精通しない地方公共団体等の職員が読むことを想定し、平易な言葉を用い、図表やイラストを多用するなど、専門知識がなくとも読み進められるような工夫を徹底した。海外調査については、英語を機械的に直訳するのではなく、施策等の実施に至った背景や文化的な相違等を直接現地に確認し、コミュニケーションを重ねながら日本語に訳す工夫を徹底した。また、本研究は「再犯防止推進計画」など政府の基本方針に沿ったものである上、その成果は内部部局に共有され、施策の検討や対外的な説明の基礎資料として活用されている。受刑者の意識調査等について、一部の地方公共団体からは再犯者の内面を把握する上で非常に参考になったとの感想を得ている。このように、効率性を評価する2項目の評点は、20点中17点であったことから、本研究の効率性は、相応に高いものであったと認められる。

#### (3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれも認められ、評点の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があった。」と評価できる。

### 6. 学識経験を有する者の知見の活用

#### (1) 実施時期

#### (2) 実施方法

#### (3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

### 7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）<sup>\*7</sup>

### 8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査

### 9. 備考

本研究については、事前評価の後、研究の進展に伴い、研究成果の発表形態・時期及び研究名称について以下のとおり変更があった。

#### (1) 研究成果の発表形態・時期の変更

研究の成果をできるだけ早く世に出し、再犯防止に向けた総合対策の見直し作業等にリアルタイムで役立てるという趣旨で、比較的早い段階で研究成果が出た部分については、研究部報告として一つにまとめた形での発刊（平成30年度末）を待たず、切り離して先に公表する扱いとし、当初の研究計画の一部（2（3）イ（ア）、（イ）及び（エ））を変更した。

##### ○ 2（3）イ（ア）再犯の動向

平成28年版犯罪白書において、多角的な観点から2年以内再入率等に関する分析を行い、特集として掲載した。引き続き、平成29年版、平成30年版においても、最新データを用いた2年以内再入率等に関する分析結果を掲載し、いわば定点観測の対象として扱うようになった。

##### ○ 2（3）イ（イ）再犯に係る実態調査①

平成28年度に刊行された「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」及び「法務総合研究所研究部報告57 窃盗事犯者に関する研究」において、それぞれ再犯に係るパートを設けて記載した。

##### ○ 2（3）イ（エ）再犯防止施策に関する実地調査

平成28年版犯罪白書の特集コラムにおいて、国及び民間による取組を比較的詳細に紹介した。また地方公共団体による取組を、平成29年版犯罪白書の特集コラムにおいて具体的に紹介した。

#### (2) 研究名称の変更

研究名称を、変更後の研究内容に合致する「再犯防止対策等に関する研究」に改めた。

---

\*1 「一般刑法犯」

刑法犯全体から過失運転致死傷等を除いたものをいう。

\*2 「刑務所出所者等」

刑務所出所者及び少年院出院者をいう。

\*3 「2年以内再入率」

出所年等を含む2年間（出所等した年の翌年の年末まで）において刑務所等に再入所する者の割合をいう。

\*4 「再犯者率」

検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

\*5 「再入者率」

入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。

\*6 「特別調整」

被収容者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものに対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整についての特別の手続をいう。

\*7 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

#### 第3 再犯防止のための重点施策

##### 3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

### 3－(3) 既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ、満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について、関係省庁の連携の下で、検討を行う。

### 第4 再犯防止対策の数値目標

刑務所出所者等の再犯防止における本対策の効果をできる限り的確に捉えるため、出所等年を含む2年間において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を数値目標における指標とする。

なお、上記期間は、出所等後において最も再入所率が高い時期となっており、この期間における再犯を防止する効果は大きいと考えられる。

そこで、過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。

### 第5 推進体制

#### 5－(2) 対策の見直し

本対策については、社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年後を目途に見直しを行う。

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

- A…評点 10 点
- B…評点 7 点
- C…評点 5 点
- D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 合計点 56 点以上        | … 大いに効果があった。  |
| 合計点 49 点以上 56 点未満 | … 相当程度効果があった。 |
| 合計点 35 点以上 49 点未満 | … 効果があった。     |
| 合計点 35 点未満        | … あまり効果がなかった。 |

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるものとする。

### 第4 評価項目

#### 1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

##### (1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

###### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

**(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

**(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

**(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

**(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

**(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

**(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の有効性】**

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

## 事後評価結果表

## 【再犯防止対策等に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策等に関連して必要なものか。	A	10点	平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立・施行された。これにより、地方公共団体等の責務が明文化され、法務省においては、同法に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定への働きかけ等、再犯防止の実効性を高めるため、地域社会における「出番」と「居場所」を確保するための取組を一層推進することとされた。本研究は、現場が抱えるニーズを柔軟に捉えながら進め、最終的には、施策の検討や対外的な説明を補強する基礎資料の提供を目的として取りまとめたものであり、法務省の施策に関連して必要性が極めて高いものと考えられる。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	再犯者の実態、特に「犯罪をしなかった理由」の把握については、これまで個々のケースに係る経験の共有にとどまり、一定の標本数に対し科学的な手法で網羅的に行ったものは見当たらない。海外調査についても、政府機関が保有する情報を主として調査を進めたことから、民間の研究機関でこれを代替することは困難である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究は、事前評価時における議論等を踏まえ、処遇の実効性を高めるという観点から、再犯に至る主観的な側面に着目し、再入者について、短期間で犯罪を繰り返す者と比較的の長期間犯罪からの離脱に成功していた者の相違を比較した。質問項目の設定に際しては、予備調査を行うなど、その信頼性・妥当性を高める工夫を行った。海外調査については、日本の取組の実効性を高める観点から、海外の政府研究機関から、再犯防止施策の評価手法や検証結果に関する情報を積極的に入手し、内容を取りまとめた。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、再犯防止施策（検察・矯正・更生保護）の実務経験や英語力を有する研究官等で構成されるチームで実施し、分析や取りまとめに際しては、犯罪学に関して高度な専門知識を有する海外の政府研究機関から助言を得るなどして実施体制の強化に努めた。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータは、法務省内各機関や海外政府関係機関の協力により入手したものであり、その分析・解釈に当たっても、犯罪者処遇の実務経験や英語力を有する研究官等の専門的知見に基づき、既存の設備・備品等を活用して行っており、従前の想定と異なる特段の追加的費用は発生しなかった。したがって、本研究の研究手法はその目的・趣旨に照らし合理的である。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	B	7点	本研究の研究成果は、その一部を複数の犯罪白書及び研究部報告で紹介した後、「法務総合研究所研究部報告59再犯防止対策等に関する研究」として一般公開した。複数の成果物に分散して掲載されることにより、本研究の全体像が把握しづらくなった点はあるが、法務総合研究所研究部報告59の公表後は、研究成果について周知を図り理解を深めるため、記者説明、各種冊子への投稿、国際会議等での発表を積極的に行なった。これらの記述内容は、刑事政策の実務に精通しない地方公共団体等の職員が読むことを想定し、平易な言葉を用い、図表やイラストを多用するなど、専門知識がなくとも読み進められるような工夫を徹底した。海外調査については、英語を機械的に直訳するのではなく、施策等の実施に至った背景や文化的な相違等を直接現地に確認し、コミュニケーションを重ねながら日本語に訳する工夫を徹底した。なお、一部の地方公共団体の職員や民間関係者等からは、非常に読みやすかったとの感想を得ている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は「再犯防止推進計画」など政府の基本方針に沿ったものである上、その成果は内部部局に共有され、施策の検討や対外的な説明の基礎資料として活用されている。また、受刑者の意識調査等について、一部の地方公共団体からは、再犯者の内面を把握する上で非常に参考になったとの感想を得ている。

評点合計： 67点 / 70点

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

(法務省 1-(7))

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (暴力犯罪者に関する研究)				
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))				
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。				
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状 況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	2,219 0 0	716 0 0	— — —
	合計(a+b+c)	2,219	716	—	
	執行額(千円)	2,219	716	—	
政 策 評 価 実 施 時 期	令和2年9月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課		
評 価 方 式	事業評価方式				

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

傷害や暴行を中心とするいわゆる暴力犯罪<sup>\*1</sup>は、国民にとって身近に起りうる犯罪であり、被害者の心身に対する有形無形の侵害も大きく、平穀な日常生活を脅かして社会不安を増大させる犯罪である。この点、我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに11年連続で減少し、平成25年は昭和56年以来32年ぶりに200万件を下回ったものの、暴力犯罪に関しては、他の罪種と比べて認知件数の減少幅が小さく、平成25年の認知件数は20年前の平成6年と比べると約2.5倍であり、依然として高い水準にある。特に傷害、暴行及び脅迫については、減少傾向にあった各認知件数が平成24年から再び増加に転じるなど、憂慮すべき状況にある。

検挙人員の面でも、高齢者による傷害及び暴行が増加傾向にあり、傷害罪による全部執行猶予者の保護観察率<sup>\*2</sup>は、他の罪名と比べて比較的高い傾向にあるところ、傷害・暴行による保護観察対象者の取消・再処分率<sup>\*3</sup>は、窃盗や覚せい剤取締法違反とともに高い水準で推移している。出所受刑者の5年以内累積再入率<sup>\*4</sup>でも、傷害・暴行は、窃盗や覚せい剤取締法違反等に次いで高く、再犯に及ぶ者の割合が比較的高いことがうかがえる。

かかる情勢に照らせば、暴力犯罪に関する適切な犯罪防止及び再犯防止の対策は、我が国の治安を維持・改善する上で極めて重要であり、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、再犯防止のための重点施策の一つとして、「対象者の特性に応じた指導及び支援」の強化が掲げられ、再犯リスクの高い対象者、とりわけ対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することの重要性が指摘されている。また、平成25年12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援を充実強化する旨の方針が決定され、その一環として、「対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実」や「少年院における対人暴力・不良交友等の問題性を抱える者に対する効果的な指導方法の開発」のほか、「処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況を綿密に把握し、問題の改善に向けた指導を行う」ことなどが求められており、これらの課題を検討す

るためには、その前提として暴力犯罪の実態を解明することが必要不可欠である。

この点、暴力犯罪に関連する先行研究としては、「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」と題して特集を組んだ平成14年版犯罪白書において、強盗や傷害等の9罪種に焦点を当てて警察等の統計資料を基に動向分析を行い、犯罪が凶悪化する傾向にあり、集団的犯行が増加していることなどを明らかにしたが、当時は刑法犯全体の認知件数が増加し続けていた状況にあり、その後10年以上が経過し、我が国の犯罪情勢が大きく変貌している中で、再び増加傾向にある暴力犯罪に関しては、「高齢者」「女子」等といった対象者の特性に応じて、その動向や実態を改めて詳細に調査・分析することが必要である。また、暴力犯罪に対する効果的な再犯防止対策を検討するに当たっては、暴力犯罪を繰り返す傾向のある犯罪者の特性について掘り下げて調査分析する必要があるところ、かかる観点からの調査研究は必ずしも十分とは言い難く、暴力犯罪の実態解明に焦点を当てた調査研究を実施する必要性は極めて高い。

## (2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「暴力犯罪の実態を明らかにし、暴力等の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供すること」である。

## (3) 具体的内容

### ア 研究期間

平成28年度から平成29年度までの2か年

### イ 研究内容

#### (ア) 暴力犯罪の動向分析

警察、検察、裁判、矯正、更生保護各段階での統計資料に基づき、暴力犯罪の発生状況等（加害者の属性、犯行態様、加害者と被害者の関係、動機、前歴等）及び処遇状況の動向について分析・検討する。

#### (イ) 暴力犯罪者に関する実態調査

暴力犯罪に相当する犯罪によって有罪となり、矯正施設等の処遇を受けた者について、検察庁又は矯正施設等の記録に基づき、対象者の属性、犯罪内容、生活環境、交友関係、刑事処分歴等に関する調査を行うとともに、可能な範囲内で、再犯の有無等について成り行き調査を実施するほか、対象者の意識等に関する質問紙調査を実施する。

#### (ウ) 暴力犯罪者に対する処遇に関する実地調査

矯正施設、保護観察所等における処遇の現状を把握するため、各施設への実地調査を行う。

#### (エ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、暴力犯罪の実態や処遇の実情、再犯状況等を明らかにし、これらの者に対する処遇及び再犯防止対策の課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告、犯罪白書特集として発刊する。

## 3. 事前評価の概要

本研究について、平成27年4月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1（別紙1）に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

### (1) 必要性

本研究の対象である暴力犯罪については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」においても、対人暴力等の問題性が大きい者について、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することが重点施策として明示されているなど、法務省の施策と密接に関連しており、本研究を実施する必要性は極めて高い。また、近年、暴力犯罪の実態を明らかにする調査研究は行われていないことに加え、暴力犯罪を繰り返す傾向にある犯罪者の特性を把握すべく対象者の意識等を調査分析した調査研究も行われていない。これらの研究をするに当たっては、検

察庁又は矯正施設等の公的な資料等や質問紙調査等の手法による調査研究が必要となるところ、法務総合研究所では可能であるものの、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。さらに、近年多くの犯罪の認知件数が減少している中で、暴力犯罪についてはその減少幅が小さく、暴行や脅迫については増加している傾向にあることや、政府の重要施策である「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導・支援を充実強化する旨の方針が出されているため、暴力犯罪における実態等に関する基礎資料を提供することは必要不可欠なことであり、本研究は、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

#### (2) 効率性

本研究においては、暴力犯罪の検挙人員に占める若年者の割合が高く、初期段階での適切な指導・支援の充実強化が重要であることや、効果的な処遇の在り方を検討する上で暴力犯罪を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を明らかにする必要性が高いことなどから、暴力犯罪により保護処分の対象となった少年や問題性の大きい暴力犯罪の受刑者等を調査対象としており、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。なお、暴力犯罪の実態を明らかにする観点から、微罪処分を含めた暴力犯罪の動向の調査を検討する余地もあるが、データ収集上の制約等も考慮する必要がある。本研究は、暴力犯罪の処遇に関する実務経験を有する検察・矯正・保護の研究官等で構成されるチームで実施し、また使用するデータは、公的資料や矯正施設等から入手するもので信頼性があり、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、非常に適切なものとなる見込みである。さらに、研究手法の費用対効果に関しては、本研究で用いるデータの入手は法務省機関としての利点を活かしたものであり、分析については、研究官等が専門的知見をもって、既存の設備・備品等を活用して行うものであり、非常に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

#### (3) 有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「『世界一安全な日本』創造戦略」に沿ったものである上、暴力犯罪の実態等はこれまで十分に解明されているとは言えない状況にあるため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

#### (4) 総合的評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

### 4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和2年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

### 5. 事後評価の内容

本研究について、令和2年5月13日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

## (1) 本研究の成果について

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「『世界一安全な日本』創造戦略」を踏まえ、国民が不安を抱き、社会的関心も高い暴力犯罪について、その動向、暴力犯罪者の特性等や処遇の現状を明らかにするため、公的統計や特別調査、実地調査等に基づき、以下の知見を得た。

### ア 暴力犯罪の動向

傷害、暴行の認知件数は、平成12年に激増し、傷害は、15年をピークに減少傾向にあるが、20年以降、2万件台で推移している。暴行は、18年以降、3万件台で高止まりの状況にある。他方、殺人や強盗の認知件数は、15年をピークに減少している。検挙人員・起訴人員においても、傷害、殺人、強盗は減少傾向にあるが、暴行の検挙人員は、増加傾向ないし横ばいの状態にある。

平成29年の通常第一審において傷害で有期懲役刑を言い渡された者の全部執行猶予率は約6割であるが、殺人、強盗では約4分の1にとどまる。

殺人、傷害、暴行、強盗の入所受刑者は増加ないし増加傾向にあったが、平成16年ないし20年をそれぞれピークとしてその後は減少傾向にある。いずれの罪名も65歳以上の年齢層の占める割合が上昇傾向にあって、29年は殺人、暴行では15パーセントを超えるが、傷害、暴行では6パーセント台である。入所度数別に見ると、1度の者は、殺人では8割、強盗では7割であるが、傷害では4割、暴行では3割にとどまる。刑期別では、暴行において、6月以下の刑の者の占める割合が3割を超えていている。

保護観察開始人員について、仮釈放者は、殺人、傷害、強盗は減少傾向にあるが、暴行は少ない人員で増減を繰り返している。いずれの罪名も65歳以上の年齢層の者の占める割合が上昇傾向にある。保護観察付全部・一部執行猶予者では、傷害は減少傾向にあり、殺人、暴行、強盗は少ない人員で増減を繰り返している。仮釈放率は、強盗、殺人、傷害、暴行の順に高い。

傷害の再犯者の人員は、減少傾向にあるが、再犯者率は、おおむね上昇傾向にある。暴行では、再犯者<sup>\*5</sup>、初犯者共に増加傾向にあり、再犯者率は、40パーセント前後で推移している。傷害の再入者<sup>\*6</sup>の人員も、減少傾向にある。暴行は、傷害よりも再入者率が一貫して高い。5年以内再入者に占める同一罪名再入者の割合は、傷害では約2割、暴行では約1割であるが、殺人、脅迫、強盗等を含めた暴力犯罪による再入者の割合では、前刑罪名が傷害の者で約3割、暴行の者で約4割であった。出所受刑者の5年以内再入率は、暴行が傷害や総数よりも高い。傷害、暴行のいずれも、5年以内に再入所した者のうち約半数が2年以内に再入所している。出所受刑者の2年以内再入率の推移を見ると、傷害ではおおむね横ばいに推移している。暴行では出所年による変動が大きいものの、傷害及び総数と比べると一貫して高い。保護観察が終了した仮釈放者・保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率を見ると、傷害・暴行共に、保護観察終了時に無職だった者は、有職であった者に比べ、取消・再処分率が高い。

### イ 特別調査

平成28年6月頃、全国の刑事施設に入所した受刑者に対し、心理的特徴（基本的性格傾向、攻撃性、社会的自己制御、アルコール使用障害リスク・薬物乱用重症度）に関する質問紙調査を実施し、犯行態様、背景事情についての記録調査結果と併せて分析した。対象となった暴力犯罪受刑者は176人（男性159人、女性17人）であり、比較対照のため、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者も分析の対象とした。

窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、暴力犯罪受刑者の平均年齢は低く、29歳以下の年齢層の占める割合や、「暴力団関係者」、「保護処分歴あり」の者等の占める割合が高かった。

暴力犯罪受刑者の心理的特徴は、男女で異なり、男性では、協調性が低く、攻撃性やアルコール使用障害リスクが高いなどの傾向が認められたが、女性では、攻撃性やアルコール使用障害リスクにつき、罪種間での有意な差は認められなかった。

暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因に関し、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「早期逆境・問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、4つのクラスターが見いだされた。また、暴力犯罪で刑事処分を受けた回数と特性等による類型化のため、決定木分析を用いて検討したところ、暴力団加入歴の有無、不安定な稼働歴の有無、本件時の飲酒の有無、本件時の凶器使用の有無、痴情のもつれ・異性関係が犯行の動機であるかどうかが刑事処分回数の多寡を分ける要因と判明し、6類型に分類された。

さらに、平成25年中に保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者のうち、本件処分に係る刑の主たる罪名が暴力犯罪である者につき、保護観察官が事件記録に基づいて犯行の態様や保護観察終了時の状況等の情報を記入する方法により調査を実施した。439人（男子400人、女子39人）の対象者のうち、男女共に29歳以下の年齢層が約4割を占め、罪名では、傷害が過半数を占めたが、次いで多かったのは男性では強盗、女性では殺人であった。保護観察終了事由につき、取消・再処分ありの者は127人（28.9パーセント）であり、保護観察開始時までの薬物使用「該当あり」、本件時以外の問題飲酒「あり」、類型「家庭内暴力」の「認定あり」の者の占める割合が高く、保護処分歴等の非行歴の項目につき「該当なし」の者の占める割合が低かった。犯行態様や背景事情等の要因の関連につき、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、4つのクラスターが見いだされた。また、取消・再処分の有無と特性等による類型化のため、更に決定木分析を用いて検討したところ、保護処分歴の有無、本件での凶器の使用の有無、本件時以外の問題飲酒の有無、本件までの日常的な暴力の有無、本件被害者との面識の有無が取消・再処分の有無を分ける要因と判明し、6類型に分類された。

#### ウ 暴力犯罪者の処遇

刑事施設における暴力犯罪者に対する処遇として、暴力防止プログラムの概要を紹介した。また、黒羽刑務所、横浜刑務所及び新潟刑務所を実地調査し、その結果を紹介した。

少年院における処遇としては、暴力防止指導（刑事施設における暴力防止プログラムを参考に開発された「暴力防止のためのプログラム」を中心とした特定生活指導の一つ）の概要を紹介した。また、多摩少年院、播磨学園及び筑紫少女苑を実地調査し、その結果を紹介した。

更生保護において暴力犯罪により保護観察に付された者に対し実施している処遇施策としては、「類型別処遇」の中に類型「家庭内暴力」及び類型「暴力団関係」があり、さらに、平成20年度から、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者を対象に、「暴力防止プログラム」を実施していることから、その概要を紹介するとともに、東京保護観察所において、同プログラムの実施経験を有する保護観察官複数名に対しグループ・インタビューを実施した。

#### エ まとめと提言

暴力犯罪者に対するより効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方の検討に役立てるという観点から、暴力犯罪者は一様な存在ではなく、類型に応じて介入すべき心理的特徴にも差異があることを前提に、現在刑事施設等及び更生保護段階で行われている暴力防止プログラムや暴力防止指導等の介入プログラムにつき、柔軟に各種ニーズに対応できるよう、アセスメントと指導の内容を拡充すること、就労支援やアルコール使用障害・薬物依存症の治療といった他の方策との有機的連携や関係機関との情報共有が望まれること、家庭内暴力等については更なる実態解明に向けた調査研究が必要であること等を論じた。

#### オ 成果物

本研究の成果は、平成31年3月、「法務総合研究所研究部報告60暴力犯罪者に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に

配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、平成30年版犯罪白書特集（進む高齢化と犯罪）のうち、第4章「高齢犯罪者による各種犯罪」第3節「傷害・暴行」についても本研究の一部として実施しており、前記研究部報告同様、広く配布・送付されるとともに、法務省ホームページ上で公開されている。

## （2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

### （必要性の評価項目）

犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」において、対人暴力等の問題性が大きい者について、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することが重点施策として明示されたほか、その後も、「『世界一安全な日本』創造戦略」において暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化が、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「再犯防止推進計画」において対象者の問題性に応じた指導の一層の充実が求められるなどしておる、本研究は、法務省の重要な施策である再犯防止対策等に密接に関連し、実施する必要性が極めて高い。また、近年、暴力犯罪の実態解明に焦点を当てた網羅的な調査研究は行われていないことに加え、暴力犯罪を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を把握すべく対象者の意識等を調査分析した例も、これまで見当たらない。暴力犯罪について、検察庁や矯正施設における記録等に基づいた調査分析や受刑者に対する質問紙調査等の手法による研究を実施することは、法務総合研究所では可能であるが、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。このように、必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高いものであったと認められる。

### （効率性の評価項目）

動向分析においては、公的統計等をもとに、傷害、暴行、殺人、強盗等につき検挙段階から検察、裁判、矯正、保護の各段階における動向や再犯動向の分析を行っており、全体を網羅する形となっている。暴力犯罪には多様な犯罪が含まれる中、処遇の実情を踏まえて、犯罪性の差異を意識した上で射程を明確にした適切な検討を行っている。特別調査では、全国の刑事施設に入所した受刑者に対する質問紙調査及び保護観察付全部執行猶予者についての保護観察官に対する調査を実施しており、暴力犯罪により受刑に至った者と、執行猶予となった者の双方を把握する見地からの対象設定がなされている。加えて、犯罪白書特集において高齢の暴力犯罪者を対象とした事件記録調査を実施しており、その特性に応じた調査対象の設定もなされている。また、本研究は、暴力犯罪の事件処理及び処遇に関し検察・矯正・更生保護における実務経験を有する研究官等で構成されるチームで実施し、その体制は適切である。動向分析に使用したデータは、検察庁や刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、信頼性が高く、また、特別調査により得られたデータ分析においても、統計学的に妥当な分析手法が用いられている。本研究の実施体制・手法は適切であった。さらに、本研究に用いたデータは、公表されている統計のほか、法務省内各機関の協力により入手したものであり、その分析に当たっても、事件処理・犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見に基づき、既存の設備・備品等を活用して行っており、従前の想定と異なる特段の追加的費用は発生しなかった。したがって、本研究の研究手法はその目的・趣旨に照らし合理的である。このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高いものであったと認められる。

### （有効性の評価項目）

本研究の研究成果は、「法務総合研究所研究部報告60暴力犯罪者に関する研究」として刊行されたほか、平成30年版犯罪白書特集「進む高齢化と犯罪」の一部としても公表

された。これらの記述内容は、図表を適宜使用しつつ、検証可能な形でデータを提示し、分析の根拠・内容を平易に記載しており、専門的知識がさほどなくとも読み進められるよう工夫がなされている。本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「『世界一安全な日本』創造戦略」、「再犯防止推進計画」に沿ったものである上、暴力犯罪に焦点を当てた調査研究はこれまで例が乏しく、暴力犯罪の実態等はこれまで十分に解明されているとは言えない状況にあったため、前記各施策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、処遇現場における対象者の特性を踏まえた処遇の実施、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高いものであったと認められる。

### (3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれも認められ、評点の合計は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

### (1) 実施時期

### (2) 実施方法

### (3) 意見及び反映内容の概要

ア [意見]

[反映内容]

## 7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」<sup>\*7</sup>（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
- 「世界一安全な日本」創造戦略<sup>\*8</sup>（平成25年12月10日閣議決定）
- 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日施行）

3条4項 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

11条1項 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 「再犯防止推進計画」<sup>\*9</sup>（平成29年12月15日閣議決定）

## 8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査

## 9. 備考

○平成14年版犯罪白書「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」

## ○平成30年版犯罪白書「進む高齢化と犯罪」

---

### \*1 「暴力犯罪」

事前評価の段階では、「粗暴犯」（傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反）を研究対象としていたが、刑事施設や保護観察所での処遇の状況を調査したところ、殺人や強盗など、道具体的に暴力を用いている罪種についても、傷害、暴行と同様に介入を行っていることが判明したことから、これらを含めた「暴力犯罪者」を研究対象とした。また、同様に事前評価の段階では、少年も対象に含める方向で検討していたが、近時の少年による傷害・暴行等事案の減少に比べ、高齢者の傷害・暴行等事案が増加しているため、高齢暴力犯罪者の実態調査を実施し、平成30年犯罪白書第7編第4章第2節及び第3節に取りまとめた。

### \*2 「執行猶予者の保護観察率」

懲役又は禁錮の執行猶予の言渡しを受けた人員のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者の占める割合をいう。

### \*3 「保護観察対象者の取消・再処分率」

保護観察終了者人員のうち、保護観察期間中に刑事処分等を受け、又は遵守事項違反若しくは再犯・再非行により仮釈放等を取り消された者の占める割合をいう。

### \*4 「出所受刑者の5年以内累積再入率」

出所受刑者のうち、出所年を含む5年間に刑務所に再入所した者の占める割合をいう。

### \*5 「再犯者」

前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

### \*6 「再入者」

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

### \*7 「再犯防止に向けた総合対策」

#### 第3 再犯防止のための重点施策

##### 1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

###### (6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

暴力団関係者に対しては、関係機関の情報連携の下で、個々の離脱意志の程度、暴力団との関係性、刑務所等での暴力団離脱指導の受講態度等に関する情報を的確に把握し、真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する。

また、再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施する。

##### 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

###### (1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

### \*8 「『世界一安全な日本』創造戦略」

#### III 戰略の内容

##### 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

###### (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化

###### ⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化

刑事施設におけるアルコールに係る問題を抱えた者に対する指導体制の強化、暴力団からの離脱指導の充実、対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実、少年院にお

ける対人暴力・不良交友等の問題性を抱える者に対する効果的な指導方法の開発、少年院の在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るとともに、処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況の綿密な把握に努め、問題の改善に向けた指導を行う。

\*9 「再犯防止推進計画」

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

ア 各種指導プログラムの充実

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。

合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求める能够とするものとする。

### 第4 評価項目

#### 1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

##### (1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

###### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

**(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

**(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

**(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。**

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることとは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

### 2 事後評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### (1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

##### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、実際の研究成果が、現に、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高かったと認められることから、この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し、又は、法務省の施策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり、実施の必要性が乏しかった。

#### (2) 代替性のない研究であるか。

##### ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で現に実施されておらず、実施された研究の成果が他では得られないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上、研究の価値、効果も高いといえることから、この点を評価する。

#### イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず、今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが、研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

#### (3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

**(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

**(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の効率性】**

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

**イ 評価の基準**

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

**(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。**

**ア 評価の観点【主に研究の有効性】**

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…実務家にとっても、研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間要する。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されたことは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。なお、当該研究の性質上、評価実施時期までに利用されていなくても、中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては、その有効性を認め得ることから、評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に大いに利用された、又は、今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用された、又は、今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に多少利用された、又は、今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されず、かつ、今後利用される見込みも乏しい。

## 事後評価結果表

### 【暴力犯罪者に関する研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策等に関連して必要なものか。	A	10点	犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」において、対人暴力等の問題性が大きい者について、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することが重点施策として明示されたほか、その後も、「『世界一安全な日本』創造戦略」において暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化が、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「再犯防止推進計画」において対象者の問題性に応じた指導の一層の充実が求められるなどしており、本研究は、法務省の重要な施策である再犯防止対策等に密接に関連し、実施する必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	近年、暴力犯罪の実態解明に焦点を当てた網羅的な調査研究は行われていないことに加え、暴力犯罪を繰り返す傾向のある犯罪者の特性を把握すべく対象者の意識等を調査分析した例も、これまで見当たらない。暴力犯罪について、検察庁や矯正施設における記録等に基づいた調査分析や受刑者に対する質問紙調査等の手法による研究を実施することは、法務総合研究所では可能であるが、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	動向分析においては、公的統計等をもとに、傷害、暴行、殺人、強盗等につき検挙段階から検察、裁判、矯正、保護の各段階における動向や再犯動向の分析を行っており、全体を網羅する形となっている。暴力犯罪には多様な犯罪が含まれる中、処遇の実情を踏まえて、犯罪性の差異を意識した上で射程を明確にした適切な検討を行っている。また、特別調査では、全国の刑事施設に入所した受刑者に対する質問紙調査及び保護観察付全部執行猶予者についての保護観察官に対する調査を実施しており、暴力犯罪により受刑に至った者と、執行猶予となった者の双方を把握する見地からの対象設定がなされている。加えて、犯罪白書特集において高齢の暴力犯罪者を対象とした事件記録調査を実施しており、その特性に応じた調査対象の設定もなされている。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究は、暴力犯罪の事件処理及び処遇に關し検察・矯正・更生保護における実務経験を有する研究官等で構成されるチームで実施し、その体制は適切である。また、動向分析に使用したデータは、検察庁や刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており、信頼性が高く、また、特別調査により得られたデータ分析においても、統計学的に妥当な分析手法が用いられている。
有効性	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータは、公表されている統計のほか、法務省内各機関の協力により入手したものであり、その分析に当たっても、事件処理・犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知識に基づき、既存の設備・備品等を活用して行っており、従前の想定と異なる特段の追加的費用は発生しなかった。したがって、本研究の研究手法はその目的・趣旨に照らし合理的である。
	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、「法務総合研究所研究部報告60暴力犯罪者に関する研究」として刊行されたほか、平成30年版犯罪白書特集「進む高齢化と犯罪」の一部としても公表された。これらの記述内容は、図表を適宜使用しつつ、検証可能な形でデータを提示し、分析の根拠・内容を平易に記載しており、専門的知識がさほどなくとも読み進められるよう工夫がなされている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」や「『世界一安全な日本』創造戦略」、「再犯防止推進計画」に沿ったものである上、暴力犯罪に焦点を当てた調査研究はこれまでに例が乏しく、暴力犯罪の実態等はこれまで十分に解明されているとは言えない状況にあつたため、前記各施策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、処遇現場における対象者の特性を踏まえた処遇の実施、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。

評点合計： 70点 / 70点

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 - (8))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け : II - 5 - (2))				
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を通じて、サイバー犯罪<sup>*1</sup>に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。</li> <li>・研修を通じて、犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。</li> <li>・地域に密着した広報活動を通じて、国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,373,731	3,142,750	3,722,787
	補正予算(b)	478,638	565,069	426,249	—
	繰越し等(c)	△315,860	△222,131	—	/
	合計(a+b+c)	3,536,509	3,485,688	—	
	執行額(千円)	3,444,211	3,318,837	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）<sup>*2</sup>第19条</li> <li>○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）<sup>*3</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>V-第2-3-(1) 一オ 職員等に対する研修の充実等</li> </ul> </li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*4</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>III-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上</li> </ul> </li> </ul>				

測定指標	令和元年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的知識を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修（中級編）<sup>*5</sup>を実施した。</p> <p>同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレン</p>		

ジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）<sup>6</sup>を実施した。

同研修では、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため、パソコン、スマートフォン等の証拠保全、データ解析等の実習等を実施した。

同研修の実施に当たっては、平成30年度に実施した結果を踏まえて、研修内容の一部を講義形式から実習形式にするなどの見直しを行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 デジタルフォレンジック研修Ⅰ <sup>7</sup> 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（%）	95.0 (57/60)	100.0 (60/60)	100.0 (60/60)	—	—
2 デジタルフォレンジック研修Ⅱ <sup>8</sup> （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（%）	92.0 (46/50)	98.0 (49/50)	100.0 (50/50)	—	—
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（%）	—	—	—	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（%）	—	—	—	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)

測定指標	令和元年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（%）	90以上	達成

#### 施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員<sup>9</sup>及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う弁護士による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各府における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高

検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）（%）	94.9 (75/79)	93.6 (73/78)	88.5 (69/78)	94.9 (75/79)	96.9 (63/65)

測定指標	令和元年度目標	達成			
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。					
参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	27年度 1,029	28年度 1,121	29年度 1,104	30年度 1,231	元年度 1,105

評価	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
		(判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標2及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標1について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。	
施策の分析			
(測定指標の目標達成度の補足)			

結果	<p><b>【測定指標1】</b></p> <p>令和元年6月24日から同月28日までの5日間及び同年9月9日から同月13日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修（中級編）を実施し、令和元年11月18日から同月22日の5日間、地方検察庁の検察事務官16名を対象としてデジタルフォレンジック研修（上級編）を実施した（別紙1-1参照）。令和2年3月2日から同月6日までの間も同研修を実施予定（参加予定者14人）であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。</p> <p>デジタルフォレンジック研修（中級編）では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。</p> <p>デジタルフォレンジック研修（上級編）では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。</p> <p>上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施した結果、76名全員（デジタルフォレンジック研修（中級編）60名、デジタルフォレンジック研修（上級編）16名）から回答を得ることができ、各研修の全研修員から「概要について理解した」若しくは「実務に従事できる程度の理解を得た」又は「更に理解を深められた」若しくは「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た（別紙1-2参照）。</p> <p>また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p><b>【測定指標2】</b></p> <p>令和元年7月12日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者65名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙2-1参照）。</p> <p>同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う弁護士による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。</p> <p>また、平成30年度に実施した同研修のアンケート調査の結果を踏まえ、令和元年度は、研修員の選定方法の見直しを行った。</p> <p>そのほか、平成30年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。</p> <p>研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全員から回答を得た（別紙2-2及び2-3参照）。その結果、研修全般の内容については、63名（96.9パーセント）が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「犯罪被害者等の保護・支援の立法経緯やその必要性・重要性について分かりやすく説明がなされ被害者支援員の意義を新たに認識することができた。」「被害者支援の制度および意義について改めて確認できた。具体的支援の経験が少ないところ、経験及び知識が豊富な講師から具体的な方法等を学ぶことができるので実務に大いに役立つ有意義な研修であった。」「全国の被害者支援員が集まり、統一のテーマについて認識したり、協議等をすることについては意味がある。特にフリーディスカッションは各庁の取り組み等について知る上で、非常に有意義であると思う。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。</p>
----	--

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標を達成したと評価できる。

#### 【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3－1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている現行学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和元年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,105回であり、活動への参加人数は合計5万4,788人であった（別紙3－2参照）。実施回数は昨年度より100件程度減少しているものの、依然として1,000回以上の高い水準を維持している上、参加人数自体は昨年度から増加している（昨年度参加人数合計3万7,611人）。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数601回、参加人数は1万5,355人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が165回、参加人数は4,962人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

#### 【測定指標1、2、3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和元年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、物品の購入計画の変更等を行うことにより、本施策にかかる令和2年度予算概算要求額を前年度比約2億1,200万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

#### 【測定指標1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況

であるため、より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）、デジタルフォレンジック研修（中級編）、デジタルフォレンジック研修（上級編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------	----------	--------

\*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

\*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担

が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

\*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

Ⅴ－第2－3－（1）－オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

\*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ－1－（2）－① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)<sup>\*10</sup>等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

\*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」及び「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

\*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、\*5「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

\*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施し、研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

\*8 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施し、平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更し、平成29年度まで実施した。

\*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記

録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

\*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

## R元DF研修(中級編)前期日程表

別紙1-1

6/24 (月)	時限	9:45~10:00	10:00~12:00	昼 休 み	13:00~14:20	休 憩	14:30~15:50	休 憩	16:00~18:15				
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」		講義「検査・公判におけるDFの意義」		講義「特捜部におけるDF」		講義「押収時の留意事項」				
	担当	DFセンター	東京地検特捜部DF班						DFセンター				
	場所	最高検大会議室											
6/25 (火)	時限	9:30~18:15											
	A班 (10名)	内容	コンピュータ解析実習										
		担当	委託業者										
		場所	委託業者が指定する場所										
	B班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:50	休 憩	16:00~17:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	保全実習 I		保全実習 II		保全実習 III		保全演習				
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター				
		場所	東京地検1534号室										
	C班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	休 憩	14:10~17:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I		スマートフォン保全・解析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習				
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター				
		場所	東京地検1406号室										
6/26 (水)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	休 憩	14:10~17:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I		スマートフォン保全・解析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習				
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター				
	B班 (10名)	場所	東京地検1406号室										
		時限	9:30~18:15										
		内容	コンピュータ解析実習										
		担当	委託業者										
	C班 (10名)	場所	委託業者が指定する場所										
		時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:50	休 憩	16:00~17:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	保全実習 I		保全実習 II		保全実習 III		保全演習				
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター				
		場所	東京地検1534号室										
6/27 (木)	A班 (10名)	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:50	休 憩	16:00~17:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	保全実習 I		保全実習 II		保全実習 III		保全演習				
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター				
	B班 (10名)	場所	東京地検1534号室										
		時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	休 憩	14:10~17:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I		スマートフォン保全・解析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習				
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター				
	C班 (10名)	場所	東京地検1406号室										
		時限	9:30~18:15										
		内容	コンピュータ解析実習										
		担当	委託業者										
		場所	委託業者が指定する場所										
6/28 (金)	A班 (10名)	時限	9:30~11:00	昼 休 み	11:10~12:40	休 憩	13:40~15:00	休 憩	17:15~18:15				
		内容	講義「警察におけるDF」		講義「検察官から見たDF実務」		質疑応答又は理解度チェック						
		担当	警視庁捜査支援分析センター		東京地検検事		DFセンター						
		場所	最高検大会議室										

## R元DF研修(中級編)後期日程表

別紙1-1

9/9 (月)	時限	9:45～ 10:00	10:00～12:00	昼 休 み	13:00～14:20	休 憩	14:30～15:50	休 憩	16:00～18:15
	内容	研修目的・ スケジュール 説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」		講義「検査・公判におけるDFの意義」		講義「特捜部におけるDF」		講義「押収時の留意事項」
	担当	DFセンター	東京地検検事		大阪地検特捜部DF担当		DFセンター		DFセンター
	場所	大阪：24階記者会見室							
9/10 (火)	時限		9:30～18:15						
	内容		コンピュータ解析実習						
	担当		委託業者						
	場所		委託業者が指定する場所						
	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～15:50	休 憩	16:00～17:00	休 憩	17:15～18:15
	内容	保全実習 I			保全実習 II		保全実習 III		保全演習
	担当	DFセンター	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター
	場所	大阪：21階地検会議室							
9/11 (水)	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～14:00	休 憩	14:10～17:00	休 憩	17:15～18:15
	内容	スマートフォン保全・解析実習 I			スマートフォン保全・解 析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習
	担当	DFセンター	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター
	場所	大阪：4階DF研修室							
	時限		9:30～18:15						
	内容	コンピュータ解析実習							
9/12 (木)	担当	委託業者							
	場所	委託業者が指定する場所							
	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～15:50	休 憩	16:00～17:00	休 憩	17:15～18:15
	内容	保全実習 I			保全実習 II		保全実習 III		保全演習
	担当	DFセンター	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター
	場所	大阪：21階地検会議室							
9/13 (金)	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～15:50	休 憩	16:00～17:00	休 憩	17:15～18:15
	内容	保全実習 I			保全実習 II		保全実習 III		保全演習
	担当	DFセンター	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター
	場所	大阪：4階DF研修室							
	時限		9:30～18:15						
	内容	コンピュータ解析実習							
	担当	委託業者							
	場所	委託業者が指定する場所							
	時限	9:30～11:00	11:10～12:40	昼 休 み	13:40～15:00				
	内容	講義「警察におけるDF」	講義「検察官から見たDF実務」		質疑応答又は理解度チェック				
	担当	大阪府警サイバー犯罪対策課	大阪地検検事		DFセンター				
	場所	大阪：24階記者会見室							

## R元DF研修(上級編)前期日程表

別紙1-1

11/18 (月)	時限	9:40~9:55	10:00~12:00	昼 休 み	13:00~14:00	14:10~15:30	休 憩	15:45~18:15
	内容	研修目的・ スケジュール説明等	講義「警察における DF」		講義「DF検査における法律的な問題点」	講義「サイバー犯罪に関する最新の知見の共有」		押収(上級) I
	担当	DFセンター	警察庁情報技術解析課		刑事局付	東京地検検事		DFセンター
	場所	東京:1534号室						
11/19 (火)	A班	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:00	休 憩	15:15~18:15	
		内容	押収(上級) II		押収(上級) III		保全(上級)	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	東京:1534号室					
11/20 (水)	B班	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:00	休 憩	15:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I		スマートフォン保全・解析(上級) II		スマートフォン保全・解析(上級) III	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	東京:1406号室					
11/21 (木)	A班	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:00	休 憩	15:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I		スマートフォン保全・解析(上級) II		スマートフォン保全・解析(上級) III	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	東京:1406号室					
11/22 (金)	B班	時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~15:00	休 憩	15:15~18:15	
		内容	押収(上級) II		押収(上級) III		保全(上級)	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	東京:1534号室					
		時限	9:30~12:00	昼 休 み	13:00~14:30	質 疑 応 答  意 見 交 換		
		内容	コンピュータ解析(上級) IV					
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	東京:1534号室					

○取組内容①2  
デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成30年度	令和元年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	59	60
参 加 人 数	59	60

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	28	46.7
②概要について理解した	32	53.3
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①3  
デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	平成30年度	令和元年度
研修を理解したとする回答の割合	93.1%	100.0%
研修を理解したとする回答数	27	16
参 加 人 数	29	16

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①これまでより高度なD F業務を遂行できるくらいに理解を深められた	4	25
②更に理解を深められた	12	75
③あまり理解を深められなかった	0	0.0
④その他の意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

## 被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室(地下棟)

令和元年7月12日(金)	
時 間	実 施 内 容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ~ 10:15	開始式
10:20 ~ 11:50	講義(犯罪被害者の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
11:50 ~ 13:00	休 憩
13:00 ~ 13:50	刑事局説明 刑事局付
13:50 ~ 14:00	休 憩
14:00 ~ 14:30	最高検察庁説明 検事
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 15:40	講 義(関係機関と連携した被害者支援等について) 弁護士
15:40 ~ 16:00	休 憩
16:00 ~ 17:30	フリーディスカッション(3班で実施)
17:30 ~ 17:40	事務連絡等

## ○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有意義とする回答の割合	91.3%	95.0%	94.9%	93.6%	88.5%	94.9%	96.9%
有意義とする回答数	73	76	75	73	69	75	63
参加人数	80	80	79	78	78	79	65

## &lt;アンケート回答内容&gt;

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	63	96.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の保護・支援の立法経緯やその必要性・重要性について分かりやすく説明がなされ被害者支援員の意義を新たに認識することができた。</li> <li>・被害者支援の制度および意義について改めて確認できた。具体的支援の経験が少ないところ、経験及び知識が豊富な講師から具体的な方法等を学ぶことができるので実務に大いに役立つ有意義な研修であった。</li> <li>・全国の被害者支援員が集まり、統一のテーマについて認識したり、協議等をすることについては意味がある。特にフレーディスカッションは各庁の取り組み等について知る上で、非常に有意義であると思う。</li> </ul>
どちらとも言えない	2	3.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数回参加している職員も多いと聞いている。今後、同研修を継続するか否かは検討の必要があると思料する。</li> <li>・行政機関あるいは被害者対応弁護士等から専門的知見や日常的な検察に対する被害者からの意見を聴けるのは有意義であるが、外部講師等を選任される場合は、どのような研修を目的としているのか、また対象はどのクラスなのかを十分に打ち合わせ願いたい。</li> </ul>
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

## 令和元年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 65人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
開催時期(7月12日)	早い	12	18.5%
	適当	51	78.5%
	遅い	2	3.1%
	無回答	0	0.0%
期間(1日)	長い	1	1.5%
	適当	61	93.8%
	短い	3	4.6%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	63	96.9%
	どちらとも言えない	2	3.1%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	(「有意義」回答) <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで支援業務に長く携わっていて、同業務については詳しく知っているつもりでしたが、本研修に参加させていただき、各講師の方々から、これまで知らなかつたお話をいただき、また、最近の各庁の組織体制や業務体制を知ることができ、大変有意義でした。</li> <li>・犯罪被害者支援機関の職員や支援弁護士による講義は、被害者支援を行うに当たって、別の視点から見ることができ参考となつた。</li> <li>・被害者等の支援業務経験の長短に拘わらず、被害者等支援の在り方及び関係法令の立法・改正に伴う留意事項など被害者等支援に不可欠な知識、技能を習得できる絶好の機会である。</li> <li>・今年度初めて支援員を担当することになったので、法制度等の改正や被害者の心情に配慮した支援などに関する講義は、今後の執務に大いに参考になつた。</li> <li>・また、研修員によるフリートークングは、各庁の実情などを聞くことができ、とても参考になつた。</li> <li>・現在、当庁で抱えている懸案事項について、専門家に質問できる機会ができ、今後の執務に大いに参考とすることができた。</li> <li>・犯罪被害者等に関する立法経緯の再確認、犯罪被害者の心情を踏まえた保護等、各庁の取り組みなどを参考にすることが多々あつた。</li> <li>・「犯非被告者寺の保護・文抜き立法経緯やてり必要性・里要性について分かりやすく説明がなされ被害者支援員の意義を新たに認識することができた。</li> <li>・特に、外部講師による講義は興味が湧くように分かりやすく説明があり、有意義であった。</li> <li>・全国の被害者支援員が集まり、統一のテーマについて認識したり、協議等をすることについては意味がある。</li> <li>・特にフリーディスカッションは各庁の取り組み等について知る上で、非常に有意義であると思う。</li> </ul>		

- ・被害者支援の制度および意義について改めて確認できた。具体的支援の経験が少ないところ、経験及び知識が豊富な講師から具体的な方法等を学ぶことができるので実務に大いに役立つ有意義な研修であった。
- ・①被害者の心情・心理に配慮した対応・支援、②被害者に対して検察庁として何ができるか、法律・制度を把握し、知識を得た上で対応するという2つの側面に配慮しつつ、関係機関との連携を図ることが、今後の被害者支援活動の重要なポイントであると再認識できた。
- ・研修を受け、被害者に対して、どのように対応するのが適切な被害者支援になるのか認識させられ、今後の支援活動に活用したい。
- ・本研修に参加したことにより、改めて被害者支援の重要さとその業務に携わる者の責任とやりがいを再認識することができました。
- ・全国で被害者支援業務に頑張っておられる仲間がいるのだと実感し、仕事を行う上で励みになりました。
- ・関係法令の改正、留意点等についての説明、関係団体機関講師による講義は、被害者支援業務の遂行上大いに役立つと思料する。
- ・本年度から被害者支援業務を担当することとなり、相談・対応等の事例・経験等も少ないので、多様な内容の本研修は参考になることが多く、有意義であった。
- ・被害者対応の専門家の講義等、被害者支援業務の参考となる内容であった。  
また、他庁の担当者と意見交換の機会となり、有意義であった。
- ・各地検の支援員の活動状況を知ることができ、今後に活かしたいと思った。また、講義の内容についても参考になることが多かった。
- ・被害者の心情等について良く理解できた。各庁それぞれいろいろな方策で対応していることが良く分かった。
- ・臨床心理士や弁護士等の方々からの専門的な講義や他庁の被害者支援員等の取り組み等を聞かせていただき、とても有意義であった。
- ・各施策・制度を再確認できたほか、被害者的心情等が理解でき、今後の執務に役立てたいと思います。

(「どちらとも言えない」回答)

- ・複数回参加している職員も多いと聞いている。今後、同研修を継続するか否かは検討の必要があると思料する。
- ・行政機関あるいは被害者対応弁護士等から専門的知見や日常的な検察に対する被害者からの意見を聴けるのは有意義であるが、外部講師等を選任される場合は、どのような研修を目的としているのか、また対象はどのクラスなのかを十分に打ち合わせ願いたい。

今後の被害者支援活動に活用できること

- ・犯罪被害者等の保護・支援に関する立法等の経緯については、自分なりに理解していたところでしたが、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充(構外ビデオリンク方式)については、知らなかつたので、機会があれば、加えて説明できると思います。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者と対応する際、更に被害者の立場に立った目線で接することの重要性を再認識した。</li>   <li>・被害者の方に接するとき、2次的被害を与えてはいないか、例えば「命が助かってよかった。」「がんばって。」など不用意な言葉をかけないこと等、今まで以上に被害者の方の立場に立った接し方、支援を心がける。</li>   <li>・当庁においても、他の支援団体の支援内容について情報収集し、当庁における被害者支援活動を充実すべきことを認識した。</li>   <li>・被害者からの相談を受けた際に、被害者の気持ちに寄り添うためにどのように接するべきか、その方法等について得た知識を実践に活用できる。</li>   <li>・他庁の被害者支援の取組が参考になり、今後の支援活動に活用できると思う。</li>   <li>・刑事局、最高検の取組や今後の方向性について確認・再認識した部分や、外部講師による外からの視点等によって指摘・要望された事項等について、今後の被害者支援業務に活用していきたいと考える。</li>   <li>・犯罪被害者の対応は、被害者の深い部分の感情を理解することが困難であることから、被害者の話を良く聞く必要があること。</li>   <li>・被害者への応対の仕方、経済面、精神面に問題のある被害者を関係機関に積極的に紹介することなどに活用できそうです。</li> </ul>
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援業務は通算で5年目になりますが、本研修には初めて参加させていただきました。講師の方々からいただいたお話を基に、今後の支援業務にきめ細かく、被害者の身になって対応しなくてはと心を新たにしました。また、ディスカッションでは他庁の支援員等の話しを伺うことで他庁の組織体制や業務体制を知ることが出来、大変参考になりました。</li>   <li>・初めて班別でのフリーディスカッションを経験したが、これまでの形式でのフリーディスカッションと比較して、充実した質疑・討論が行われたと感じた。継続実施を希望する。</li>   <li>・初めて研修に参加しました。各庁の被害者支援業務の実情を知ることができたことは、私にとっては大変意義のある研修でした。</li>   <li>・本年4月から初めて被害者支援を担当することとなったが、普段は聴けない専門家、被害者支援弁護士等から話を聞くことができ、非常に有意義であった。今後も引き続き、本研修は実施していただきたい。</li>   <li>・被害者相談を受ける際、被害者とされる方は、いろいろな心情、立場を持ち、来庁した目的等が分かり難いことが多く、その目的を理解することに時間を要し、聞く側の苛立ちを募らせることがあります、被害者の立場になり、被害者がどうしたいのか、被害者の心情等を理解して根気よく聞くことが大切だと認識を改めて感じた。</li>   <li>・年1回は必要だと思う。</li> </ul>

- ・内容が有意義であったが、時間が短いことから個々の内容をゆっくり反芻する余裕がないのが残念だった。
- ・全庁的にはもちろんのこと、各高検内においても被害者支援員同士は、互いの名前は把握していても、顔を合わせる機会がないことから、本研修は、各高検内の被害者支援員同士がコミュニケーションを取る良い機会である。さらに研修後は、業務を遂行する上でも相互に相談しやすくなる点において有意義な研修である。
- ・被害者支援員は、検察事務官のそれとは支援業務の内容、範囲、関与の度合い等々において大きく隔っているため、研修においてそれらを学ぶ、縮めるということでの意義は大きいにある。加えて、刑事局からの被害者支援に係る経緯や法令等の説明、或いは被害者の弁護・支援活動に携わっている弁護士や関係機関の専門家による講義も、見識や理解を深めるのに大いに役立つものである。
- ・この研修に何度か参加しておりますが、毎回いろいろな講師の方々の講義を聴かせていただき、勉強になります。
- ・研修全体の内容は有意義であるが、内容は例年あまり変更がないので、同じ人が何度も参加しないような配慮が必要ではないかと感じた。
- ・本年4月から被害者支援員となり、研修まで3か月余りの勤務経験であったが、担当者として知っておくべき知識・情報や、他の研修員の経験談を聞くことができ、今後の業務遂行に生かしたいと思う。
- ・他庁の被害者支援員さんや担当事務官に会える貴重な機会なので、今後も同研修を継続していただきたい。
- ・今後、被害者支援員が配置されないことを考えると、被害者支援担当者の参加人数を増やして欲しいと思います。
- ・被害者支援の意義や重要性について、改めて気付かされました。  
また、同時に、支援の難しさと言いますか、被害者(遺族)が100人いれば100の支援(対応)があるということを教えていただき、なるほどと感心しました。たいへん有意義な研修でした。ありがとうございました。
- ・初めて参加しましたが、全国検察庁の担当者が一堂に会し、各庁の具体的な取組を拝聴でき、非常に有意義な研修でした。参考になる取組は、自庁で積極的に取り入れていきたいと思います。
- ・たった1日の短い研修ですが、講義の質が高いだけではなく、刑事局から配布された資料も大変参考になりました。フリーディスカッションでは、各庁の実情を知ることができ、とても参考になりました。このような有意義な研修に参加することができてよかったです。
- ・すべてのカリキュラムが非常に役立った。特にフリーディスカッションでは、各検察庁の実情や被害者支援の業務について、意見交換ができる大変役立った。



Public  
Prosecutors  
Office

# Public Prosecutors Office

# 検察庁

- 96 -

真実を見つめ  
社会正義の実現のために  
犯罪に立ち向かう



検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動を進めていくことがあります。

犯罪は、これに巻き込まれた人々を不幸にするばかりではなく、社会全体に対して、不安を巻き起こすものでありますから、検察は、国民の安全安心な生活を守るために、その使命を十分に果たしていかなければなりません。また、このような検察の活動を通して、社会正義が実現され、市民生活や経済取引の基盤となる法秩序が守られることになると考えています。

検察は、常に厳正公平・不偏不党の立場にたって、これら検察の重要な使命が果たされるように、これまで努めてまいりましたが、これからもより一層努力していかなければならぬと思います。

他方で、我々を取り巻く社会は、急速に変化しています。科学技術の進歩により、生活の利便性が向上する一方で、人と人とのつながりが希薄になっているとの指摘がなされています。ボーダレス化も急速に進展し、経済取引が瞬時に国境を越えることは珍しくありません。国境をまたいだ人の移動もきわめて頻繁になっています。

このような社会の変化は、刑事事件にも大きな影響を与えています。発生する事件が多様化していくとともに、捜査・公判の手法も変わってきており、今後も変化していくものと予測されます。

検察は、これらの大きな社会の変化に的確に対応しつつ、安全安心な生活を求める国民の期待に応えなければなりません。また、犯罪被害者的心情に十分配慮していかなければなりませんし、加害者に対しては、その再犯防止や社会復帰の促進に貢献できるような検討も必要です。

検察は、職員一丸となって、これらの大きな課題に対して、熱意をもって取り組んでまいります。

検事総長 稲田 伸夫

# Contents

## 目次

検察庁の組織	1
地方検察庁の機構	2
検察庁の職員	3
全国の検察庁で処理した事件（平成 29 年）	3
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	4
検察庁における再犯防止等に関する取組	9
検察庁における犯罪被害者支援	10
検察庁におけるデジタルフォレンジック	11
国際捜査	12
捜査・公判部門	13
検務部門	15
他機関での勤務	18
検察庁におけるワークライフバランス	20
検察の理念	21
Q&A コーナー	23
検察庁所在地一覧	24

# 検察庁の組織

## 検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応しておかれています。

### 最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

### 高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



広島高等検察庁  
広島地方検察庁



大阪高等検察庁  
大阪地方検察庁



札幌高等検察庁  
札幌地方検察庁



仙台高等検察庁  
仙台地方検察庁



最高検察庁  
東京高等検察庁・東京地方検察庁



福岡高等検察庁  
福岡地方検察庁



高松高等検察庁  
高松地方検察庁



名古屋高等検察庁  
名古屋地方検察庁

### 地方検察庁 50庁(支部203庁)

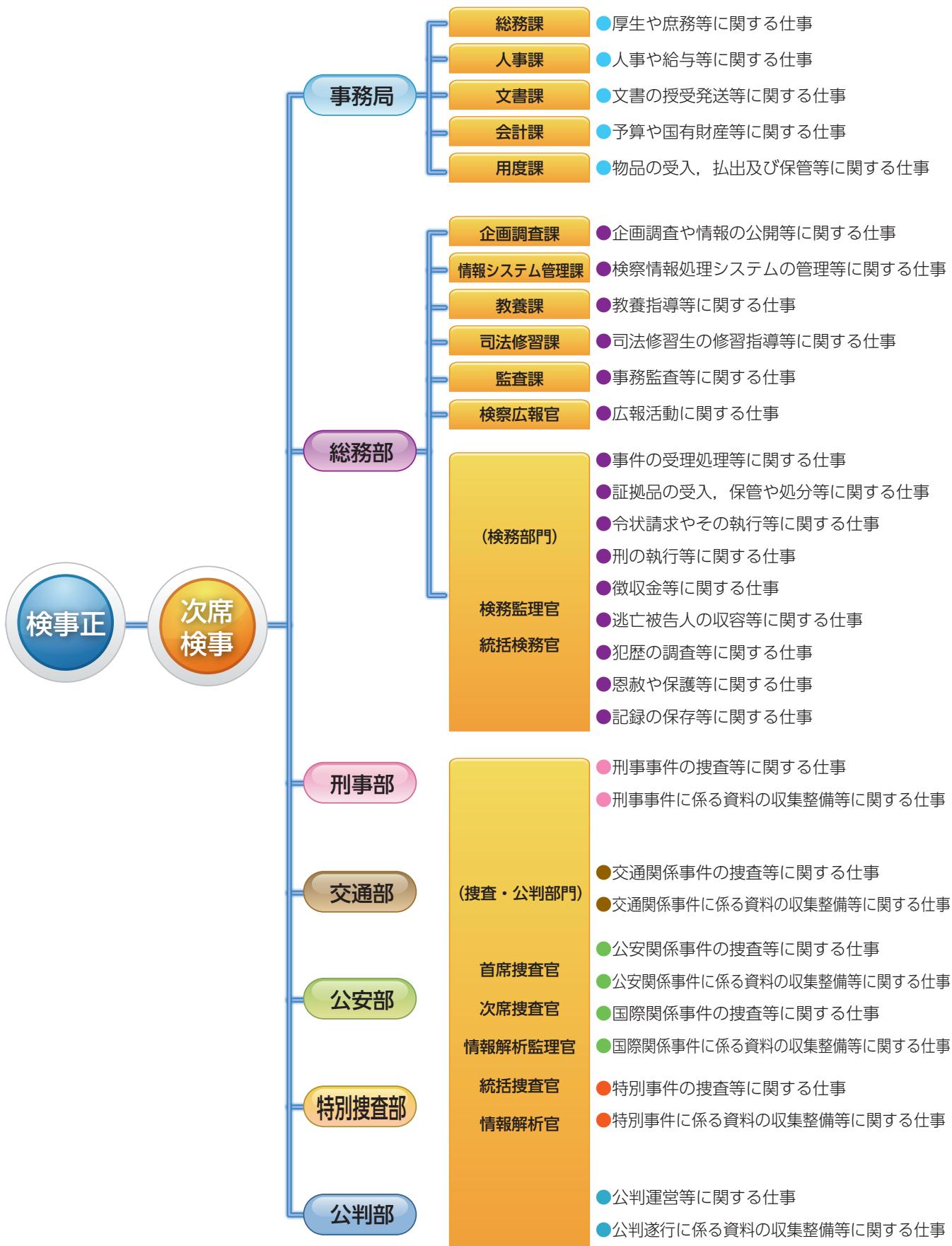
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

### 区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

# 地方検察庁の機構

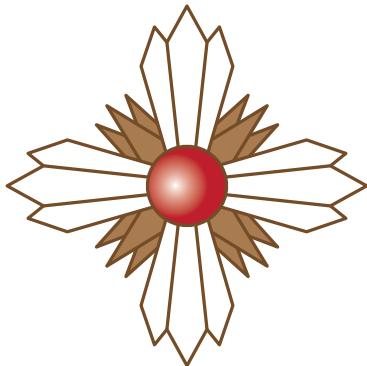
※東京地方検察庁の例



(注) 上記は、東京地方検察庁の機構を示しています。  
検察庁の規模等に応じて構成されている部、課・室の名称及び数は変わりますが、仕事の内容は同じです。

# 検察庁の職員

一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場をつくっています。



(検察官記章)

## 検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



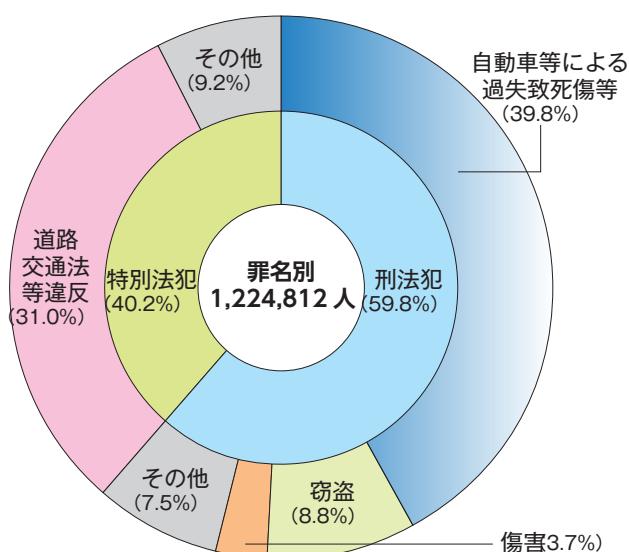
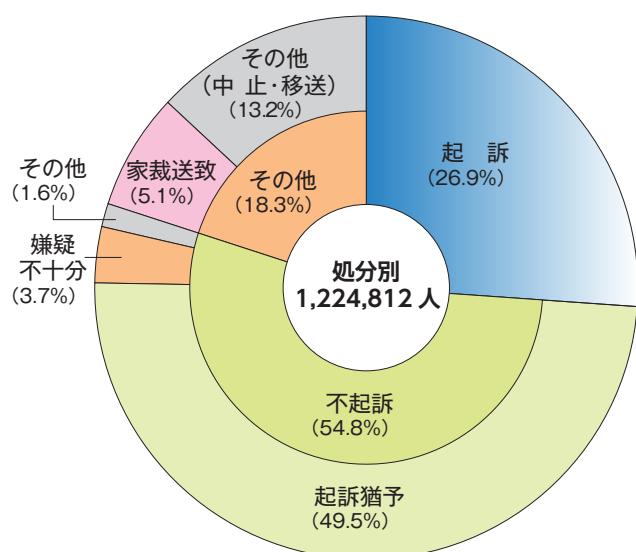
(検察事務官記章)

## 検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

## 全国の検察庁で処理した事件

(平成 29 年)

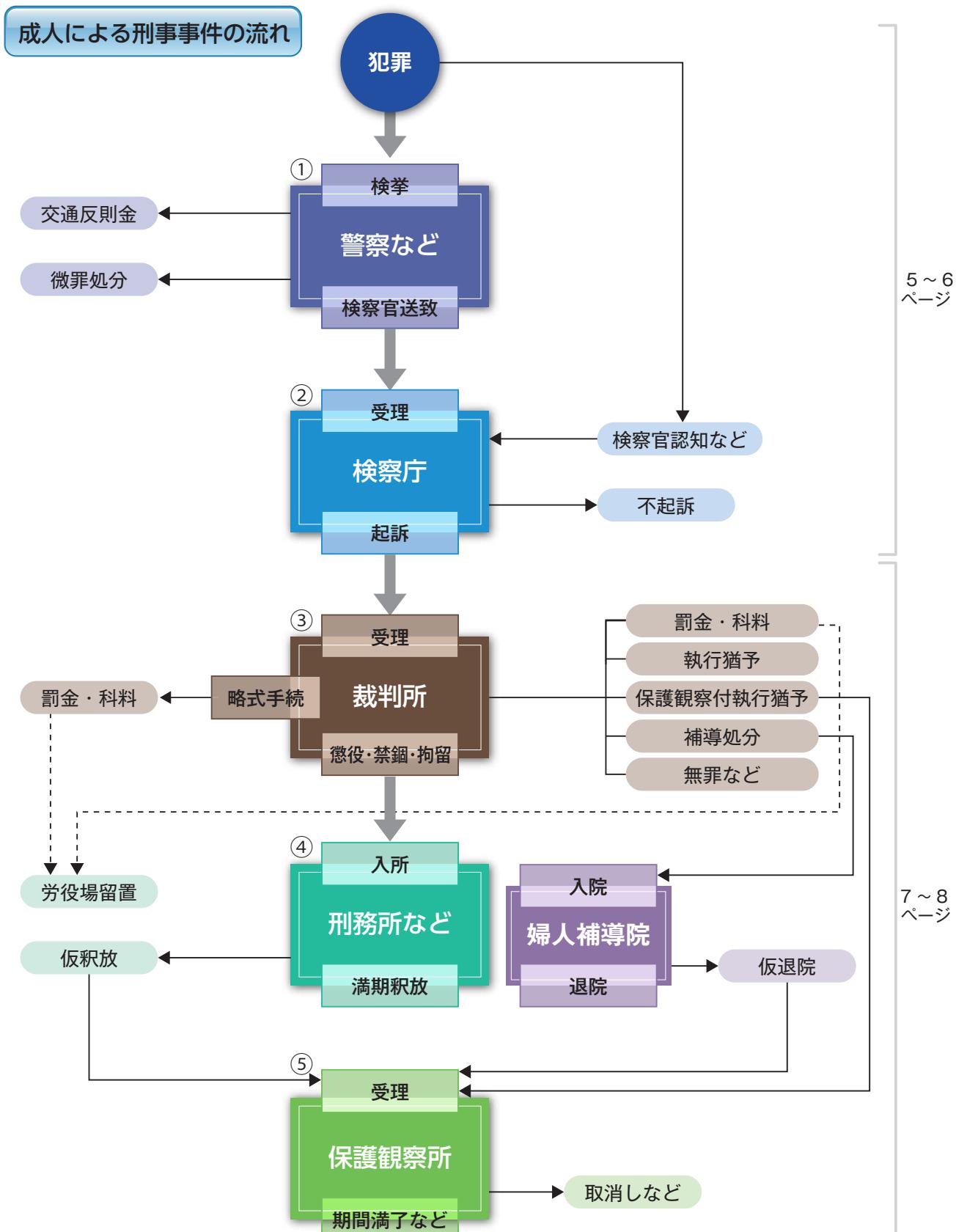


# 刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。



# 捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

刑事案件(犯罪)が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者(犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者)を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる(送致・送付)ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。

犯罪の発生



警察など捜査機関での  
捜査・事件送致

告訴・告発等

事件受理  
(捜査記録・証拠品を受け取ることなど)

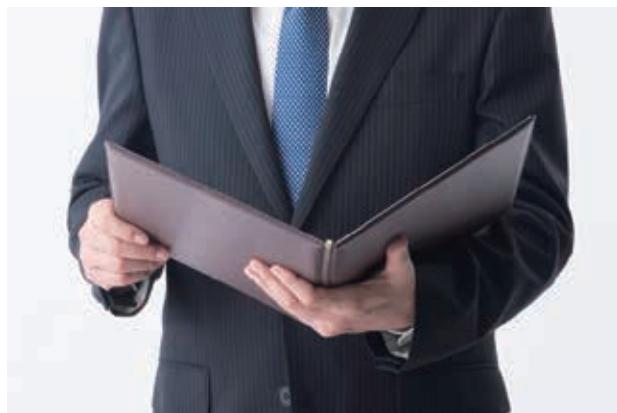
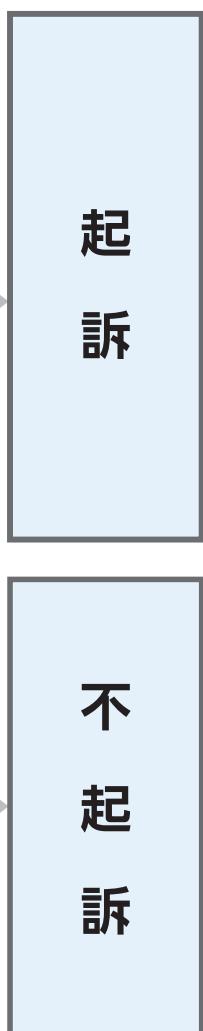


警察などから事件が  
送られてくると、検察庁  
では、その手続が法律に  
従っているかどうかを  
確認した上で受理しま  
す。また、犯罪で使われ  
た物など(証拠品)も併  
せて受け入れて保管し  
ます。

## 捜査の流れ－警察の役割と検察の役割の違い－

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者（罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕のときから48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

被疑者の取調べや捜索・差押え等



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が決められる略式命令請求があります。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

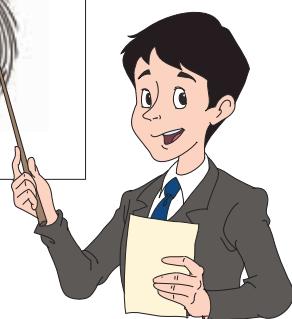
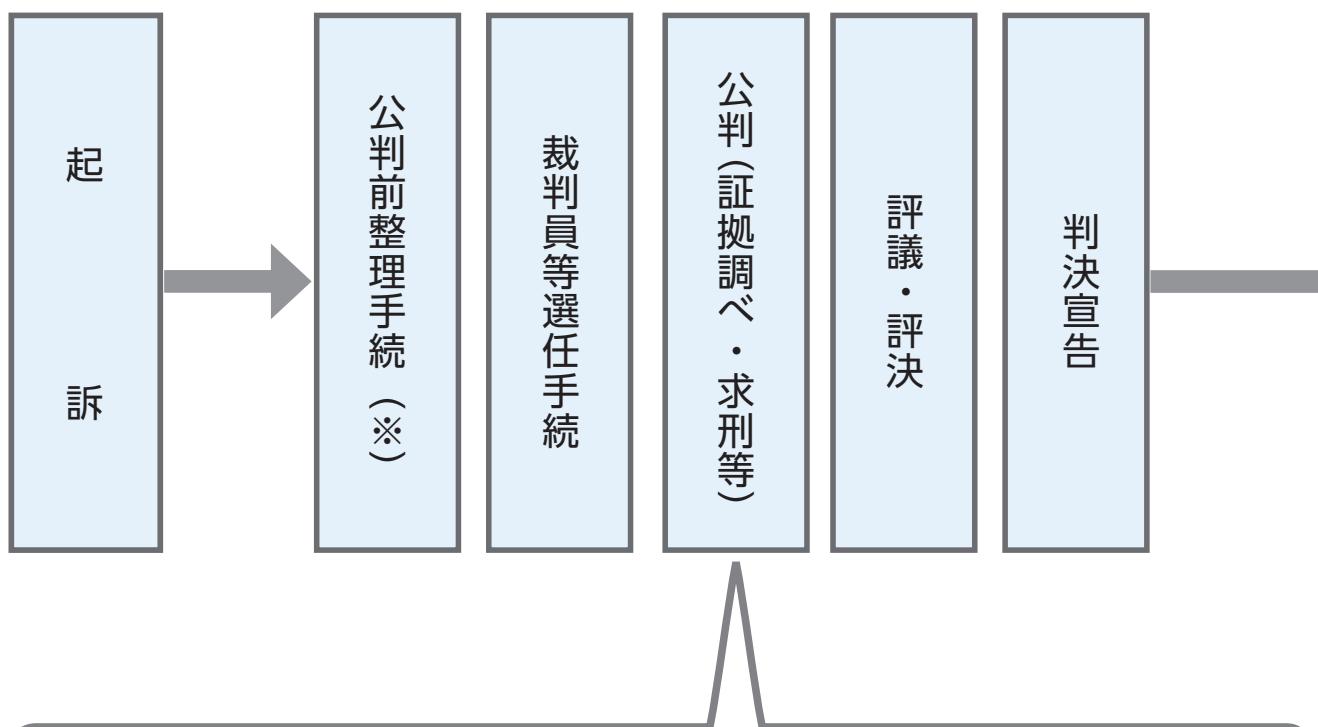
少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。



# 公判(裁判員裁判の例)

～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人(起訴された被疑者)が犯罪を行ったことなどを証明します(証拠調べ)。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます(論告)。

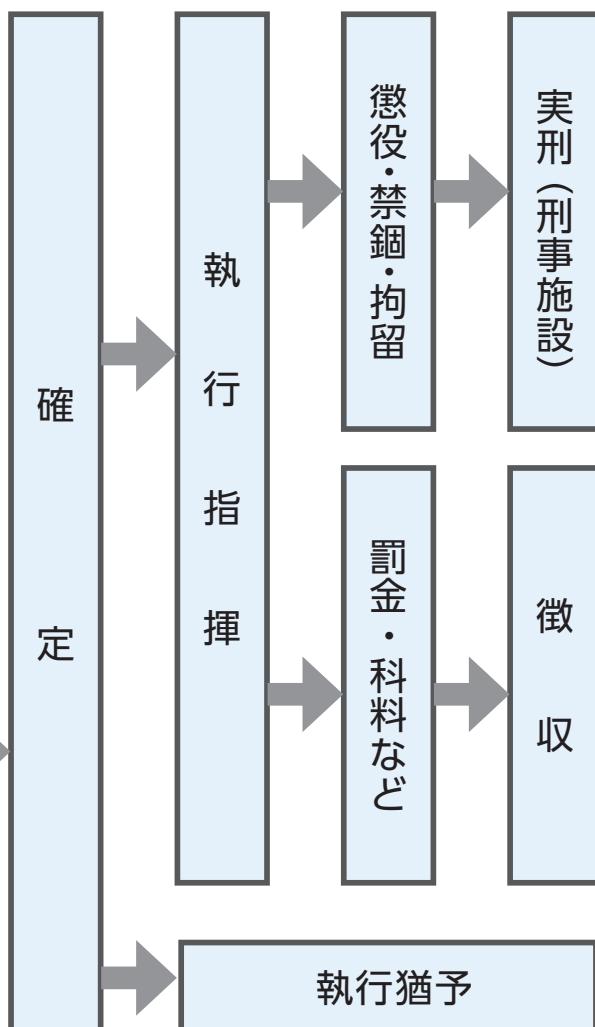
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、的確な立証に努めています。

※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

# 執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると検察官の指揮により、執行事務を担当する検察事務官が執行手続をとるなど、この刑事裁判の締めくくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます。）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が執行手続をとります。



## その他

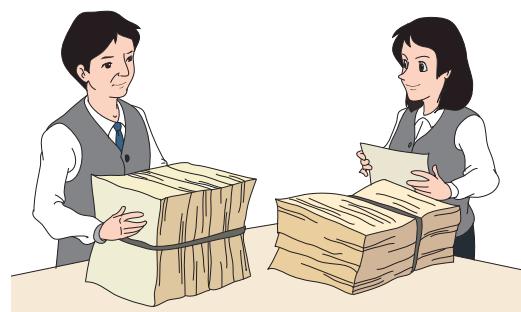
### 収容手続等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、徴収金を納付せずに逃亡している者などに対しては、適切に刑を執行するため、収容等を行った上、刑事施設において労役場留置の手続を行っています。



### 犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の検討を行ったり、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



# 検察庁における再犯防止等に関する取組

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、刑務所や保護観察所などに加え、児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するため、全国の地方検察庁に、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応、再犯防止・社会復帰支援の担当者を置き、様々な取組を行っています。

## 最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ



最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地における取組を集積するなどし、全国の検察庁への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を行ったり、具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施したりするなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



## 大阪地方検察庁再犯防止対策室からのメッセージ



大阪地方検察庁の再犯防止対策室は、総務部副部長を室長として専従の検察事務官及び社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーを配置し、罪を犯した高齢者・障害者・住居不定者等で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者を対象として、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯の防止に取り組んでいます。

再犯防止対策室では、対象者から直接話を聞くこともありますが、それは犯罪事実の解明といった取調べではなく、対象者の生活歴や犯罪の要因となった困りごとなどを引き出すことを目的としています。

再犯防止対策室での取扱件数は年々増加しており、支援先となる保護観察所、福祉事務所や医療機関などに確実にバトンを渡すべく、日々てんやわんやの状態です。

そうした中、私たちは、新たな被害者を作らないために、罪を犯した人が自らのを行い反省し、社会の中で孤立せずに調和して生きることが大切だという思いを持って、対象者が福祉的支援を受けながら社会の中で立ち直り、再び罪を犯すことがないよう、再犯防止に向けて積極的に取り組んでいます。



### 参考

検察の理念 第8項

警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

# 検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処理結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努めています。

## 被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処理結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑事施設における処遇状況、刑事施設からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。  
ホームページからもご覧になれますので、ご活用ください。  
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



検察庁  
<http://www.kensatsu.go.jp/>



## 被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を行っています。

名古屋地方検察庁

被害者支援員 堀田 豊和

主任検察官 土田 美奈子



犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方々は、その突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられます。

犯罪被害者等の方々への支援に携わる「被害者支援員」は、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」等を通じて、電話や来庁される犯罪被害者等の方々の支援を行っています。

また、被害者支援担当の検察事務官は、捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と連絡を密にするとともに、警察、法テラス等被害者支援関係機関との連携強化、連絡体制の構築を図り、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

これからも、被害者支援員及び被害者支援担当検察事務官は、犯罪被害者等の方々の不安や負担をできる限り軽減できるよう努めてまいります。

# 検察庁におけるデジタルフォレンジック

現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック(DF)とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し（保全）、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける（解析）ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DFを積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

## 最高検察庁デジタルフォレンジック推進班からのメッセージ



検察庁で行う捜査・公判におけるDF業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁DF推進班は、法務省刑事局や東京・大阪のDFセンターと連携し、DF関連機器の計画的整備、各種研修によるDFに関する知識・技術の向上、DFに関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁におけるDFの推進に取り組んでいます。



## 東京DFセンターからのメッセージ



東京DFセンターは、平成29年4月、東京地方検察庁に発足しました。全国の検察庁に対し、DFに関する質問や相談、研修、技術（保全、解析）などの支援を行っています。

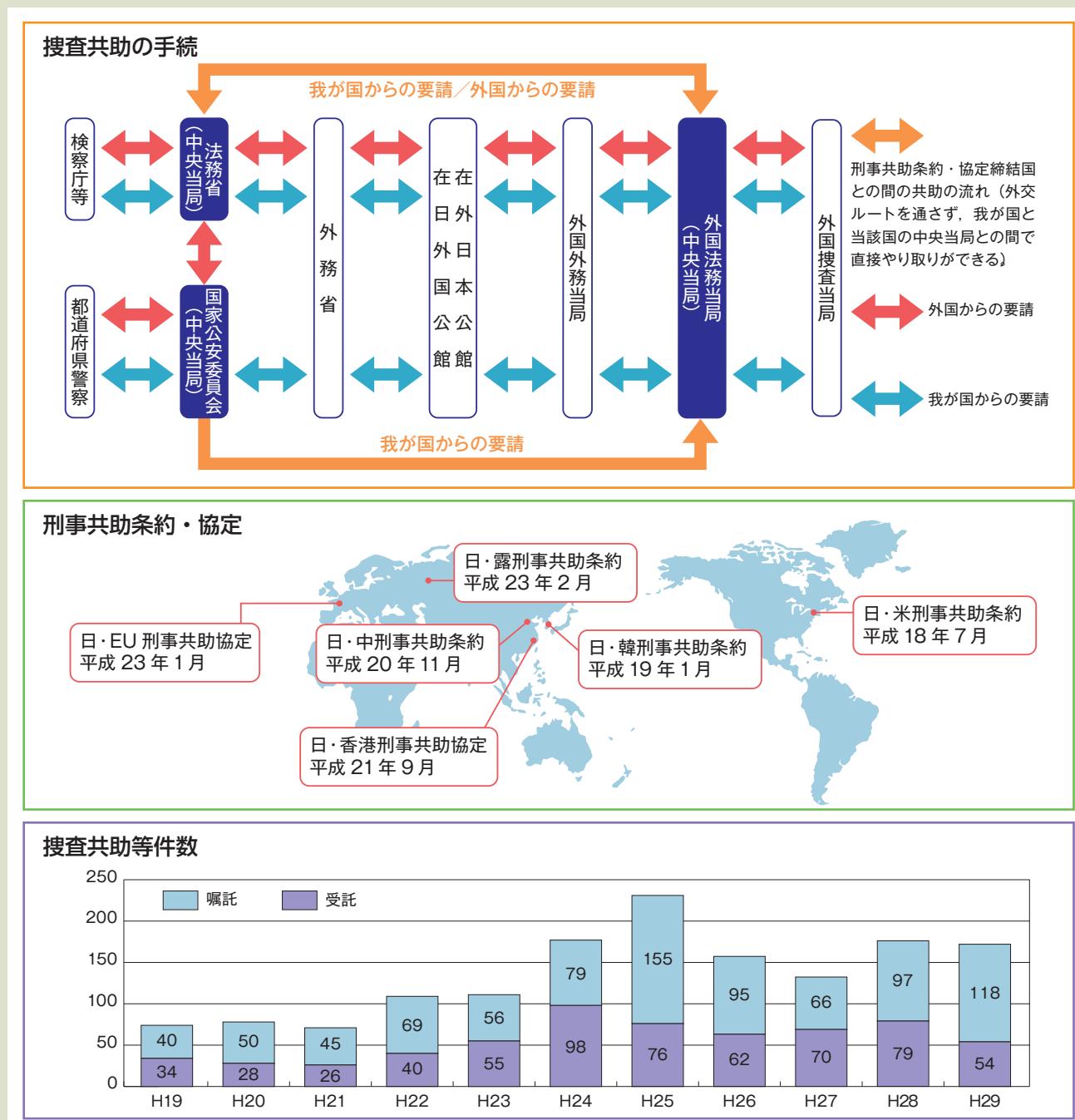
当センターでは、全国の検察庁の担当者が電話やメールで質問や相談ができるようにしており、これらに速やかに対応できる体制を整えています。また、各府からの要望に応じ、全国各地に出張して研修を実施したり、捜索差押え、証拠物の保全、解析等に協力しています。

当センターには、DFに関する知識、技術を駆使して、迅速に、かつ、適切に支援することが求められています。デジタル技術が日々進歩する中、当センターも、常にDFに関する最新の知識、技術の吸収、活用方法の探求などに日夜努めています。

# 国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。



# 捜査・公判部門

検察は、法と証拠に基づいて、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。

## 刑事部

### 青森地方検察庁 検事 中元 由紀子

検察庁の捜査担当は、殺人、強盗、詐欺、窃盗等、日々発生する様々な事件の捜査を担当しています。

また、昨今、顕在化し始めた虐待事案においては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して、積極的に取り組み、被害児童の保護等に努めています。検察官は、被疑者や被害者、目撃者等から詳細に話を聴いたり、補充捜査を行うことで事件の真相を解明していきます。

被害者から話を聞く際には、被害者の苦しみ、つらさ、犯罪により受けた悪影響についても耳を傾け、被害者の痛みに寄り添えるよう努めています。

検察官は、捜査により、事件の真相を解明した上で、被疑者に対する適正な処分を決定しますが、被疑者の個性、生活状況等に応じて、被疑者を社会支援につなげるなどして再犯防止策を工夫することもあります。

近年、犯罪手法が巧妙化していますが、今後も、上司、先輩方、検察事務官、警察等の関係機関と協力し、知力を尽くして、皆様の信頼や期待に応えられるよう、日々の業務に尽力していきたいと思っています。



### 青森地方検察庁 検察事務官 清川 貴重

立会事務官は、検察官と共に、二人三脚で事件の捜査に当たっています。

事件の捜査において、検察官が被疑者や被害者、事件関係者等の取調べをする際に同席し、捜査に必要な書類の作成を行い、検察庁内各部門、警察等の捜査機関や他の関係機関との連絡・調整を行うなど、幅広い業務を行っています。

事件関係者の方々の中には、刑事手続や犯罪の捜査といった普段の生活では関わることのない出来事に自分が関与していることに不安を感じたり、犯罪の被害に遭われて非常につらい思いをされている方もいらっしゃるため、真摯に接するよう心がけています。

事件の処分を決する検察官を支え、共に捜査を行うという立会事務官の職務が、社会正義の実現や、被害者をはじめとする事件関係者の方々の思いに応えることに通じるのだという自覚と責任感を持ち、日々の職務に取り組んでいます。

また、事案の真相解明、刑事手続の適正の確保といった検察の理念を常に念頭に置き、検察官、検察庁職員や関係機関の方々と協力し、検察庁に対する信頼に応えられるように、職責を果たしていきたいと考えています。

## 特別捜査部

### 東京地方検察庁 検事 山下 順平

特別捜査部は、東京・大阪・名古屋の地方検察庁にだけ置かれている部で、公正取引委員会・証券取引等監視委員会・国税局などが法令に基づき告発をした事件について捜査をしたり、汚職・企業犯罪等について独自捜査を行っています。これらの事件では、関係者や関係書類などが多数である場合が多く、複数の検察官と検察事務官がチームを組んで、役割を分担しながら捜査を行っています。収集した資料を分析する際には、企業活動が行われている様々な分野に関する知識や証券市場、税務、会計などについての知識が必要であるため、その知識の習得に努めるとともに、公正取引委員会・証券取引等監視委員会・国税局などと連携することも欠かせません。また、パソコンなど様々な媒体に保存されたデータの分析を行うためのデジタルフォレンジック技術も活用しながら捜査を行っています。どの事件でも、事実を解明するのは容易ではありませんが、各検察官、検察事務官が互いに協力し合いながら、事件に取り組んでいます。



### 東京地方検察庁 検察事務官 倉田 晋作

特別捜査部で扱う事件は規模が大きく、複数の検察官と検察事務官が集まり、班体制で事件を捜査します。現在は、汚職などを扱う班、インサイダー取引などを扱う班、脱税などを扱う班に分かれています。特別捜査部が扱う事件は、ニュース等でも大々的に報道されるなど、一見華やかに見えますが、その裏には、長期間にもわたる地味で地道な内偵捜査が必要となります。

私は、現在立会事務官として、検察官とペアとなり、主に脱税事件の捜査を担当しています。脱税事件の捜査には、税法や会計の知識が必要です。そのため、特別捜査部は、国税庁の研修機関である税務大学校が実施する税務職員を対象とした約1年間の研修に、毎年、検察事務官を派遣しており、私もその研修に参加させていただきました。税務大学校では、毎日、税法などを勉強し、試験にも追われ、とても大変でしたが、この研修で培った知識は、脱税捜査の現場に戻ってきた現在は、大きな武器となっています。

これまで諸先輩方が築き上げてきた実績と伝統によって培った国民の期待や信頼に応えるべく、特別捜査部の一員として、日々職務を全うしていきたいと思います。

## 公判部

### 大分地方検察庁 檢事 小林 佐和子



裁判員裁判においては、争いのある複雑困難な事件においても、裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるように、検察官には分かりやすく的確な主張立証をすることが求められます。そのため、検察官は、法廷でどのような内容をどのような言葉で表現してどのような順番で伝えるのかを考えながら、冒頭陳述を起案し、証拠調べの方法、証人尋問や被告人質問で質問する内容を推敲し、論告を起案します。時には、こちらの主張や立証の方法が分かりやすいか、事件について知らない検察庁の職員にそれらを聞いてもらうなどし、その意見を参考にします。そして、上記の文書等を起案し作成する作業を支えてくれるのが中核事務官です。中核事務官は、事件の証拠関係や公判前整理手続の経過を把握し、検察官の考えていることを文書に起こす際に見やすいレイアウト等と一緒に考えてくれ、共に作業をしてくれます。

このように、裁判員裁判に立ち会うのは検察官ですが、その検察官を支えてくれているのは中核事務官や立会事務官、そして検察庁の職員であり、一つ一つの事件の公判に関する活動を共に行っているのです。

### 大分区検察庁 主任検査官 桑原 教子

中核事務官の主な業務は、殺人事件や放火事件などの重大事件が対象となる裁判員裁判に関し、担当する検察官と共に裁判官や裁判員に分かりやすい公判立証することです。例えば、検察官が作成した書類等の点検や裁判所等への提出、裁判員の方々にも分かりやすいように多数の証拠書類中の真に必要な部分のみをまとめた報告書の作成、証拠となる防犯ビデオ等の映像や音声データの解析・抽出、被害者や被害者遺族の方々への検察官による説明時の同席、公判傍聴における付添い等の対応などを行っています。

裁判員裁判では、裁判官だけでなく、日常生活で法律や刑事事件に関わることが少ない裁判員の方々にも事件の内容を十分に理解し、正しい判断をしていただく必要があります。そのため、中核事務官は、検察官と共に、証拠を適切に把握し、検察官が主張・立証したいことを裁判員の方々に視覚的にも分かりやすいよう工夫しながら報告書等を作成しています。裁判員制度が導入されてから約10年になりますが、これまで蓄積されたデータや経験によって、より分かりやすく明確な主張・立証ができるように検察官と共に日々の業務に取り組んでいます。

## 交通部

### 京都地方検察庁 副検事 木村 雅哉



交通部は、交通違反や交通事故等の交通事件を担当している部署です。

検察官は、警察から多くの事件送致を受け、これらについて、警察等の関係機関からの協力も受けながら捜査を進め、起訴、不起訴の処分を決めています。

処分を決めるためには、被疑者から話を聞くだけでなく、被害者、目撃者等から話を聞くことや、現場の遺留痕跡、防犯カメラやドライブレコーダーの記録等の客観証拠の検討も行っています。

無免許運転や酒気帯び運転などの悪質な交通違反を繰り返す者には、厳しい処分をもって臨むことはもちろんですが、法令遵守の必要性を説示するなど再犯防止を意識した取組も行っています。

交通事故のために、重大な傷害を負った被害者や突然家族を失われた御遺族の方々からは、そのつらいお気持ちを十分にお伺いした上で、事件処理に反映させるよう努めています。

近時、あおり運転、病気や薬物が原因となった交通事故など、従前の知識のみでは対応困難な事案も発生しています。

こうした事案にも適切に対応できるよう日頃から知識習得に励むとともに、仲間の検察官や検察事務官と協力して、公正かつ適切な事件処理を行っています。

### 京都地方検察庁 主任検査官 片岡 亜矢

交通部では、交通違反や交通事故を起こした被疑者を、起訴するか不起訴にするかの判断をしており、その捜査において、立会事務官は検察官を様々な面からサポートしています。

立会事務官は、同時に何件もの案件を抱えている検察官が一つ一つの事件に丁寧かつ迅速に向き合えるよう、検察官のスケジュール管理や、検察庁内の各部署、警察等の関係機関との調整を行うほか、検察官の取調べに立ち会って書類を作成するといった業務をしています。

交通事故には被害者や御遺族の方がおられ、検察官や立会事務官の対応が「検察庁の対応」となります。

そのことを意識しながら、悲しみや不安でいっぱいの被害者や御遺族の方のお気持ちに寄り添って捜査するように努めています。

基本的には、検察官とペアで、緊張感を持ちながら行う仕事が多いですが、困ったときには上司や同僚の助けがあり、交通部一丸となって捜査に当たっています。

起訴や不起訴の判断は、被害者、御遺族の方はもちろん、被疑者にとっても重大な決定になるということを心に留め置き、検察官をサポートし、公正かつ適切な事件処理ができるよう日々努力していきたいと思います。

# 検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や徴収金の徴収などです。

## 事件・令状

### 宮崎地方検察庁 検務専門官 永廣 祐樹

事件事務では、事件の受理及び処理の事務を行っています。

事件受理時には、警察等の捜査機関から送致される事件について、事件記録の点検をし、適正に手続がなされているか等の確認を行っています。特に被疑者の身柄を拘束している事件については、法律に定められた時間内に送致されているか等について、慎重に点検します。

事件処理時には、検察官が作成した起訴状等の書類について、記載内容等を点検した上、裁判所に提出しています。

令状事務では、勾留状等の令状の請求及びその執行に関する事務を行っています。勾留状等の令状は、被疑者等の自由を制限する根拠となる重要な書類なので、被疑者等を不当に勾留したり、その権利を侵害するがないように複数人で点検するとともに、勾留期間の満了日を常に把握し、細心の注意を払っています。

事件・令状事務は、非常に緊張感のある仕事内容ですが、周囲に相談しやすい職場環境なので、適正な事件処理のために職員一丸となって日々の仕事に取り組んでいます。

また、検察庁の仕事は犯罪捜査に関わるものなので、自分の仕事が、犯罪の被害に遭う人を一人でも少なくすることにつながっていると信じて、誇りを持って仕事に向き合っています。



## 執行

### 高松地方検察庁 上席検務専門官 藤井 英明

執行事務は、判決内容を把握することから始まり、懲役・禁錮等の刑の執行指揮など、裁判確定に伴う事務のほか、これらに付随する事務を取り扱います。

罪を犯したことに対する責任とはいえ、人の自由を制限する懲役刑等の執行手続に間違いがあつてはなりませんし、確実に執行されなければ、そもそも裁判の意味がなくなってしまいます。

ですから、執行担当は、人権侵害とならないよう、また、逃亡などによって刑の執行ができなくなることがないよう、常に関係法令等を確認しながら、細心の注意を払って事務を行う必要があります。

また、被害者の方に対する配慮を怠らないようにすることも重要な業務の一つで、被害者の方の希望に基づいて、受刑中の加害者の出所時期や受刑状況等を通知する事務も行っています。

このように、執行事務は、人の権利に関わる重要な事務ですし、困難な事案に直面することもありますが、同僚に相談したり、上司から指導を受けたりして一つ一つ着実に処理することに努めており、充実した日々を過ごしています。



## 証拠品

福島地方検察庁郡山支部 検務専門官 片岸 由衣 

証拠品担当では、警察等の捜査機関が押収した証拠品を受け入れてこれを保管し、事件終結後に処分を行います。

証拠品は、刑事裁判において重要な証明資料となります。その一方で、差押えによって強制的に所有者等から占有を移している物もあるため、所有者等の私法上の権利を保護するよう心掛ける必要があります。証拠価値及び財産的価値の保全が重要となります。



証拠品を受け入れる際には、押収手続が法令等にのっとり適正になされているか、証拠品が押収に係る関係書類と合致するかなどを確認します。

受け入れた証拠品は、紛失等しないよう事件ごとに整理して保管していますが、覚せい剤等の違法薬物や現金等は、特殊証拠品として一般の証拠品と区別して厳重に保管しています。

事件が終結すれば、証拠品を還付したり廃棄するなどの処分手続を行うこととなります。還付する際には、関係書類等を精査して真の受還付人を特定する必要があります。証拠品を廃棄する際には、道具を駆使するなどして確実に廃棄しています。

また、事件の性質や証拠品の内容によっては、被害者等の立会いの下、廃棄する場合もあります。

証拠品担当として責任が重大でプレッシャーもありますし、日々様々な証拠品の受入れがあり、事件や証拠品によって処分内容が異なるため、頭を悩ませる事例も多々ありますが、上司等に相談しながら一件一件手続を進めて知識経験を積み、多様な事例に対応できる事務官を目指しています。

## 徴収

札幌地方検察庁 検察事務官 小野寺 彩姫 

徴収事務は、罰金、科料、追徴、過料、訴訟費用などの徴収金に関する裁判の把握、納付告知、督促、収納を行い、徴収金を完納できない未納者に対しては、身柄を労役場に留置させたり、資産を差し押さえる強制執行を行います。



罰金未納者の対応は、主に電話や面談で行いますが、未納者の生活状況等を考慮しながら速やかに刑罰を執行するには判断の難しい事案がとても多いので、日々職員同士で議論し合いながら団結して職務に当たっています。

所在不明者や、長期未納者については、職員が直接未納者の立回り先や勤務先等の現地に赴いて話を聞くなど、職場外の人と接する機会が多い部署なので、常に検察庁職員としての自覚を持って行動し、緊張感を保つ必要があります。

徴収事務は、刑罰の執行から逃れようとしている未納者に対し、調査や張り込み等を重ねた結果、執行を遂げた際などには多大な達成感を得ることのできるとてもやりがいのある職務です。

# 検務部門

## 犯歴

### 松江地方検察庁 検務専門官 和久利 博

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴（前科）の調査・管理に関する事務です。

私は、犯歴事務担当者として、他の検察庁や警察等からの照会に対し、対象者の前科の有無を調査し回答しています。

前科というのは、個人のプライバシーの最たるものであり、誤った内容の前科を登録すれば、その登録された人の人権を著しく侵害しかねないことから、犯歴事務の遂行に当たっては、常に緊張感を持って取り組んでいますが、その上で、同僚や上司とともに幾重にも点検・確認を行い、相互に協力しながら事務を行っています。重要な仕事であり、やりがいと充実感も感じています。

私は、家族の介護と育児を行っていますが、介護休暇制度を活用するとともに、周りの職員の方からのサポートも得られ、仕事と家庭をうまく両立することができます。



## 記録

### 岐阜地方検察庁 検務専門官 木村 理恵

裁判が確定するとその訴訟記録は裁判所から検察庁に引き継がれます。記録担当事務官は、引き継がれた記録を保管・管理する事務や記録の閲覧についての事務を行います。

私は、主に保管記録の閲覧請求に関する事務を行っています。裁判で確定した保管記録の閲覧請求があったときは、閲覧の目的や必要性のほか、閲覧に伴う弊害、例えば、被害者や目撃者などの事件関係者の名誉及びプライバシーを侵害するおそれがないかなどを十分検討することとなります。その結果、場合によっては閲覧に一定の制限を加えることもあるので、慎重な対応が求められます。

また、刑事事件が終結した後も民事事件は係争中であることが多く、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者保護の要請に配慮した適切な対応を行うよう心掛けています。

検察庁の仕事は、緊張感と責任感が必要ですが、職場の雰囲気は明るく、風通しの良い執務環境であると感じています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある毎日を送っています。



# 他機関での勤務

検察官や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

## 外務省

在英國日本国大使館

一等書記官 前田 直哉(検事)



大使館での業務の中で重要なものの1つに、イギリスの捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯人の引渡しのための調整を行うものがあります。これは、捜査公判に密接に関連するもので、検事として培った知識経験を海外でいかすことのできる最もやりがいを感じる仕事です。また、イギリス法の調査だけでなく、日本の法制度をイギリス人に説明することも多くありますが、刑事法に限らず、民商事・家族法など多岐にわたりますので、自分が日本の「法律家」であることを改めて意識します。その他にも、日英間の協力関係強化の一環として、日英の法律家交流のためのセッションの企画運営を行うなど、大使館での業務は多種多様で自由度も高いです。海外の法律家と一緒に仕事をして異なる価値観に触れることにより、日本のこと改めて見つめ直す良い機会にもなり、とても充実した日々を送っています。

在ロサンゼルス日本国総領事館

副領事 古橋 拓也(検察事務官)



総領事館の事務は、(1)自国民の保護に関する事務、(2)通商文化交流発展のための事務、(3)行政機関としての事務に大別されますが、私は主に、自国民の保護に関する事務、いわゆる「邦人援護」の業務に携わっております。

ロサンゼルス総領事館の管轄する地域は、全在外公館の中で最も在留邦人数が多く、また邦人旅行者も多く訪れる場所であるため、日々、邦人の方々から様々な相談や依頼が寄せられます。中には、困難な事案や、土日・深夜に対応を求められる事案もありますが、その分、やりがいや達成感も大きく、これまで培った経験をいかしながら、更に新しい経験・勉強をさせていただいている毎日です。

# 他機関での勤務

## 証券取引等監視委員会

事務局特別調査課 特別調査指導官 松尾 円(検事) 

私が所属する特別調査課には、金融庁職員のほか、地方財務局や国税、税関からの出向者、公認会計士、民間出身者などと様々なバックグラウンドを持つ調査官が所属しています。そして、いわゆるインサイダー取引や相場操縦、粉飾決算等の金商法違反事件について、刑事告発を目指した犯則調査を行っています。私は、「指導官」として調査官の調査に対して助言や指導を行っていますが、出身母体が異なる調査官らと同じチームの一員として、同じ方向を見て、共に汗を流し、苦労を分かち合いながら真相を解明していくのは、検事として事案を処理するのとは違った醍醐味があります。また、犯則調査をするに当たって、活きた経済活動を学ぶことができ、また、ビジネスを行う人の発想で社会を見る機会が多いことも醍醐味の一つです。



事務局特別調査課 証券取引特別調査官 黒木 透(検察事務官) 

私の所属する特別調査課は、犯則調査の過程で、質問調査や捜索差押え等により広範に証拠を収集し、綿密な分析を加えて事実を認定していきます。第一次捜査機関ならではの難しさもありますが、こうした経験は非常に有意義なものと感じています。

## 国税局

査察部統括 国税査察官付国税査察官 関根 恵美(検察事務官) 

通称「マルサ」と呼ばれる国税局査察部は、脱税者に対して納税を求めるだけでなく、厳正な査察調査に基づき悪質な脱税者に対する刑事责任の追及を行う部署であり、内偵調査により脱税事件の情報収集を行う情報部門や、裁判官の発した令状により臨検捜索差押え等を行う調査部門などから組織されています。

私が所属している調査部門の査察官の仕事は、捜索差押えから、収集した証拠の検討、脱税者や関係者への質問調査など、刑事告発の要否の判断に必要となる調査を尽くすことであり、責任は重大ですが、自分が告発した事案について検察官とやり取りをするなど、出向しなければできない貴重な経験もでき、日々やりがいを感じながら職務に当たっています。



# 検察庁におけるワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化(フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等)を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

## 育児と仕事

千葉地方検察庁 検事 神谷 瑞枝



私は、育児休業を取得した後、これまでに法務省刑事局や地方検察庁での勤務を経験しました。育休中は、法改正関係を始めとして業務に関する情報等を提供してもらい、仕事復帰に向けて心強く感じていました。仕事復帰後は、時間的な制約がある中で、質を落とすことなく計画的・効率的に業務をこなすよう心掛けています。職務の性質上、計画どおりにいくことばかりではありませんが、上司・同僚の様々な配慮にも助けていただきながら、柔軟に対応するようにしています。子育て中の検事も、諸制度や各自の私生活における事情等に応じた配慮の下、幅広い職務経験を積みながら、仕事と育児の両立を図ることができると感じています。



奈良地方検察庁 主任検察官 藤田 昌彦



長女の誕生に伴い、育児休業を2か月間取得しました。

育児休業中は、長女にミルクをあげたり、お風呂に入れたり、おむつの交換などに追われて、毎日があつという間に終わってしまいましたが、長女と過ごす中で、子育てに協力することと、子育てをすることは全く違うと感じました。育児休業は、私自身が主体的に子育てをするという意識を持つことができた貴重な経験となりました。

育児休業を取得できたことで、長女との信頼関係が深まり、育児の苦労を妻と分かち合えたことで、家族の絆も強まりました。仕事復帰後も、私と妻で家事や育児を分担するなど柔軟に対応できるようになったことを妻は喜んでくれています。

## 仕事と趣味

大阪地方検察庁 検察事務官 山根 理恵子



検察庁は部活動が盛んであり、私が所属している大阪高等・地方検察庁バレー部では、毎年夏に開催される検察庁親善バレー大会に向けて、終業後や休日に練習を行っています。

検察庁親善バレー大会は、全国の検察庁のバレー部が一堂に会し、試合を通じて親睦を深めることができるイベントで、平成30年度の名古屋大会では大阪のチームが優勝を果たすことができました。

私は、現在、刑事部の立会事務官として、検察官とペアを組んで事件捜査に従事しています。

時には帰宅時間が遅くなることもありますが、ペアの検察官と相談して仕事の進め方を調整することもでき、バレーの練習等に参加する事も可能で、仕事と趣味の両立が図りやすい環境です。

また、デスクワークが多いことからも、このようにスポーツで汗を流すことで、気分転換をしながら楽しく仕事ができています。

東京地方検察庁 検察事務官 林本 潤



私は、現在総務課に所属しており、現在の業務は来庁者の危険物持ち込みに対する対応や、庁舎管理に関する業務を行っています。

残業することは少なく、定時退庁をして同期達と親睦を深めたり、休日には普段のデスクワークで鈍った体を部活動で鍛え直しています。

私が現在所属している東京地方検察庁バスケットボール部では、週1回程度の練習の他に、年に1~2回検察庁対抗の大会や春と秋に官公庁の大会に出場しています。

検察庁対抗の大会は、チームの主体が検察庁職員であれば、家族や普段一緒に練習している友人などを含めることを許可しており、大会のモットーを「職員同士の親睦を深める」とし、他の検察庁職員と親睦を深めることを第一の目的としています。



## 検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

# 検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となつてはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不斷の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

# Q&Aコーナー

## □捜査について

- Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？
- A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。
- Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういうことをするのですか？
- A 検察庁の独自捜査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている府があります。

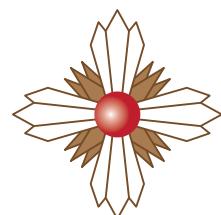
## □検察官・検察事務官の資格、採用について

- Q 検察官になるための資格について教えてください。
- A 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者  
2 裁判官（判事・判事補）  
3 弁護士  
4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者  
5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための試験に合格した者が、検事になるための資格を持ちます。
- また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための試験に合格すると副検事になります。
- Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？
- A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官においても定年制が設けられています。学歴についての制限はありませんが、司法試験については、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。
- Q 検察事務官になるための資格について教えてください。
- A 検察事務官になるためには、原則として国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。
- Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。
- A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁で取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。



## □その他

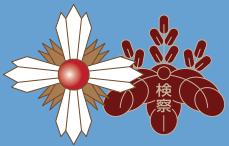
- Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？
- A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行ってています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。  
詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。
- Q 検察官の付いているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？
- A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日と菊の花弁と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に現れる霜と夏の厳しい日差しのことで、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



# 検察庁所在地一覧表

2018年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
	福岡	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9000
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町 1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畠町 5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御靈町 82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橋通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方 1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100
	宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131
	鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611
	那覇	〒900-8578	那覇市樋川 1-15-15	098-835-9200



Public  
Prosecutors  
Office

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp>



## ○取組内容③

## 広報活動の実施回数

指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
広報活動の実施回数 (回)	1,069	1,029	1,121	1,104	1,231	1,105

## 令和元年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数 (回)	参加人数 (人)
出前・移動教室	601	15,355
講演会・説明会	165	4,962
模擬裁判	152	4,192
イベントの実施・参加	60	28,801
その他	127	1,478
合計	1,105	54,788

## ・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

## ・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

## ・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

## ・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護人、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省1-(9))

施策名	矯正施設 <sup>①</sup> の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け : II - 6 - (1))				
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矯正施設等における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。</li> <li>・刑事施設<sup>②</sup>の総合警備システム<sup>③</sup>を更新整備する。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,374,053	6,440,989	6,526,085
		補正予算(b)	1,324,467	8,441,476	2,087,022
		繰越し等(c)	△784,674	△7,099,351	—
		合計(a+b+c)	6,913,846	7,783,114	8,613,107
	執行額(千円)	6,806,598	7,644,429	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<sup>④</sup></li> <li>○矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）<sup>⑤</sup>第13条等</li> </ul>				

測定指標	令和元年度目標	達成		
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成		
施策の進捗状況（実績）				
<p>各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。</p>				
参考指標	実績値			
	27年度	28年度	29年度	30年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数 (人)	343	346	353	353	354
3 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（%）	95.9 (329/343 人)	98.3 (340/346 人)	98.6 (348/353 人)	96.9 (342/353 人)	96.9 (343/354 人)
4 刑事施設における保安事故発生状況（逃走、自殺、火災、傷害等）（件）	18	23	16	13	14
5 災害復旧その他救援活動派遣事案数(件)	3	6	5	3	4

測定指標	令和元年度目標値						達成
	基準値	実績値					
2 総合警備システムの更新整備施設数（施設）	24施設						達成
	—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	—
	—	7	15	15	14	53	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
		(判断根拠) 測定指標 1については、集合訓練に参加した隊員の各設問に対する回答の96.9パーセントが「有意義」との内容であり、また、保安事故発生件数も、過去5年で最多である平成28年度の23件と比較すると、14件と減少している。加えて、重警備必要事態や災害の発生など、矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては、迅速な職員派遣が実施され、適切に対処するなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値を超える施設について更新整備ができたことから、「目標達成」と判断した。	
		施策の分析	
(測定指標の目標達成度の補足)			
【測定指標 1】 札幌から福岡までの全国8管区（全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計354人）において、令和元年9月から同年12月までの間、それぞれ5日間の日程で、大規模震災等の非常事態の発生、被収容者による逃走、暴動・騒じょう、施設襲撃等を想定し、非常動員赴援訓練、総合防災訓練、拳銃、警備用具の使用訓練、特別警備活動訓練、消防訓練、救急法、警備研究討議等の様々な訓練を行った。 これまで、一部の訓練においては、専門分野の指導者（消防士等）を招へいするほか、最近では、			

自治体や関係機関と合同で防災訓練等の実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、平成30年7月の西日本豪雨時や令和元年度東日本台風による被害等発生時には、避難住民の受け入れ及び対応を他管区職員の赴援を受けずに適切に対応することができているなど、対外的な側面においても生かされている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和元年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を24施設と設定したものである。しかし、平成30年12月14日の閣議決定により、国土強靭化基本計画が変更され、これにより、被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安悪化、社会の混乱を回避して必要不可欠な行政機能を確保する目的で、平成30年度補正予算（第二次）が措置されるとともに、その繰越しが認められたことから、令和元年度の更新整備する施設の選定見直しを行い、更新整備を進めた結果、目標値を大幅に超える53施設の更新整備を完了することができた。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標1、2関係】

達成手段①「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1、2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場面を想定して、物的・人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

2 実施方法

	<p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア【意見】</p> <p>〔反映内容〕</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。		
備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和2年9月

---

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

\*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

\*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

\*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

\*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は、（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 – (10))

施策名	矯正施設 <sup>*1</sup> における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け : II – 6 – (2))				
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。				
達成すべき目標	刑事施設 <sup>*2</sup> や少年院における改善指導等を適正に実施するほか、職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2 年度
	予 算 の 状 況 (千円)	当初予算(a)	45,480,904	44,020,708	43,572,341
	補 正 予 算 (b)	85,907	369,980	138,995	—
	繰 越 し 等 (c)	△85,907	△393,052	—	
	合 計 (a+b+c)	45,480,904	43,997,636	43,711,336	
	執 行 額 (千円)	44,771,586	43,451,788	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定） 第3－2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）<sup>*3</sup></li> <li>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第3－1－（5）性犯罪者に対する指導及び支援 第3－2－（2）就労の確保<sup>*4</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－3－（1）－⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化 Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進<sup>*5</sup></li> <li>○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定） 2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性 3 再犯防止につながる仕事の確保</li> <li>○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 第2－1 就労の確保等 第5－1－（2）－②－i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等</li> </ul>				

測定指標	目標（平成30年度～元年度）	達成
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 <sup>*6</sup> 受講前後の問題性の変化	受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成
施策の進捗状況（実績）		

受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも平成30年度は1.44ポイント（約19パーセント）、令和元年度は1.58ポイント（約21パーセント）低下したことが確認された。
---

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）	497	493	504	797	563 (速報値)

測定指標	目標（平成30年度～元年度）	達成			
2 少年院の性非行防止指導 <sup>17</sup> 受講前後の問題性の変化	在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成			
施策の進捗状況（実績）					
在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも平成30年度は7.04ポイント（約15パーセント）、令和元年度は暫定値であるが5.64ポイント（約14パーセント）低下したことが確認された。					
参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
性非行防止指導受講人員（人） (中核プログラム修了者)	一	191	228	188	165

測定指標	年度ごとの目標値			達成		
	30年度	元年度				
3 刑事施設における職業訓練の充実度	対29年増	対30年増	おおむね達成			
基準値	実績値					
	29年	27年	28年	29年	30年	元年
出所者における職業訓練受講者	3,965	3,218	3,632	3,965	4,234	3,879

数（人）						(速報値)
出所者における職業訓練受講率（%）	18.0	13.7	15.8	18.0	20.1	19.4 (速報値)
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
刑事施設出所者数（人）	23,566	22,947	22,025	21,060	19,992 (速報値)	

測定指標	年度ごとの目標値					達成
	30年度		元年度			
4 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対29年増		対30年増			達成
	基準値	実績値				
	29年	27年	28年	29年	30年	元年
就労支援実施人員の割合（%）	18.1	14.5	15.4	18.1	19.5	19.8 (速報値)
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
刑事施設出所者数（人）	23,566	22,947	22,015	21,060	19,992 (速報値)	
就労支援実施人員（人）	3,413	3,529	3,989	4,097	3,961 (速報値)	
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人）	—	—	823	732	565 (速報値)	
うち、在所中就職内定人員（人）	—	—	255	284	286 (速報値)	
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人）	—	—	2,282	2,190	1,794 (速報値)	

うち、在所中就職内定人員 (人)	—	—	451	649	628 (速報値)
事業主による採用面接実施人員 (人)	348	512	1,023	1,420	1,653 (速報値)
就労支援スタッフによる面接等 実施人員（人）	22,387	22,299	23,593	23,999	25,350 (速報値)

測定指標	年度ごとの目標値					達成	
	30年度		元年度				
5 少年院における就労支援実施人員の割合	対29年増		対30年増			おおむね 達成	
参考指標	実績値						
	基準値	29年	27年	28年	29年	30年	元年
就労支援実施人員の割合 (%)	22.8	20.8	20.6	22.8	22.9	22.8 (速報値)	
参考指標	実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年		
少年院出院者数（人）	3,286	3,068	2,882	2,564	2,470 (速報値)		
就労支援実施人員（人）	683	631	656	587	563		
事業主による採用面接実施人員 (人)	93	104	153	231	249		
就労支援スタッフによる面接等 実施人員（人）	5,994	8,677	9,265	8,288	7,267		
少年院仮退院者の保護観察終了 時の有職者の割合 (%)	76.0	77.2	78.7	77.2	78.0 (速報値)		

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1ないし5は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。測定指標1、2及び4については目標を達成することができ、測定指標3及び5については目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
施策の分析	
評価結果	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p><b>【測定指標1、2関係】</b></p> <p>性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性については、専門的なアセスメントツールを用いてその程度を数値化しており、プログラム受講後にもアセスメントを行っている。</p> <p>性非行防止指導においては、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握しており、指導受講前後にアセスメントを行っている。</p> <p>両者共に、こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、指導受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。</p> <p><b>【測定指標3関係】</b></p> <p>出所者における職業訓練受講者数及び出所者における職業訓練受講率については、減少に転じているものの、令和元年度予算において、収容人員の減少を受けて職業訓練定員の合理化を行っている中で職業訓練の充実化に努めた結果、令和元年度の定員の減少率（対30年度比5.6パーセント減）に対して、出所者における職業訓練受講率の減少率（対30年度比3.5パーセント減）が低いことから、上記のように判断した。</p> <p><b>【測定指標5関係】</b></p> <p>出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているものの、出院者の就職に係る希望を直接伝えることのできる事業主による採用面接実施人員は増加していることに加え、参考指標にないものの、就労支援を実施した出院者のうち、内定を得た者の数は増加（平成28年：85人、平成29年：100人、平成30年：156人、令和元年：195人（速報値））していることから、上記のとおり判断した。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p><b>【測定指標1関係】</b></p> <p>受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられている（これらの要因を別々のアセスメントツールで測定しているのではなく、これらの要因により構成されている一つのアセスメントツールを用いて各受刑者の問題性の程度を測定している。）。本測定結果は、プログラムの受講により、受刑者の問題性の程度が小さくなることを示しており、改善指導が適正に実施され、受刑者の改善更生に有効に寄与していると言える。</p> <p><b>【測定指標2関係】</b></p> <p>非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、これらの要因により構成されている一つの専門的なアセスメントツールを用いて、再犯・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。本測定結果は、指導の受講により、在院者の問題性の程度が小さくなることを示しており、指導が適正に実施され、在院者の改善更生に有効に寄与していると言える。</p> <p><b>【測定指標3関係】</b></p>

職業訓練により、知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯防止に資するものであることから、社会のニーズに即し、かつ受刑者の希望、適性等を考慮しつつ、出所後の就職に役立ち、円滑な社会復帰につながるような職業訓練の充実に努めた結果、受刑者に対して必要な職業訓練が充実化されたことが認められる。

#### 【測定指標4関係】

刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く受刑者に対し、就労支援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は19.8パーセント（令和元年度速報値ベース）となっており、また、就労支援を実施した満期釈放人員及び仮釈放人員のうち、刑事施設在所中の就職内定者人員の割合は増加傾向にあることから、支援が適切に実施され、受刑者の就労先確保に有効に寄与しているものと認められる。

#### 【測定指標5関係】

少年院においては、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために、原則的に全在院者を対象に職業指導を行っており、さらに個別的な必要に応じ「就労支援」という形で、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されていると認められる。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策（測定指標1、2）】

被収容者の再犯・再非行防止のためには、再犯・再非行リスクや問題性を的確に把握し、その特性に応じた指導を行うことが重要であり、取り分け、性犯罪・性非行は被害者の心身に重大な被害を与えることから、再犯・再非行防止のための対策は特に社会的な要請も大きい。上記のとおり、本測定結果からは、性犯罪再犯防止指導、性非行防止指導が受刑者・在院者の改善更生に有効に寄与していると言えることから、現在の目標を維持し、受刑者、在院者に対し、適切なアセスメント結果に基づいて効果的に性犯罪再犯防止指導、性非行防止指導を実施していく。

#### 【測定指標1】

性犯罪再犯防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

#### 【測定指標2】

性非行防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

#### 【施策（測定指標3ないし5）】

被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標を維持し、引き続き就労支援等の拡充等を図っていく。

#### 【測定指標3】

今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、更に受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

#### 【測定指標4】

就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。

#### 【測定指標5】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているが今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

する者の知見の活用	<p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】</p> <p>〔反映内容〕</p>
-----------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや分析方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析対象者：平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を終了した者ないし性非行防止指導の中核プログラムの受講を終了したもの（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されたものを除く。）</li> <li>・分析方法：年度ごとに、問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。</li> <li>・「刑務所出所者等就労支援事業実施状況報告」 (矯正局成人矯正課、矯正局少年矯正課：対象期間平成31年1月1日～令和元年12月31日)</li> </ul> <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「矯正統計年報」 (法務省ホームページ[<a href="http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html">http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html</a>])</li> <li>・「保護統計年報」※令和元年の数値は速報値 (法務省ホームページ[<a href="http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html">http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html</a>])</li> </ul>
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	矯正局 成人矯正課、少年矯正課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	----------	--------

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

\*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

\*3 「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3－2(2)③(施設内処遇を通じた取組等)

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の奨励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

\*4 「再犯防止に向けた総合対策」第3－2－(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける

実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

\*5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

\*6 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

\*7 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中心プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 – (11))

施策名	矯正施設 <sup>*1</sup> の適正な運営に必要な民間委託等 <sup>*2</sup> の実施 (政策体系上の位置付け : II – 6 – (3))				
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。				
達成すべき目標	PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	16,623,169	17,977,875	18,330,815
	補正予算(b)	△79,308	△63,301	△168,546	–
	繰越し等(c)	–	–	–	/
	合計(a+b+c)	16,543,861	17,914,574	18,162,269	
	執行額(千円)	16,396,557	17,699,080	–	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）<sup>*3</sup></li> <li>○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）<sup>*4</sup></li> <li>○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）<sup>*5</sup></li> <li>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）<sup>*6</sup></li> <li>○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、令和元年7月9日改定）<sup>*7</sup></li> <li>○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）2 – (2)【就労支援対策の充実・強化】<sup>*8</sup></li> <li>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）第3 – 2 – (2)就労の確保<sup>*9</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）Ⅲ – 3 – (2) – ②就労支援の推進<sup>*10</sup></li> <li>○宣言：犯罪に戻らない・戻さない（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）Ⅲ再犯防止につながる仕事の確保<sup>*11</sup></li> <li>○再犯防止推進計画（平成29年12月15日犯罪対策閣僚会議決定）Ⅱ – 第2 – 1 – (II) 具体的施策<sup>*12</sup></li> </ul>				

測定指標	目標（平成29年度～元年度）	達成
1 PFI刑務所における職業訓練の充実	PFI刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）					
参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 PFI施設における受刑者数（人）	4,248	4,112	3,850	3,668	3,562
2 職業訓練受講者数（人） ※延べ人員	9,665	9,349	9,744	8,665	8,327
3 職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	228	227	253	236	234
4 職業訓練修了者数（人） ※延べ人員	9,284	9,165	9,055	8,395	8,096
5 資格・免許等の取得者数（人） ※延べ人員	1,512	1,412	1,437	1,575	1,748
6 資格・免許等の取得率（%） ※資格・免許等の取得率＝資格・免許等の取得者数／受刑者数×100	36	34	37	43	49

測定指標	目標（平成29年度～元年度）	達成
2 「ジョブソニック」 <sup>*13</sup> の活用（※）	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 <sup>*14</sup> において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うため、「ジョブソニック」を実施する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
実施対象3施設において、受刑者に対して企業説明会やワークショップ形式の体験学習講座を合計12回実施した。また、ジョブソニックとして企業説明会に参加した受刑者アンケートでは、約8割が参加して良かったと回答するなど、多くの受刑者から肯定的な反応があった。		
参考指標	実績値	
	29年度	30年度
1 施設当たりの企業説明会実施回数（回）	2	2

2 延べ参加受刑者（人）	800	660	341
--------------	-----	-----	-----

(※) 「「ジョブソニック」の活用」は、平成29年度からの新規事業である。

評価 結果	目標達成度合い の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らして、全て主要なものであると考える。測定指標について目標を達成することができたため、施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p><b>【測定指標1】</b></p> <p>PFI手法を活用して職業訓練を実施している4施設において、サービス業など求人において比較的人気のある業種を含む約120種類の専門的な職業訓練を実施した。PFI施設における収容人員は減少傾向にあるものの、職業訓練受講率は依然200パーセントを超える高い水準を維持しており、PFI施設における受刑者数に占める資格・免許等の取得者も3割を超える高い水準を保っている。</p> <p>女性刑務所においては、需要のあるネイリストの資格を取得できる講座や、近年の外国人観光客の増加を受けたホテル業界での清掃訓練など、刑事施設職員だけでは実施が難しく男子受刑者とは異なるニーズを踏まえた訓練を実施した。このように、民間のスキルやノウハウを活用して、雇用情勢に応じた職業訓練を積極的に実施し、受刑者に資格や免許を取得させることができた。</p> <p><b>【測定指標2】</b></p> <p>ジョブソニックとして企業説明会に参加した受刑者のアンケートでは8割近くの受刑者が、参加して良かったと回答し、就労への不安が軽減した旨の声が上がっていた。また、参加した受刑者数は企業説明会に比べると少ないが、ワークショップにおいて多くの受刑者が参加して良かったと評価しており、少人数での実施という利点を生かして実際に就労内容を体験するなど質の高い経験ができると考えられる。延べ参加人数は減少しているが、ワークショップの開催が増えており、説明会よりも少人数の対象者に質の高い働きかけを行う内容となっている。また、実施対象施設において、ジョブソニックへの参加企業の求人情報を各施設で年に2回配布している。この求人情報を通じて、平成29年には5人、平成30年には4人、令和元年度には15名の受刑者が出所前に内定を獲得している。このように、民間のノウハウやアイデアを生かしながら受刑者の社会復帰への不安を軽減し、就労意欲を培うという目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p><b>【測定指標1関係】</b></p> <p>達成手段「PFI刑務所の運営」において実施している職業訓練は、施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で、民間のノウハウやアイデアを活用し、職業人として基礎的なスキルの付与を目的とした訓練科目や、雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成26年度から同28年度において、受刑者数は、全国的に減少傾向にあるところ、職業訓練受講者数と資格・免許等の取得者数の割合は、高い水準にあり、達成手段であるPFI手段における職業訓練が一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p><b>【測定指標2関係】</b></p> <p>達成手段「刑事施設の民間委託運営」において実施しているジョブソニックは、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において、民間のネットワークとノウハウを活用し、平成23年度から実施して</p>

おり、その中で方法を検証しながら、隨時改良を加えているところである。ジョブソニック実施後、ワークショップに参加した受刑者のアンケート結果からも、受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に効果があつたものといえる。

以上のことから、民間委託等によるこれらの取組が、矯正処遇の充実に寄与したものといえる。

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策】

再入受刑者が犯行時に無職である割合は、就労している場合の2倍近くあるなど高い水準で推移している。刑務所出所者の再犯防止に資する職業訓練及び就労支援を充実させるために、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び効果的な就労支援の実施を図る。

##### 【測定指標1】

PFI刑務所における職業訓練受講率、資格・免許等の習得者率において高い水準の維持ないしは増加を目指す。

##### 【測定指標2】

ジョブソニックへの参加受刑者数において高い水準の維持ないしは増加を目指す。また、受刑者のジョブソニックへの参加前後での就労意欲や就労への不安の変化について軽減することを目指す。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要  
ア【意見】

【反映内容】

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・「職業訓練実施報告」（矯正局成人矯正課、対象期間平成27年4月1日～同30年3月31日）
- ・ジョブソニック参加者に対するアンケート結果
- ・「一般職業紹介状況（令和2年3月分）」  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=normal&toukei=00450222&surv>

備考

【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】

担当部局名

矯正局成人矯正課

政策評価実施時期

令和2年9月

\*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

\*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

\*3 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るために措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

\*4 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

\*5 「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講すべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

\*6 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

\*7 「公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、令和元年7月9日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講すべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

\*8 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

## 2－（2）【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設（刑務所・少年院）においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効率的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

\*9 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

### 第3－2－（2）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

\*10 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）

### III－3－（2）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援等の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

\*11 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

### III再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くが、犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能の欠

如など就労に関する問題を抱えていることから、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するなどして就労支援を行う。

\*12 再犯防止推進計画（平成 29年12月15日犯罪対策閣僚会議決定）

#### II－第2－1－（Ⅱ）具体的施策

平成30年からの5年間で政府が取り組む再犯防止のための施策として、就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援や職業訓練の充実が挙げられている。

\*13 「ジョブソニック」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者からの就労支援に係る提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式により、就労支援制度を周知する企業説明会やワークショップを刑事施設内で実施し、さらに「就労継続・定着」教育を行うことで、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、就労の継続を目指す。

また、民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの。

\*14 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

平成29年度「PFI施設」職業訓練実施状況確認表

管轄者	施設名	訓練種目名	課程名	回数	種別	方法	訓練期間	運営	収容	施設	在籍	開催	残了	缺勤	出席率	率(%)	
東京	習志園	キャリアデザイン科	ビジネス課程	第1回	専門	自習	平成29年4月5日	平成29年6月30日	16		—	16	16	0	0.0%	100.0%	
		キャリアデザイン科	ビジネス課程	第2回	専門	自習	平成29年10月3日	平成29年12月28日	16		—	15	14	1	0.0%	93.8%	
		キャリアデザイン科	専用課程	第1回	専門	自習	平成29年7月3日	平成29年9月29日	8		—	10	10	0	0.0%	125.0%	
		キャリアデザイン科	応用課程	第2回	専門	自習	平成29年1月1日	平成30年3月29日	8		—	9	8	1	0.0%	112.5%	
		講師科	—	専門	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	80		—	83	50	33	0.0%	103.8%		
		情報処理技術科	特化ユニット課程	標準	自習	平成30年1月15日	平成30年3月29日	10		—	10	10	0	0.0%	100.0%		
		情報処理技術科	P C 入門課程	標準	自習	平成29年4月3日	平成30年3月29日	25		—	597	597	0	0.0%	238.8%		
		情報処理技術科	チャレンジ課程	専門	自習	平成29年4月5日	平成29年5月31日	5		—	6	6	0	0.0%	120.0%		
		情報処理技術科	初級課程	第1回	専門	自習	平成29年7月3日	平成29年9月29日	16		—	16	16	0	0.0%	100.0%	
		情報処理技術科	初級課程	第2回	専門	自習	平成29年10月10日	平成29年12月28日	16		—	13	11	2	0.0%	81.3%	
		フォークリスト運転科	—	第1回	専門	自習	平成29年4月3日	平成29年4月27日	5		—	5	5	0	0.0%	100.0%	
		フォーカリスト運転科	—	第2回	専門	自習	平成29年5月2日	平成29年5月31日	5		—	5	5	0	0.0%	100.0%	
		フォーカリスト運転科	—	第3回	専門	自習	平成29年6月5日	平成29年6月30日	5		—	5	5	0	0.0%	100.0%	
		フォーカリスト運転科	—	第4回	専門	自習	平成29年11月1日	平成29年11月30日	5		—	5	5	0	0.0%	100.0%	
		フォーカリスト運転科	—	第5回	専門	自習	平成30年3月5日	平成30年3月29日	5		—	5	5	0	0.0%	100.0%	
		介護福祉科	—	第1回	専門	自習	平成29年7月10日	平成29年9月25日	15		—	15	14	1	0.0%	100.0%	
		介護福祉科	—	第2回	専門	自習	平成30年1月15日	平成30年3月27日	15		—	15	15	0	0.0%	100.0%	
		ビルハクスクリーニング科	—	第1回	専門	自習	平成29年4月10日	平成29年9月29日	10		—	10	10	0	0.0%	100.0%	
		ビルハクスクリーニング科	—	第2回	専門	自習	平成29年10月4日	平成30年3月29日	10		—	9	8	1	0.0%	90.0%	
		CAD技術科	建築CAD初級課程	第2回	専門	自習	平成29年3月21日	平成29年8月31日	16		—	16	13	3	0.0%	100.0%	
		CAD技術科	建築CAD初級課程	第1回	専門	自習	平成29年9月19日	平成30年2月28日	15		—	15	14	1	0.0%	100.0%	
		クリーニング科	—	専門	自習	平成29年4月3日	平成30年3月29日	40		—	40	14	26	0.0%	100.0%		
		農業科	農業課程	専門	自習	平成29年3月18日	平成30年2月28日	10		—	15	15	0	0.0%	100.0%		
		園芸科	特化ユニット課程	標準	自習	平成28年11月9日	平成29年4月27日	15		—	14	14	0	0.0%	93.3%		
		園芸科	特化ユニット課程	第1回	標準	自習	平成29年5月8日	平成29年10月31日	12		—	13	12	1	0.0%	108.3%	
		園芸科	特化ユニット課程	第2回	標準	自習	平成28年11月8日	平成29年4月27日	12		—	14	14	0	0.0%	116.7%	
大阪	福島	エレクトロニクス技術科	—	標準	自習	平成28年12月1日	平成29年4月14日	14		—	32	30	2	0.0%	228.6%		
		改築工芸技術科	—	第3回	標準	自習	平成28年11月10日	平成29年5月9日	21		—	17	17	0	0.0%	81.0%	
		改築工芸技術科	—	第4回	標準	自習	平成29年2月23日	平成29年3月22日	21		—	19	16	3	0.0%	90.5%	
		皮革工業技術科	—	第1回	標準	自習	平成29年5月11日	平成29年11月7日	21		—	20	17	3	0.0%	95.2%	
		皮革工業技術科	—	第2回	標準	自習	平成29年8月24日	平成30年2月20日	21		—	15	10	5	0.0%	71.4%	
		情報処理技術科	PC基礎課程	第2回	専門	自習	平成28年9月3日	平成29年12月5日	14		—	36	33	3	0.0%	257.1%	
		情報処理技術科	PC基礎課程	第4回	標準	自習	平成28年12月15日	平成29年6月13日	13		—	30	28	2	0.0%	230.0%	
		情報処理技術科	PC基礎課程	第1回	標準	自習	平成29年6月15日	平成29年12月12日	15		—	29	25	4	0.0%	193.3%	
		情報処理技術科	PC応用課程	第2回	専門	自習	平成29年6月15日	平成29年12月12日	15		—	13	13	0	0.0%	100.0%	
		情報処理技術科	PC応用課程	第1回	専門	自習	平成29年6月15日	平成29年6月15日	10		—	10	10	0	0.0%	200.0%	
		フォーカリスト運転科	—	専門	自習	平成28年12月26日	平成30年3月29日	10		—	10	10	0	0.0%	100.0%		
		介護福祉科	—	第1回	専門	自習	平成29年4月20日	平成29年10月17日	22		—	20	20	0	0.0%	90.9%	
		販売サービス科	—	専門	自習	平成29年4月6日	平成29年8月1日	14		—	32	28	4	0.0%	228.6%		
		農業科	圃芸課程	第1回	標準	自習	平成29年4月3日	平成29年6月30日	10		—	12	10	2	0.0%	120.0%	
		農業科	園芸課程	第2回	標準	自習	平成29年7月3日	平成29年9月29日	10		—	12	11	1	0.0%	120.0%	
		農業科	園芸課程	第3回	標準	自習	平成29年10月2日	平成29年12月25日	10		—	12	9	3	0.0%	120.0%	
		農業科	園芸課程	第4回	標準	自習	平成30年1月4日	平成30年3月30日	10		—	12	12	0	0.0%	120.0%	
		農業科	農業課程	標準	自習	平成29年4月3日	平成30年3月30日	10		—	36	25	11	0.0%	360.0%		
		黒采科	—	標準	自習	平成29年4月3日	平成30年3月27日	10		—	34	24	10	0.0%	340.0%		
		黒采科	—	第2回	専門	自習	平成29年9月1日	平成29年12月26日	10		—	10	9	1	0.0%	100.0%	
		クリーニング科	—	専門	自習	平成28年10月21日	平成29年5月18日	4		—	4	3	1	0.0%	100.0%		
		建設機械科	組合せ課程	専門	自習	平成29年4月6日	平成29年5月23日	10		—	10	9	1	0.0%	100.0%		
		建設機械科	玉掛け課程	専門	自習	平成29年4月2日	平成29年4月19日	10		—	10	10	0	0.0%	100.0%		
鳥取	鳥取	ホンブンディズプレイ科	—	第1回	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	60		—	1043	1043	0	0.0%	1738.3%	
		ソーシャルスキル科	—	第1回	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	60		—	1556	1556	0	0.0%	2593.3%	
		ピアドリーンアシスト科	—	第4回	標準	自習	平成29年1月30日	平成29年4月24日	28		—	25	24	1	0.0%	89.3%	
		ピアドリーンアシスト科	—	第1回	標準	自習	平成29年4月24日	平成29年7月24日	28	124	1	—	27	24	3	442.9%	96.4%
		ピアドリーンアシスト科	—	第2回	標準	自習	平成29年7月24日	平成29年10月23日	28		—	29	28	0	0.0%	100.0%	
		ピアドリーンアシスト科	—	第3回	標準	自習	平成29年10月23日	平成30年1月29日	28		—	28	27	1	0.0%	100.0%	
		看護科	—	第1回	標準	自習	平成28年8月29日	平成29年9月28日	30		—	21	15	6	0.0%	70.0%	
		看護科	—	第2回	標準	自習	平成29年2月20日	平成29年3月31日	30		—	30	22	8	0.0%	100.0%	
		神楽面・衣装製作科	—	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	30		—	24	30	-6	0.0%	80.0%		
		石見焼製作科	—	標準	自習	平成29年3月31日	平成30年3月31日	30		—	17	20	-3	0.0%	56.7%		
島根	島根	石州和紙製作科	—	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	30		—	16	25	-9	0.0%	53.3%		
		調理科	パン職人課程	標準	自習	平成29年2月20日	平成29年4月28日	30		—	30	30	0	0.0%	100.0%		
		調理科	パン職人課程	第1回	標準	自習	平成29年8月28日	平成30年3月5日	30		—	30	28	2	0.0%	100.0%	
		理容科	—	専門	自習	平成27年4月27日	平成29年4月24日	20		—	20	16	4	0.0%	100.0%		
		情報処理技術科	PC基礎課程	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	60		—	1178	1178	0	0.0%	1963.3%		
		情報処理技術科	PC上級科課程	第1回	専門	自習	平成29年7月24日	平成29年8月28日	20		—	20	20	0	0.0%	100.0%	
		情報処理技術科	PC上級科課程	第2回	専門	自習	平成29年8月28日	平成29年9月25日	20		—	20	20	0	0.0%	100.0%	
		情報処理技術科	PC上級科課程	第3回	専門	自習	平成29年12月18日	平成30年1月29日	20		—	20	20	0	0.0%	100.0%	
		介護福祉科	—	第2回	専門	自習	平成29年1月30日	平成29年7月24日	30	86	1	—	29	23	6	286.7%	96.7%
		介護福祉科	—	第1回	専門	自習	平成29年7月24日	平成30年1月29日	30		—	30	27	3	0.0%	100.0%	
山陰	山陰	点字翻訳科	—	標準	自習	平成29年2月20日	平成30年3月5日	58		—	36	23	13	0.0%	62.1%		
		点字翻訳科	—	第2回	専門	自習	平成28年10月24日	平成29年4月24日	60		—	54	51	3	0.0%	90.0%	
		販売サービス科	—	第1回	専門	自習	平成29年4月24日	平成29年10月23日	60		—	56	50	6	0.0%	93.3%	
		農業科	圃芸課程	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	100		—	28	34	-6	0.0%	28.0%		
		農業科	バラ栽培課程	標準	自習	平成29年4月1日	平成30年3月31日	30		—	17	20	-3	0.0%	56.7%		

区分	施設名	訓練科目	認定者	訓練種別	方法	訓練期間	単回	参加者	登録者	講師	開始	終了	演習数	達成率	充実率	
	建設機械科	—	第2回	専門	自序	平成29年7月24日	平成29年10月21日	30		—	—	29	27	2	0.0%	96.7%
	建設機械科	—	第3回	専門	自序	平成29年10月23日	平成30年1月29日	30		—	—	30	25	5	0.0%	100.0%
美術	ボランティア啓発科	—	標準	自序	—	平成29年4月5日	—	60		—	—	380	324	56	0.0%	633.3%
	手芸科	—	第1回	専門	自序	平成29年4月28日	平成29年12月1日	30		—	—	14	10	4	0.0%	46.7%
	手芸科	—	第2回	専門	自序	平成29年6月7日	平成29年10月25日	20		—	—	8	7	1	0.0%	40.0%
	D T P科	—	標準	自序	—	平成29年5月10日	平成29年10月11日	10		—	—	10	8	2	0.0%	100.0%
	基礎計算・データ処理科	—	標準	自序	—	平成29年4月11日	平成29年6月27日	40	43	1	—	18	18	0	107.5%	45.0%
	ゼンネン会計科	—	標準	自序	—	平成29年11月10日	平成30年3月2日	40		—	—	21	20	1	0.0%	52.5%
	基礎データ処理科	—	標準	自序	—	平成29年4月4日	平成30年3月28日	60		—	—	342	258	84	0.0%	570.0%
	調理科	基礎データ処理科	第1回	標準	集合	平成29年4月4日	平成29年9月29日	15		—	—	8	6	2	0.0%	50.0%
	調理科	基礎データ処理科	第2回	標準	集合	平成29年10月3日	平成30年3月30日	16		—	—	9	9	0	0.0%	56.3%
	調理科	—	標準	自序	—	平成29年9月4日	—	20		—	—	20	16	4	0.0%	100.0%
情報	認知人理系	—	標準	集合	—	平成29年6月2日	平成29年7月22日	10	18	1	—	3	2	1	180.0%	30.0%
	情報処理技術科	ITスキル養成課程	標準	自序	—	平成29年4月5日	平成30年3月28日	60		—	—	805	573	232	0.0%	1341.7%
	情報処理技術科	エキスパート課程	第1回	標準	自序	平成29年4月4日	平成29年7月18日	20	21	1	—	17	14	3	105.0%	85.0%
	情報処理技術科	エキスパート課程	第2回	標準	自序	平成29年4月4日	平成29年7月18日	20	25	1	—	12	11	1	125.0%	60.0%
	情報処理技術科	エキスパート課程	第3回	標準	自序	平成29年8月4日	平成29年11月24日	20		—	—	18	18	0	0.0%	90.0%
	情報処理技術科	エキスパート課程	第4回	標準	自序	平成29年8月9日	平成29年11月29日	20		—	—	16	15	1	0.0%	80.0%
	情報処理技術科	エキスパート課程	第5回	標準	自序	平成29年12月7日	平成30年3月22日	20		—	—	14	13	1	0.0%	70.0%
	情報処理技術科	エキスパート課程	第6回	標準	自序	平成29年12月7日	平成30年3月22日	20		—	—	20	18	2	0.0%	100.0%
	情報処理技術科	システム概論課程	第1回	標準	自序	平成29年4月1日	平成30年3月20日	20		—	—	3	3	0	0.0%	15.0%
	情報処理技術科	システム概論課程	第2回	標準	自序	平成29年4月1日	平成30年3月20日	20		—	—	18	13	5	0.0%	90.0%
介護	介護福祉科	—	第1回	専門	自序	平成29年5月11日	平成30年3月1日	20		—	—	16	14	2	0.0%	80.0%
	介護福祉科	—	第2回	専門	自序	平成29年5月12日	平成30年2月23日	20		—	—	8	7	1	0.0%	40.0%
	販売サービス科	—	第1回	標準	自序	平成29年9月19日	平成30年2月6日	30		—	—	28	26	2	0.0%	93.3%
	販売サービス科	—	第2回	標準	自序	平成29年9月19日	平成30年2月6日	30		—	—	14	10	4	0.0%	46.7%
	CAD技術科	—	標準	自序	—	平成29年6月23日	平成30年1月24日	20		—	—	17	14	3	0.0%	85.0%
	クリエイターコ	—	複数	自序	—	平成29年10月4日	平成30年1月31日	10		—	—	5	3	2	0.0%	50.0%
	医療事務科	—	標準	自序	—	平成29年6月1日	平成29年11月9日	20		—	—	18	16	2	0.0%	90.0%
	ビジネススキル科	—	標準	自序	—	平成29年4月5日	平成30年3月26日	60		—	—	30	282	100	0.0%	636.7%

## 平成30年度「PF」施設職業訓練実施状況確認表

管区名	施設名	訓練科目名	課程名	回数	種類	方法	訓練期間	開始	終了	定員	開始人員	終了人員	課外人員	応募率	充足率	
東京	幕張川	キャリアデザイン科	ビジネス課程	第1回	標準	自序	平成30年4月1日	平成30年9月27日	14	14	14	0	0.0%	100.0%		
		キャリアデザイン科	ビジネス課程	第2回	標準	自序	平成30年10月3日	平成31年3月28日	14	7	7	0	0.0%	50.0%		
		調理科	—	専門	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	80	73	46	27	0.0%	91.3%			
		情報処理技術科	特化ユニット課程	標準	自序	平成31年1月15日	平成31年3月28日	10	10	10	0	0.0%	100.0%			
		情報処理技術科	P C 入門課程	標準	自序	平成30年1月2日	平成31年3月28日	25	664	664	0	0.0%	2656.0%			
		情報処理技術科	チャレンジ課程	専門	自序	平成30年4月2日	平成30年5月31日	5	5	5	0	0.0%	100.0%			
		情報処理技術科	初級課程	第1回	専門	自序	平成30年7月4日	平成30年9月27日	16	16	16	0	0.0%	100.0%		
		情報処理技術科	初級課程	第2回	専門	自序	平成30年10月3日	平成30年12月27日	16	8	8	0	0.0%	50.0%		
		フォーカリスト運転科	—	第1回	専門	自序	平成30年5月2日	平成30年5月31日	5	5	5	0	0.0%	100.0%		
		フォーカリスト運転科	—	第2回	専門	自序	平成30年6月5日	平成30年6月29日	5	5	5	0	0.0%	100.0%		
		フォーカリスト運転科	—	第3回	専門	自序	平成30年7月3日	平成30年7月31日	5	5	5	0	0.0%	100.0%		
		フォーカリスト運転科	—	第4回	専門	自序	平成30年9月3日	平成30年9月27日	5	5	5	0	0.0%	100.0%		
		フォーカリスト運転科	—	第5回	専門	自序	平成30年11月1日	平成30年11月29日	5	5	3	2	0.0%	100.0%		
		フォーカリスト運転科	—	第6回	専門	自序	平成31年3月5日	平成31年3月28日	5	5	5	0	0.0%	100.0%		
		介護福祉科	—	第1回	専門	自序	平成30年4月9日	平成30年6月19日	15	15	15	0	0.0%	100.0%		
		介護福祉科	—	第2回	専門	自序	平成31年3月19日	平成31年3月19日	15	15	15	0	0.0%	100.0%		
		ビルハウスクリーニング科	—	第1回	専門	自序	平成30年4月9日	平成30年9月27日	10	9	9	0	0.0%	90.0%		
		ビルハウスクリーニング科	—	第2回	専門	自序	平成30年10月3日	平成31年3月28日	10	10	10	0	0.0%	100.0%		
		CAD技術科	建築CAD初級課程	第2回	専門	自序	平成30年3月26日	平成30年8月31日	15	15	14	1	0.0%	100.0%		
		CAD技術科	建築CAD初級課程	第1回	専門	自序	平成30年3月11日	平成31年2月26日	15	15	15	0	0.0%	100.0%		
		クリーニング科	—	専門	自序	平成30年4月2日	平成31年3月29日	40	41	23	18	0.0%	102.5%			
		農業科	農業課程	専門	自序	平成30年2月12日	平成31年2月28日	15	15	15	0	0.0%	100.0%			
		黒糞科	特化ユニット課程	第2回	標準	自序	平成29年11月8日	平成30年4月26日	12	12	10	2	0.0%	100.0%		
		黒糞科	特化ユニット課程	第1回	標準	自序	平成30年5月9日	平成30年10月31日	10	10	8	2	0.0%	100.0%		
		職業能力開発科	—	標準	自序	平成30年7月3日	平成30年6月29日	10	5	1	4	0.0%	50.0%			
		職業能力開発科	—	標準	自序	平成30年7月2日	平成31年3月28日	10	3	1	2	0.0%	33.3%			
		職業能力開発科	—	標準	自序	平成30年10月3日	平成31年3月28日	10	5	4	1	0.0%	50.0%			
		職業能力開発科	—	標準	自序	平成30年1月3日	平成31年3月28日	10	5	3	2	0.0%	50.0%			
大阪	播磨	介護基礎コース	—	標準	自序	平成30年4月2日	平成31年5月29日	398	294	294	—	—	—			
		セーフティマスター——看板科	—	標準	自序	平成29年12月7日	平成30年4月3日	14	26	24	2	0.0%	185.7%			
		皮筋工芸技術習得科	—	第2回	標準	自序	平成29年11月8日	平成30年5月3日	21	21	19	2	0.0%	100.0%		
		皮革工芸技術習得科	—	第1回	標準	自序	平成30年2月22日	平成30年8月21日	21	10	9	1	0.0%	47.6%		
		皮革工芸技術習得科	—	第2回	標準	自序	平成30年8月23日	平成31年2月19日	21	8	8	0	0.0%	33.3%		
		皮革工芸技術習得科	—	第3回	標準	自序	平成30年5月10日	平成30年11月6日	21	8	8	0	0.0%	33.3%		
		情報処理技術科	P C 基礎課程	第2回	標準	自序	平成29年12月14日	平成30年6月12日	15	35	30	5	0.0%	233.3%		
		情報処理技術科	P C 基礎課程	第1回	標準	自序	平成30年6月14日	平成30年12月11日	13	37	35	2	0.0%	254.6%		
		情報処理技術科	P C 専用課程	第2回	専門	自序	平成29年12月14日	平成30年6月12日	15	12	12	0	0.0%	30.0%		
		情報処理技術科	P C 専用課程	第1回	専門	自序	平成30年6月11日	平成30年12月11日	13	15	14	1	0.0%	115.4%		
		情報処理技術科	スマートマンアソシエイト	専門	自序	平成29年12月14日	平成30年6月12日	5	5	5	0	0.0%	100.0%			
		フィーリングフルボラン	—	専門	自序	平成31年3月5日	平成31年3月29日	10	10	10	0	0.0%	100.0%			
		介護福祉科	—	第2回	専門	自序	平成29年10月19日	平成30年4月17日	22	19	16	3	0.0%	86.4%		
		介護福祉科	—	第1回	専門	自序	平成30年4月19日	平成30年10月16日	20	25	20	5	0.0%	125.0%		
		販売サービス科	—	専門	自序	平成30年1月5日	平成30年7月31日	14	26	23	3	0.0%	185.7%			
		農業科	園芸課程	第1回	標準	自序	平成30年4月2日	平成30年6月29日	10	12	12	0	0.0%	120.0%		
		農業科	園芸課程	第2回	標準	自序	平成30年7月13日	平成30年9月28日	10	12	11	1	0.0%	120.0%		
		農業科	園芸課程	第3回	標準	自序	平成30年10月5日	平成30年12月3日	10	12	12	0	0.0%	120.0%		
		農業科	園芸課程	第4回	標準	自序	平成31年1月1日	平成31年3月29日	10	12	12	0	0.0%	120.0%		
		農業科	農業課程	—	標準	自序	平成30年4月2日	平成31年3月29日	10	27	25	2	0.0%	270.0%		
		黒糞科	—	標準	自序	平成30年4月2日	平成31年3月26日	10	26	24	2	0.0%	260.0%			
		ビルハウスクリーニング科	—	専門	自序	平成30年9月4日	平成30年12月21日	10	10	8	2	0.0%	100.0%			
		クリーニング科	—	専門	自序	平成29年10月4日	平成30年12月21日	4	4	4	0	0.0%	100.0%			
		ビル設備管理科	—	専門	自序	平成30年5月2日	平成30年12月4日	25	24	22	2	0.0%	96.0%			
		建設機械科	玉掛け課程	専門	自序	平成30年4月2日	平成30年4月19日	10	10	10	0	0.0%	100.0%			
		建設機械科	クレーン課程	専門	自序	平成30年5月8日	平成30年5月31日	10	10	10	0	0.0%	100.0%			
島根	島根	ボランティア啓発科	—	第1回	標準	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	60	955	955	0	0.0%	1591.7%		
		ソーシャルスキル科	—	第1回	標準	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	60	923	922	0	0.0%	1536.7%		
		デジタルコンテンツ編集科	—	第4回	標準	自序	平成30年1月29日	平成30年4月23日	28	26	25	1	0.0%	92.9%		
		デジタルコンテンツ編集科	—	第1回	標準	自序	平成30年4月23日	平成30年7月23日	28	26	26	0	0.0%	92.9%		
		デジタルコンテンツ編集科	—	第2回	標準	自序	平成30年7月23日	平成30年10月22日	28	27	22	5	0.0%	96.4%		
		デジタルコンテンツ編集科	—	第3回	標準	自序	平成30年10月22日	平成31年1月28日	28	26	19	7	0.0%	92.9%		
		音楽科	—	第1回	標準	自序	平成29年8月28日	平成30年2月27日	30	28	18	10	0.0%	93.3%		
		音楽科	—	第1回	標準	自序	平成30年3月5日	平成31年2月25日	30	25	17	8	0.0%	83.3%		
		神奈面・衣装製作科	—	標準	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	30	29	23	6	0.0%	96.7%			
		石見焼製作科	—	標準	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	30	20	16	4	0.0%	66.7%			
		石州和紙製作科	—	標準	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	30	25	18	7	0.0%	83.3%			
		调理科	パン職人課程	第2回	標準	自序	平成30年3月8日	平成30年5月27日	30	27	23	4	0.0%	90.0%		
		调理科	パン職人課程	第1回	標準	自序	平成30年8月27日	平成31年2月25日	30	30	29	1	0.0%	100.0%		
		理容科	—	専門	自序	平成29年4月5日	平成30年1月25日	20	20	20	0	0.0%	100.0%			
		情報処理技術科	P C 基礎課程	第1回	標準	自序	平成30年4月1日	平成31年3月31日	60	1141	1141	0	0.0%	1901.7%		
		情報処理技術科	P C 上級科課程	第1回	専門	自序	平成30年7月23日	平成30年8月27日	30	30	30	0	0.0%	100.0%		
		情報処理技術科	P C 上級科課程	第2回	専門	自序	平成30年8月28日	平成30年10月1日	30	30	30	0	0.0%	100.0%		
		情報処理技術科	P C 上級科課程	第3回	専門	自序	平成30年12月17日	平成31年1月28日	30	30	28	2	0.0%	100.0%		
		介護福祉科	—	第2回	専門	自序	平成30年1月29日	平成30年7月23日	30	27	22	5	0.0%	90.0%		
		介護福祉科	—	第1回	専門	自序										

管区名	施設名	訓練種目名		課程名	回数	種類	方法	調査期間		定員	開催人數	完了人數	除外人數	応募率	充足率
		開始	終了												
広島	建設機械科	一	第4回	専門	自序	平成30年1月29日	平成30年4月23日	30	30	30	0	0.0%	100.0%		
	建設機械科	一	第1回	専門	自序	平成30年4月23日	平成30年7月23日	30	30	29	1	0.0%	100.0%		
	建設機械科	一	第9回	専門	自序	平成30年7月23日	平成30年10月22日	30	29	25	4	0.0%	96.7%		
	建設機械科	一	第3回	専門	自序	平成30年10月22日	平成31年1月28日	30	30	27	3	0.0%	100.0%		
	フォークリフト運転科	一	第1回	専門	自序	平成30年4月23日	平成30年6月4日	10	10	10	0	0.0%	100.0%		
	フォークリフト運転科	一	第2回	専門	自序	平成30年6月11日	平成30年7月23日	10	10	10	0	0.0%	100.0%		
	フォークリフト運転科	一	第3回	専門	自序	平成30年7月30日	平成30年9月10日	10	10	9	1	0.0%	100.0%		
	フォークリフト運転科	一	第4回	専門	自序	平成30年9月18日	平成30年10月29日	10	10	10	0	0.0%	100.0%		
	フォークリフト運転科	一	第5回	専門	自序	平成30年11月6日	平成30年12月17日	10	10	8	2	0.0%	100.0%		
	ボランティア啓発科	一	第1回	標準	自序	平成30年4月6日	平成31年3月13日	60	323	323	0	0.0%	538.3%		
長崎	DTP科	一		標準	自序	平成30年6月22日	平成31年1月23日	10	10	9	1	0.0%	100.0%		
	福祉住環境工学専門科	一		標準	自序	平成30年4月11日	平成30年6月27日	40	19	18	1	0.0%	47.5%		
	ビジネス会計科	一		標準	自序	平成30年4月17日	平成30年7月31日	40	25	20	5	0.0%	62.5%		
	ワーカーインストラクション科	一	第1回	標準	自序	平成30年4月5日	平成30年6月28日	60	258	258	0	0.0%	596.7%		
	調理科	「ア'ユーチ'ル'ターミネーション」課程	第1回	標準	集合	平成30年4月6日	平成30年9月28日	16	6	4	2	0.0%	37.5%		
	調理科	「ア'ユーチ'ル'ターミネーション」課程	第2回	標準	集合	平成30年10月2日	平成31年3月29日	16	8	7	1	0.0%	50.0%		
	調理科	一		標準	自序	平成29年8月4日	平成30年8月3日	20	17	18	6	0.0%	85.0%		
	調理科	パン職人講習		標準	集合	平成29年7月25日	平成30年7月20日	10	6	4	2	0.0%	60.0%		
	情報処理技術科	I Tスキル養成課程	第1回	標準	自序	平成30年4月3日	平成30年7月17日	60	722	722	0	0.0%	1203.3%		
	情報処理技術科	エキスパート課程	第1回	標準	自序	平成30年4月6日	平成30年7月27日	20	9	9	0	0.0%	45.0%		
福岡	情報処理技術科	エキスパート課程	第2回	標準	自序	平成30年4月6日	平成30年7月27日	20	20	17	3	0.0%	100.0%		
	情報処理技術科	エキスパート課程	第3回	標準	自序	平成30年8月1日	平成30年11月21日	20	16	15	1	0.0%	80.0%		
	情報処理技術科	エキスパート課程	第4回	標準	自序	平成30年8月7日	平成30年11月27日	20	11	10	1	0.0%	55.0%		
	情報処理技術科	エキスパート課程	第5回	標準	自序	平成30年12月5日	平成31年3月27日	20	11	11	0	0.0%	55.0%		
	情報処理技術科	エキスパート課程	第6回	標準	自序	平成30年12月6日	平成31年3月28日	20	17	15	2	0.0%	85.0%		
	情報処理技術科	システム概論課程	第1回	標準	自序	平成30年4月12日	平成31年3月28日	20	11	6	5	0.0%	55.0%		
	情報処理技術科	システム概論課程	第2回	標準	自序	平成30年4月12日	平成31年3月28日	20	3	2	1	0.0%	15.0%		
	介護福祉科	一	第1回	専門	自序	平成30年5月9日	平成31年3月6日	20	14	12	2	0.0%	70.0%		
	介護福祉科	一	第2回	専門	自序	平成30年5月9日	平成31年2月8日	20	10	6	4	0.0%	50.0%		
	販売サービス科	第1回	標準	自序	平成30年9月21日	平成31年2月8日	30	16	14	2	0.0%	53.3%			
大分	販売サービス科	第2回	標準	自序	平成30年9月20日	平成31年2月7日	30	10	10	0	0.0%	33.3%			
	CAD技術科	一		標準	自序	平成30年8月6日	平成31年1月16日	20	12	11	1	0.0%	60.0%		
	クリーニング科	一		標準	自序	平成29年10月4日	平成30年10月3日	10	5	2	3	0.0%	50.0%		
	医療事務科	一		標準	自序	平成30年6月1日	平成30年11月16日	20	10	8	2	0.0%	50.0%		
	ビジネススキル科	第1回	標準	自序	平成30年4月3日	平成31年3月28日	60	325	325	0	0.0%	558.3%			
宮崎	ネット販売実務科	一		標準	自序	平成30年7月11日	平成30年10月31日	5	5	5	0	0.0%	100.0%		
								3290	2865	2895	270	0.0%	263.4%		

※1 本表記載内容は「年額内示察（職業訓練実施計画）」、「職業訓練実施報告」及び「充足率等調査」の内容を反映させたものです。

※2 「黄色」の着色箇所（「応募人員」、「募集回数」、「惟願・選定（総合・集合のみ）」）について、実績を入力願います。

※3 本表記載内容に修正等がある場合は、赤字で入力願います。

## 令和元（平成31）年度「PFI施設」職業訓練実施状況確認表（運転直）

管区名	施設名	訓練種目名	課程名	回数	種類	方法	訓練期間		定員	応募人員	開始人員	終了人員	除外人員	応募率	充足率
							開始	終了							
東京	事業科	特化ユニット	特化ユニット	第1回	標準	自序	平成30年11月7日	平成31年4月30日	10	10	10	9	1	100.0%	100.0%
	情報処理技術科	チャレンジ課程	チャレンジ課程	第1回	専門	自序	平成31年4月1日	令和1年5月30日	5	5	5	5	0	100.0%	100.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第1回	専門	自序	令和1年5月7日	令和1年5月30日	5	48	5	5	0	960.0%	100.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第2回	専門	自序	令和1年6月4日	令和1年6月27日	5	54	15	14	1	1080.0%	300.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第3回	専門	自序	令和1年7月2日	令和1年7月30日	5	39	5	5	0	780.0%	100.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第4回	専門	自序	令和1年9月2日	令和1年9月30日	5	27	5	5	0	540.0%	100.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第5回	専門	自序	令和1年11月5日	令和1年11月28日	5	32	12	12	0	640.0%	240.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第6回	専門	自序	令和1年12月2日	令和1年12月25日	5	48	15	13	2	960.0%	300.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第7回	専門	自序	令和2年1月6日	令和2年1月30日	5	48	10	10	0	960.0%	200.0%
	フォークリフト運転科	—	—	第8回	専門	自序	令和2年3月3日	令和2年3月26日	5	49	16	16	0	980.0%	320.0%
	介護福祉科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年4月10日	令和1年6月25日	15	28	5	5	0	186.7%	33.3%
	介護福祉科	—	—	第2回	専門	自序	令和2年1月7日	令和2年3月17日	15	27	5	5	0	180.0%	33.3%
	キャリアデザイン科	—	—	第1回	標準	自序	平成31年4月9日	令和1年9月24日	14	15	10	6	4	107.1%	71.4%
	キャリアデザイン科	—	—	第2回	標準	自序	令和1年10月8日	令和2年3月23日	14	41	5	5	0	292.9%	35.7%
	CAD技術科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年4月9日	令和2年9月24日	15	52	16	15	1	346.7%	106.7%
	CAD技術科	—	—	第2回	専門	自序	令和1年10月8日	令和2年3月23日	15	47	5	5	0	313.3%	33.3%
喜連川	ビルハウスクーリング科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年4月10日	令和1年9月26日	10	48	5	5	0	480.0%	50.0%
	ビルハウスクーリング科	—	—	第2回	専門	自序	令和1年10月11日	令和2年3月24日	10	46	15	13	2	460.0%	150.0%
	情報処理技術科	初級課程	基礎課程	第1回	専門	自序	令和1年7月3日	令和1年9月26日	16	62	15	15	0	387.5%	93.8%
	職業能力開発科	基礎課程	基礎課程	第1回	標準	自序	平成31年4月9日	令和1年9月30日	5	29	4	2	2	580.0%	80.0%
	事業科	特化ユニット	特化ユニット	第2回	標準	自序	令和1年5月8日	令和1年10月29日	10	35	11	11	0	350.0%	110.0%
	情報処理技術科	初級課程	初級課程	第2回	専門	自序	令和1年10月11日	令和1年12月24日	16	44	14	14	0	275.0%	87.5%
	農業科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年3月11日	令和2年2月27日	15	38	10	10	0	253.3%	66.7%
	クリーニング科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	40	0	40	17	23	0.0%	100.0%
	情報処理技術科	P C 入門	—	第1回	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	25	0	778	778	0	0.0%	3112.0%
	職業能力開発科	応用課程	特化ユニット	第1回	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	10	0	14	2	12	0.0%	140.0%
	情報処理技術科	共通基礎コース	—	—	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	20	20	10	10	—	—	—
	サービススマネージャー育成科	—	—	第1回	標準	自序	平成30年12月6日	平成31年4月9日	30	33	28	28	0	110.0%	93.3%
	皮革工芸技能習得科	—	—	第1回	標準	自序	平成30年11月8日	令和1年5月14日	8	12	8	3	5	150.0%	100.0%

管区名	施設名	訓練種目名	課程名	回数	種類	方法	訓練期間		定員	応募人員	開始人員	終了人員	終了人員	応募率	充足率
							開始	終了							
島根	調理科	パン職人課程	パン職人課程	第1回	標準	自序	平成31年2月25日	令和1年8月26日	30	157	29	24	5	523.3%	96.7%
	調理科	パン職人課程	パン職人課程	第2回	標準	自序	令和1年8月26日	令和2年3月2日	30	130	30	27	3	433.3%	100.0%
	理容科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年4月24日	平成31年4月22日	20	42	20	15	5	210.0%	100.0%
	情報処理技術科	PC基礎課程	PC基礎課程	第1回	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	60	0	950	950	0	0.0%	1583.3%
	情報処理技術科	PC上級課程	PC上級課程	第1回	専門	自序	令和1年7月22日	令和1年8月26日	30	118	30	30	0	393.3%	100.0%
	情報処理技術科	PC上級課程	PC上級課程	第2回	専門	自序	令和1年8月26日	令和1年9月30日	30	101	30	30	0	336.7%	100.0%
	情報処理技術科	PC上級課程	PC上級課程	第3回	専門	自序	令和1年12月16日	令和2年1月27日	30	84	30	30	0	280.0%	100.0%
	介護福祉科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年1月28日	令和1年7月22日	30	84	27	23	4	280.0%	90.0%
	介護福祉科	—	—	第2回	専門	自序	令和1年7月22日	令和2年1月27日	30	69	23	23	0	230.0%	76.7%
	点字翻訳科	—	—	第1回	標準	自序	平成31年2月25日	令和2年3月2日	36	74	21	15	6	205.6%	58.3%
	販売サービス科	—	—	第1回	専門	自序	平成30年10月22日	平成31年4月22日	60	102	45	36	9	170.0%	75.0%
	販売サービス科	—	—	第2回	専門	自序	平成31年4月22日	令和1年10月21日	60	131	45	35	10	218.3%	75.0%
	農業科	園芸課程	園芸課程	—	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	100	0	24	21	3	0.0%	24.0%
	農業科	バラ栽培課程	バラ栽培課程	—	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	30	0	16	10	6	0.0%	53.3%
	CAD技術科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年1月28日	平成31年4月22日	30	90	30	28	2	300.0%	100.0%
	CAD技術科	—	—	第2回	専門	自序	平成31年4月22日	令和1年7月22日	30	157	30	26	4	523.3%	100.0%
	CAD技術科	—	—	第3回	専門	自序	令和1年9月30日	令和1年12月16日	30	106	30	28	2	353.3%	100.0%
	医療事務科	—	—	第1回	専門	自序	平成30年12月17日	平成31年4月22日	28	71	26	23	3	253.6%	92.9%
	医療事務科	—	—	第2回	専門	自序	平成31年4月22日	令和1年8月26日	28	109	28	27	1	389.3%	100.0%
	医療事務科	—	—	第3回	専門	自序	令和1年8月26日	令和1年12月16日	28	81	28	27	1	289.3%	100.0%
	ビジネススキル科	—	—	標準	自序	平成31年4月1日	令和2年3月31日	60	0	915	915	0	0.0%	1525.0%	
	建設機械科	—	—	第1回	専門	自序	平成31年1月28日	平成31年4月22日	30	79	30	28	2	263.3%	100.0%
	建設機械運転科	—	—	第2回	専門	自序	平成31年4月22日	令和1年6月17日	30	132	30	30	0	440.0%	100.0%
	建設機械運転科	—	—	第3回	専門	自序	令和1年6月17日	令和1年8月5日	30	99	29	29	0	330.0%	96.7%
	建設機械運転科	—	—	第4回	専門	自序	令和1年9月2日	令和1年10月21日	30	121	30	29	1	403.3%	100.0%
	建設機械運転科	—	—	第5回	専門	自序	令和1年10月21日	令和1年12月9日	30	113	30	29	1	376.7%	100.0%
	情報処理技術科	ITスキル養成課程	ITスキル養成課程	—	標準	自序	平成31年4月2日	令和2年3月31日	60	0	721	721	0	0.0%	1201.7%
	ビジネススキル科	—	—	標準	自序	平成31年4月4日	令和2年3月31日	60	0	360	360	0	0.0%	600.0%	
	ワーカーントラクション科	—	—	標準	自序	平成31年4月3日	令和2年3月31日	60	0	304	304	0	0.0%	506.7%	
	ボランティア啓発科	—	—	標準	自序	平成31年4月3日	令和2年3月13日	60	0	357	357	0	0.0%	595.0%	
	介護福祉科	—	—	専門	自序	令和1年5月9日	令和2年3月5日	20	10	8	8	0	50.0%	40.0%	
	介護福祉科	—	—	専門	自序	令和1年5月17日	令和2年3月6日	20	21	14	11	3	105.0%	70.0%	
	CAD技術科	—	—	標準	自序	令和1年7月31日	令和2年1月15日	20	20	16	14	2	100.0%	80.0%	

広島

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 – (12))

施策名	保護観察対象者等 <sup>1</sup> の改善更生等 (政策体系上の位置付け : (Ⅱ – 7 – (1))				
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム<sup>2</sup>を効果的に実施し、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって、保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。</li> <li>・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。</li> <li>・更生保護施設等<sup>3</sup>を活用した自立支援<sup>4</sup>を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。</li> <li>・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	12,802,884	13,123,455	13,443,793	13,371,813
	補正予算(b)	239,315	298,718	139,967	—
	繰越し等(c)	△ 200,495	△ 123,475	—	\
	合計(a+b+c)	12,841,704	13,298,698	—	
	執行額(千円)	12,035,940	12,784,724	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<input type="checkbox"/> 更生保護法（平成19年法律第88号） <sup>5</sup> <input type="checkbox"/> 更生保護事業法（平成7年法律第86号） <sup>6</sup> <input type="checkbox"/> 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） <sup>7</sup> <input type="checkbox"/> 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） <sup>8</sup> <input type="checkbox"/> 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定） <sup>9</sup> <input type="checkbox"/> 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） <sup>10</sup> <input type="checkbox"/> 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） <sup>11</sup>				

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）			達成	
	29年		元年		
	7.9未満	7.9未満			
1 専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された <sup>12</sup> 者の割合（%）	基準値	実績値		おおむね達成	

	－	27年	28年	29年	30年	元年
	7. 9	7. 2	6. 2	5. 1	6. 6	8. 1
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
1 専門的処遇プログラム終了者数（人）	2, 621	2, 675	2, 674	2, 692	2, 478	
2 専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数（人）	190	165	137	178	201	

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）					達成
	29年	30年	元年	実績値		
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（%）	29年		30年	元年	対28年減	おおむね達成
	対28年減		対29年減	対30年減		
	基準値		実績値			
	28年	27年	28年	29年	30年	元年
	22. 1	21. 8	22. 1	21. 9	21. 2	21. 3 (速報値)
参考指標	実績値					
	27年	28年	29年	30年	元年	
1 保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	32, 884	31, 096	28, 976	27, 313	25, 460 (速報値)	
2 保護観察終了者のうち無職者数（人）	7, 185	6, 866	6, 360	5, 779	5, 412 (速報値)	
3 実際に雇用している協力雇用主 <sup>*13</sup> の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	551	788	774	887	945	
4 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	1, 276	1, 410	1, 204	1, 465	1, 473	

5 完全失業率 <sup>*14</sup> (%) (※年平均)	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4
-----------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

測定指標	目標（平成29年度～令和元年度）					達成					
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受け入れを図ることにより、その生活基盤を確保するとともに、健全な社会生活を営むために必要な支援を確保する。					おおむね達成					
施策の進捗状況（実績）											
平成29年度から令和元年度において、更生保護施設において高齢・障害者や薬物事犯者を中心に行き場のない保護観察対象者等の受け入れを促進するとともに、自立準備ホーム <sup>*15</sup> の登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。											
参考指標	実績値										
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
1 全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,179	9,608	9,620	9,719	9,667 (速報値)						
2 自立準備ホームの登録事業者数(事業者)	365	375	395	411	432						
3 全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,887	1,716	1,547	1,679	1,709						

測定指標	目標（平成29年度～令和元年度）					達成					
4 犯罪予防活動の推進状況	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。					おおむね達成					
施策の進捗状況（実績）											
平成29年度から令和元年度において、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。											
参考指標	実績値										
	27年	28年	29年	30年	元年						

1 作文コンテスト参加学校（校）	9,542	10,106	10,372	10,396	10,505
2 作文コンテスト応募作品数（作品）	308,818	329,994	333,796	337,354	344,797
3 “社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数（団体）	29,920	30,118	29,860	29,720	29,416
4 “社会を明るくする運動”行事参加人数（人）	—	2,833,914	2,769,306	3,228,710	2,969,544

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 測定指標1, 2, 3及び4は、各達成すべき目標に照らし、いずれも達成度合いを適切に測定し得る指標が設定されていると考えているところ、いずれの測定指標についても目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
		施策の分析
		<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p><b>【測定指標1】</b> 測定指標に係る実績値は、平成27年から29年にかけて低下傾向にあったが、平成30年から上昇に転じている。これは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者について、専門的処遇プログラム終了者及び仮釈放又は執行猶予を取り消された者の過去3年間の比率をもとに測定指標に係る目標値を設定したところ、薬物事犯者を主な対象とする刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月に施行され、薬物事犯の累犯者など薬物依存等の問題性の大きい刑務所出所者について、従来より長期の保護観察を実施することとなったことにより、薬物再乱用防止プログラム終了者の数及び執行猶予を取り消された者の数が、目標値設定時の想定を超えて増加し、結果として上昇傾向に転じたものと考えられる。 一方、薬物再乱用防止プログラム以外の専門的処遇プログラムについては、性犯罪者処遇プログラムは4.7パーセント、暴力防止プログラムは2.7パーセント、飲酒運転防止プログラムは1.9パーセントと、測定指標に係る目標値を達成していることから、全体的に見るとおおむね効果的に実施されていると考えられる。よって、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p><b>【測定指標2】</b> 保護観察終了者に占める無職者の割合は減少傾向にあったところ、平成28年に一時増加に転じたものの、平成29年以降は再び減少し、令和元年は0.1ポイント増加するも、いずれの年も基準値に近い割合を保っていることから、目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p><b>【測定指標3】</b> 全更生保護施設における年間収容保護人員は、平成28年度に比べ平成29年度及び30年度は増加しており、自立準備ホームについても、登録事業者数は平成27年度から増加を続けており、着実な収容保護を続けている。また、更生保護施設整備事業への補助により更生保護施設の改築、補修に要する経費の一部を補助した結果、居室の個室化、建物のバリアフリー化、地域における災害拠点としての整備等、施設の機能が維持・強化された。</p> <p>平成29年度からは、更生保護施設退所者の地域における生活基盤の確保の一環として、退所後、親族等の見守りがない者を中心に、更生保護施設に通所させるなどして自立更生に向けた支援を行った</p>

場合における委託費を措置している。また、平成29年度から30年度にかけて、更生保護施設の補導職員を各施設1名増配置するなど体制を整備するとともに、引き続き、全国71施設に福祉職員を、25施設に薬物専門職員を配置し、高齢又は障害により自立が困難な者や薬物依存のある者の受入れを強化するなど行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。これらの取組を通じ、平成29年度から令和元年度までの各年度において、更生保護施設等において1万人以上に生活基盤を提供した。よって、目標をおおむね達成したと評価できる。

#### 【測定指標4】

令和元年の”社会を明るくする運動”は、参考指標にはないものの、行事の実施回数は平成30年の57,996回から令和元年は73,880回と増加しており、推進委員会の構成機関・団体数や行事参加人数も一定数を維持しているなど、引き続き活発に行われたものと評価できる。

また、作文コンテストの参加学校数及び応募作品数は毎年増加し続けており、令和元年の作文コンテストの参加学校数は10,505校で、平成30年と比較して109校増加した。応募作品数についても、344,797作品で平成30年と比較して7,443作品増加した。犯罪や非行などに関して考えたことや感じたことをテーマとした作文コンテストは、学校での犯罪予防活動に関する教育に資するものであり、その応募を通じて、保護観察所や保護司が学校との連携を図り、更生保護への理解を働きかけるものである。

多くの機関・団体が”社会を明るくする運動”推進委員会に参画し、多数の行事が実施された。また、作文コンテストの参加学校数及び応募作品が増加したことにより、学校との連携や更生保護活動への理解促進が効果的に図られた。

以上のことから、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

#### 【測定指標1】

事前分析表の達成手段③「保護観察の実施」において実施している専門的処遇プログラムでは、受講対象者に対して認知行動療法等の専門的な知見に基づき、犯罪に結びつく認知のゆがみ、自己統制力の不足等の問題性、薬物事犯における薬物への依存性等の除去・緩和を目的として処遇を行い、その改善更生を助けるための積極的な指導監督を実施した。その結果、プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合は、薬物再乱用防止プログラム終了者について平成30年から上昇傾向に転じたものの、他のプログラム終了者については減少傾向にあることから、専門的処遇プログラムの実施が、保護観察対象者の再犯防止及び改善更生に一定の効果を上げていると認められる。

#### 【測定指標2】

事前分析表の達成手段②「就労支援事業への補助」により、法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援においては、身元保証事業<sup>16</sup>に係る経費の補助を適切に行なうなどした。また、平成26年から民間の就労支援事業所へ就労支援を委託し、きめ細やかな寄り添い型の支援を継続しているほか、平成27年度からは協力雇用主に対する支援の充実強化策として奨励金を支払う制度を開設し、対象者を実際に雇用する協力雇用主数は令和元年10月1日時点で平成26年の約3倍(1,556社)に増加した。その結果、保護観察終了者に占める無職者の割合はいずれの年も平成28年の基準値を下回っており、就労支援の強化が一定の効果を上げていると認められる。

#### 【測定指標3】

事前分析表の達成手段①「更生保護施設整備事業への補助」により更生保護施設の改築、補修に要する経費の一部を補助した結果、居室の個室化、建物のバリアフリー化、地域における災害拠点としての整備等、施設の機能が維持・強化された。

また、更生保護施設退所者の地域における生活基盤の確保の一環として、退所後、親族等の見守りがない者を中心に、更生保護施設に通所させるなどして自立更生に向けた支援を行った場合における委託を措置したほか、更生保護施設の補導職員を各施設1名増配置するとともに、引き続き福祉職員及び薬物専門職員を配置し、高齢又は障害により自立が困難な者や薬物依存のある者の受入れを強化したことなどにより、更生保護施設等において、1万人以上の行き場のない保護観察対象者等の生活

基盤を提供したことから、行き場のない保護観察対象者の自立更生に一定の効果をあげたと認められる。

#### 【測定指標 4】

事前分析表の達成手段④「犯罪予防活動の促進」において実施している犯罪予防活動では、主に小中学校で犯罪予防活動に関する教育を行い、学校との連携を図ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求める活動を行った。

また、”社会を明るくする運動”に対して、多くの国民や関係機関・団体の参画があったことに加え、犯罪・非行のない地域社会作りや犯罪・非行をした人の立ち直り等を題材とした作文コンテストに数多くの応募があったことから、犯罪予防活動への民間の参画を促すという目標に一定の効果を上げたといえる。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

#### 【測定指標 1】

令和元年度までの測定指標は「専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合」であったが、測定対象者の保護観察期間がそれぞれ異なっており、測定期間の偏差が大きいという課題が存在した。そのため、次期計画においては、より的確に施策の効果を測定するため、測定期間の偏差が少ない「覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率」を測定指標とする。

#### 【測定指標 2】

無職者の割合は減少傾向にあるものの高水準で推移しており、また、保護観察対象者等は前歴や乏しい社会的スキルのために就労が困難であり、就労支援の重要性が高いことから、引き続き、保護観察対象者等に対する就労支援の効果を把握することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とする。なお、本指標は雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、評価期間を通じた一定の目標値を設定することが困難であるから、年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を前年より減少させることを目標とする。

#### 【測定指標 3】

令和元年度までは定性的な指標として「行き場のない保護観察対象者等の受け入れ状況」を用いて測定していた。しかし、保護観察対象者等を一時的に保護するだけでなく、退所後の生活基盤を確保するとともに、退所後も必要に応じて更生保護施設に相談に来させるなどして、円滑に社会生活に移行させることが重要であることから、より明確な目標として定量的な指標である「更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合」を測定指標とし、その値を減少させることを目標とする。

#### 【測定指標 4】

犯罪や非行のない地域社会を築くためには、学校と連携した犯罪予防活動が有効であることを踏まえ、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等が更に効果的な活動を展開できるようにするための働き掛けに努めていく。

また、犯罪や非行のない地域を築くためには、地域の関係機関・団体が広く犯罪予防活動に参画することも重要であることから、”社会を明るくする運動”等を通して、効果的に各機関・団体の理解・協力を求めていく。

の活用	2 実施方法  3 意見及び反映内容の概要
-----	-----------------------------

政策評価を行った過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「更生保護法人等事業成績等報告書」 (保護局更生保護振興課、対象期間：平成29年4月1日～令和2年3月31日)</li> <li>・「”社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」 (保護局更生保護振興課、対象期間：令和元年1月1日～令和元年11月30日)</li> <li>・「”社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数」 (保護局更生保護振興課、対象期間：令和元年1月1日～令和元年12月31日)</li> </ul>
----------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】		
----	----------------------------------	--	--

担当部局名	保護局更生保護振興課、観察課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

\*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

\*2 「専門的処遇プログラム」

性犯罪、薬物犯罪、暴力犯罪、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、こうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

\*3 「更生保護施設等」

更生保護施設及び自立準備ホーム

\*4 「自立支援」

社会に適応し、自立した生活が営むことができるよう、個々の問題や必要に応じて、生活指導、住居や就労の確保に係る支援などを実施すること。

\*5 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

\*6 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及

びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

\*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・ 第3－2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・ 第3－2－(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・ 第3－2－(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・ 第3－4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

\*8 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・ III－3－(1)－⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・ III－3－(2)－① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・ III－3－(2)－② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム<sup>\*20</sup>を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・ III－3－(6)－② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会<sup>\*21</sup>の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

\*9 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・ III－3－(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

- ・ IV-3-(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

- ・ V-1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”的一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流することと等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

\*10 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」

本法は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする（第1条参照）。

\*11 「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関して、次に掲げる事項について定められている。

- ・ 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- ・ 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- ・ 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- ・ 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- ・ その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要な事項

\*12 「仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者」

プログラム終了事由が、再犯又は遵守事項違反による仮釈放若しくは保護観察付執行猶予の取消しある者。

\*13 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

\*14 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事が

なくて調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を持っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。

\*15 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所。

\*16 「身元保証事業」

身元保証人を確保できない保護観察対象者等について1年間身元を保証し、保護観察対象者等による業務上の損害に対し見舞金を支給することにより、雇用主の雇入れの不安感を除くための事業。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 – (13))

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け : II – 8 – (1))				
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分<sup>*1</sup>を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況<sup>*2</sup>を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。</li> <li>・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2 年度
予 算 の 状 況 (千円)	当初予算(a)	2,357,242	2,056,954	2,123,072	2,158,423
	補正予算(b)	596,675	341,678	444,606	—
	繰越し等(c)	△539,999	346,883	△46,309	/
	合計(a+b+c)	2,413,918	2,745,515	2,521,369	
	執行額(千円)	2,406,291	2,692,469	—	
施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条<sup>*3</sup></li> <li>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条<sup>*4</sup></li> <li>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条<sup>*5</sup></li> <li>○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条<sup>*6</sup></li> <li>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*7</sup></li> <li>○カウンターインテリジェンス<sup>*8</sup>機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）<sup>*9</sup></li> <li>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）<sup>*10</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*11</sup></li> <li>○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*12</sup></li> <li>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）<sup>*13</sup></li> <li>○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*14</sup></li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）<sup>*15</sup></li> <li>○サイバーセキュリティ2019（令和元年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）<sup>*16</sup></li> <li>○第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）<sup>*17</sup></li> <li>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ</li> </ul>				

	<p>基本戦略（令和元年7月30日セキュリティ幹事会）<sup>*18</sup>        ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*19</sup>        ○G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）<sup>*20</sup></p>
--	---

測定指標	令和元年度目標値	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

#### 施策の進捗状況（実績）

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	実施回数（回）	25	27	29	29	19
	施設数	33	27	30	71	28
	動員数（人）	555	523	572	1,050	424

測定指標	令和元年度目標値						達成
2 地域住民との意見交換会の実施回数	47.2回以上実施						おおむね達成
	基準値	実績値					
	—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	—	46	41	51	53	36
	過去5年の平均実施回数	—	45	45	46.8	47.2	45.4

測定指標	令和元年度目標						達成
------	---------	--	--	--	--	--	----

3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析 ・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成
--	--	----

#### 施策の進捗状況（実績）

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	346,365	408,252	541,809	634,675	527,868
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	2,716,924	2,889,929	4,789,488	5,731,614	5,709,705

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標2については、目標値に対する達成率が約80%であり、目標をおおむね達成することができた。 以上のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかったものの、おおむね目標に近い実績を示しており、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であると考える。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
		施策の分析

#### (測定指標の目標達成度の補足)

##### 【測定指標1】

令和元年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計19回、延べ28施設、公安調査官延べ424人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証することで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

##### 【測定指標2】

令和元年度は、地域住民との意見交換会の実施回数が36回となり、目標とした47.2回以上を達成することができなかったものの、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

#### 【測定指標3】

令和元年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」<sup>\*21</sup>、「内外情勢の回顧と展望」<sup>\*22</sup>のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)<sup>\*23</sup>、「世界のテロ等発生状況」<sup>\*24</sup>等を掲載することでホームページの内容を充実させているほか、オウム真理教問題に関する啓発動画を製作し、これをインターネット上に公表した。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

#### 【測定指標1、2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。特に、7月には、麻原らの死刑執行後1年が経過したことを受け、全国11か所の教団施設に対し、公安調査官延べ131人を動員して一斉立入検査を実施したが、死刑後の教団の危険性をうかがわせる兆候の有無等の把握に有効であった。また、地域住民との意見交換会は、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

#### 【測定指標3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

#### 【測定指標1、2】

教団は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もなお崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後も教団の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する

とともに、地域住民との意見交換会について、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催していく。  
【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------	----------	--------

\*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

\*2 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_kaiko\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)) を参照

\*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

\*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

\*5 「無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 \*2参照

（観察処分の実施）

第7条 \*2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

\*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をわなければならない。

\*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3－6－⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

\*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

\*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

\*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2－（2）－① 対外人の情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

\*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のＩＴ国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
- (1) -⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
- (2) -② 日本版N C F T A<sup>\*25</sup>の創設

### III-2 G 8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG 8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) -① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) -① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) -① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) -② 在外公館における警察アタッシェ<sup>\*26</sup>、防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
- (6) -① 國際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

### III-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

\*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといつても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

## 5 官民一体となったテロ対策の推進

### 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

\*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

#### 3 大会の円滑な準備及び運営

##### ①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

\*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、ISILが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

#### I 各種テロ対策の強化・加速化

##### 1 情報収集・分析等の強化

##### 2 水際対策の強化

##### 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

##### 4 官民一体となったテロ対策の推進

##### 5 海外における邦人の安全の確保

##### 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

#### II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

\*15 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」

## 第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

### 5. 重要課題への取組

#### (6) 外交・安全保障

##### ① 外交

在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化に取り組む。

##### ② 安全保障

海上保安体制強化に関する方針等に基づく領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化、海洋状況把握の能力向上等による総合的な海洋の安全保障の実現、国境離島の保全や地域社会の維持及び事態対処能力の向上に取り組む。

#### (7) 暮らしの安全・安心

##### ② 治安・司法

治安・司法分野における人的・物的基盤を整備する。

##### ③ 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的行事の開催などを控え、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、産学官と国際社会の連携の

下、先端技術を利活用して、テロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を充実させる。空港・港湾・海上等での水際対策・入国管理や新幹線をはじめ鉄道等における警戒・警備を強化する。テロ等の緊急事態に備え、人的基盤や装備資機材を強化し、これをフルに活用して対処能力を向上させる。

\*16 「サイバーセキュリティ2019（令和元年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

2.5

(2) 未来につながる成果の継承

(イ) 警察庁及び都道府県警察において、2020年東京大会その他の大規模国際イベントを見据えたサイバー攻撃対策を推進するとともに、態勢の運用を通じて得た情報収集・分析、管理者対策、事案対処等に関する教訓やノウハウの効果的活用を図る。また、法務省（公安調査庁）において、人情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについて、庁内での周知及び活用を推進する。

3.2 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) 国家の強靭性の確保

(ア) 警察庁及び法務省において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

(イ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー関連調査の推進に向け、人情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

(カ) 法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

(サ) 法務省（公安調査庁）において、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携強化を推進するなど協力関係を引き続き強化する。

\*17 「第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）」

（観光立国）

世界一安全・安心な国を実現するため、テロ対策などの一層の強化に取り組みます。

（地球儀俯瞰（ふかん）外交の総仕上げ）

北朝鮮の核、ミサイル、そして最も重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私が金正恩委員長と直接向き合い、あらゆるチャンスを逃すことなく、果斷に行動いたします。北朝鮮との不幸な過去を清算し、国交正常化を目指します。そのために、米国や韓国をはじめ国際社会と緊密に連携してまいります。

\*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（令和元年7月30日セキュリティ幹事会）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスク

の分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を隨時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター（仮称）」と緊密に連携する。

## 5 主な対策

### (4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

\*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

#### 1 情報収集・集約・分析等の強化

##### (1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

###### イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

###### ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（ＴＲＴ－2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ＩＳＩＬ関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でＩＳＩＬ支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

##### (2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

##### (4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に隨時提供する。

\*20 G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）

近年、欧米諸国において一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、その脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威

が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

\*21 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ ([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_naigai\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html)) を参照。

\*22 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ ([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_kaiko\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)) を参照。

\*23 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>) を参照。

\*24 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

\*25 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

\*26 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、令和元年5月、8月、11月、同2年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに、令和元年度中に教団施設に対する立入検査を合計19回、延べ28施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
  - ・ 令和2年3月31日現在、国内に出家信徒約300人、在家信徒約1,350人、ロシア連邦内にも信徒を擁し、また、国内に32か所の拠点施設及び約10か所の出家信徒居住用施設を確保している
  - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立、運営の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
  - ・ 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
  - ・ 組織拡大に向けて活発な勧誘活動を展開している
  - ・ 依然として閉鎖的・欺まん的な組織体質を保持していることなどが明らかとなっている。

〔測定指標3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報
- ・ 新型コロナウイルス感染症をめぐる国内外の公安動向に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、隨時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 令和元年6月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、隨時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、「国際テロリズム要覧」（Web版）及び「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省1－(14))

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け : III-10-(2))				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍事務<sup>*1</sup>を適正かつ厳格に処理する。</li> <li>・法定受託事務<sup>*2</sup>である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。</li> <li>・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。</li> <li>・令和2年7月10日から開始される遺言書保管制度<sup>*3</sup>を円滑に導入するとともに、制度運用開始後は、本制度を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,203,085	2,968,253	4,889,594
		補正予算(b)	0	△144,290	△190,267
		繰越し等(c)	0	0	—
		合計(a+b+c)	2,203,085	2,823,963	—
	執行額(千円)	2,181,249	2,639,649	—	

施策に関する内閣の重要な政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定) 5 行政手続のデジタル化 5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 <sup>*4</sup> ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） <sup>*5</sup>
--------------------------------	---

測定指標	令和元年度目標値	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法<sup>*6</sup>及び国籍法施行規則<sup>*7</sup>の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるため</p>		

ある。

参考指標	実績値				
	27年	28年	29年	30年	元年
1 帰化許可申請数(人)	12,442	11,477	11,063	9,942	10,455
2 帰化許可者数(人)	9,469	9,554	10,315	9,074	8,453
3 帰化不許可者数(人)	603	607	625	670	596
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の 国籍取得者数(人)	1,089	1,033	966	958	884

測定指標	令和元年度目標値	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 *8への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
市区町村からの受理又は不受理の照会は1,657件であり、適切に対応した。 また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。		

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,021	2,133	1,956	1,895	1,657
2 市区町村戸籍事務従事職員研修*9の延べ実施日数（日）	605	598	562	569	565
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,643	9,558	9,524	9,263	8,665
4 現地指導実施回数*10（回）	1,796	1,755	1,715	1,700	1,632
5 現地指導実施率*11（%）	95	93	90	90	86

測定指標	令和元年度目標値						達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対30年度増						達成
	基準値	実績値					
	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	18.3	17.7	18.1	18.0	18.3	19.5	
参考指標	実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
1 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	91,343	87,776	84,043	107,312	105,744		

測定指標	令和元年度目標値						達成
4 自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数	50回以上						達成
	基準値	実績値					
	○年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数（回）	-	-	-	-	-	-	65
参考指標	実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
1 法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度）へのアクセス件数（回）	-	-	-	106,626	401,574		

目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	(判断根拠)			
測定指標1, 2, 3, 4は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。				
測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目				

評 価 結 果	目標達成」と判断した。
	施策の分析
	(測定指標の目標達成度の補足)

**【測定指標1】**

令和元年の帰化許可者数は、8,453人と多数に上り、その内容は複雑・多様化している。また、帰化不許可者数についても、596人と多数に上っている。このように、令和元年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。

さらに、適正・厳格な処理に資するため、戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等について協議するとともに、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い、調査担当職員の能力向上を図った。

以上から、目標を達成することができたといえる。

**【測定指標2】**

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、令和元年度は1,657件であり、前年度と比較すると238件減少した。このうち、渉外事件<sup>\*12</sup>に係るものは、802件（前年度は902件）である。

令和元年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、令和元年度における延べ実施日数が565日であり、前年度と比較すると、4日減少し、延べ受講者数は8,665人と前年度より598人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の86パーセントと高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。

(達成手段の有効性、効率性等)

**【測定指標1・2関係】**

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人が増加したこと、国籍事務の審査対象者が多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等の件数が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、事務担当者打合せ会、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされるこ

とを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

#### 【測定指標3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキヤナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキヤナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

#### 【測定指標4 関係】

達成手段③「遺言書保管事務の運営」において実施に向けて準備をしている遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、何より制度自体が利用されることが必要であり、そのためには、制度運用開始前の時点から、国民各層に対して効果的な広報活動を実施し、遺言書保管制度の認知を高め、利用を促進させることが必要不可欠である。

#### （行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和元年度行政事業レビューにおいて、「調達方法の改善等により競争性のある調達を行うなど、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、一者応札の解消に向けて仕様の見直しを行うとともに、入札への参加が可能と思われる業者に対し、入札への参加を積極的に働きかけるなどの改善に向けた取組を行った。

#### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

#### 【測定指標1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なものである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

#### 【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することに

より、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標4】

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。

上記目的を達成するためには、とりわけ制度導入当初においては、本施策の意義、役割等について国民各層に浸透させ、正確に認知される取組が重要であり、引き続き、効果的な広報を実施し、国民各層における認知度を高めていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア【意見】 〔反映内容〕
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	民事局総務課、民事第一課、商事課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------	----------	--------

\*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本

国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

\*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

\*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき、法務局において自筆証書によつてした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

\*4 デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

5 行政手続のデジタル化 5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行つた上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ、（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

\*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章－2－(2)② 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

\*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

\*7 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

\*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

\*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

\*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行つた回数をいう。

\*11 「現地指導実施率」

現地指導を行つた市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

\*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1－(15))

施策名	債権管理回収業の審査監督 (政策体系上の位置付け : III-10-(3))				
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。				
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないよう、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の態勢整備について、適時適切な監督を行い、上記態勢整備の不備が認められる場合は、その是正を図る。				
施策の予算額・ 執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	9,638	9,805	10,190
	補正予算(b)	0	0	0	—
	繰越し等(c)	0	0	—	/
	合計(a+b+c)	9,638	9,805	—	
	執行額(千円)	7,853	8,316	—	
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）				

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）				達成	
	29年度	30年度	元年度	基準値		
1 債権回収会社に対する立入検査事業所数 (箇所)	51.0 (26年度～28年度の平均値)	51.7 (27年度～29年度の平均値)	50.3 (28年度～30年度の平均値)	実績値	おおむね達成	
	—	27年度	28年度			
			29年度			
参考指標	—	55	49	51	51	
	—	48	—	—		

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 債権回収会社に対する立入検査実施率（%）	45.3	46.4	47.5	46.8	38.2
2 債権回収会社事業所に対する立入検査実施率（%）	—	—	18.7	19.5	20.4

測定指標	目標値（平成29年度～令和元年度）					達成
	29年度	30年度	元年度	対前年度増	対前年度増	
2 債権回収会社に対する対象指摘事項 <sup>①</sup> の改善率（自主的改善率）（%）	基準値	実績値				
	—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	—	(95.0)	90.5 <sup>②</sup> (76.2)	100.0	100.0	100.0
参考指標	実績値					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
1 債権回収会社に対する全指摘事項の改善率（%）	(94.4)	92.1 (84.2)	93.9	96.3	91.9	
2 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	28	41	36	32	41	
3 債権回収会社に対する行政処分件数（件）	0	2	0	0	0	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2は、達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1については、平成29年度において目標を達成し、平成30年度及び令和元年度においての目標値までの達成率はいずれも95%以上であった。測定指標2については、いずれの年度も目標を達成した。</p> <p>以上のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかったものの、おおむね目標に近い実績を示しており、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であると考える。</p>

果	<p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <h3 style="text-align: center;">施策の分析</h3> <p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p><b>【測定指標 1】</b></p> <p>測定指標 1 「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は、債権回収会社の業務の適正を確保するために必要な立入検査が行われていることを示す指標として、立入検査を行った事業所数（支店等を含む。）を基準としているところ、平成29年度においては目標値を達成したものの、不良債権市場が低迷している中で、債権回収会社において規模の縮小を図る一環として支店等の数を年々減少させていていることにより、平成30年度及び令和元年度においては、目標値を若干下回る結果となった。</p> <p>上記分析のとおり、全事業所数が減少傾向にある中で、いずれの年度においても95%以上の目標達成率を計上することができており、おおむね目標を達成することができたと判断した。</p> <p><b>【測定指標 2】</b></p> <p>測定指標 2 「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善率（自主的改善率）」は、平成29年度から令和元年度までのいずれの年度においても対前年度増（令和元年度については、平成30年度の100%を維持）となっており、目標を達成した。</p> <p>以上のとおり、過去 3 年間において、おおむね目標を達成することができたと考えられることから、目標は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>債権回収会社に対する立入検査は、当該会社の不備等を早期に発見し、その是正を図るために徹底的な原因分析及び実効性のある改善措置を策定させる端緒となるものであるほか、債権回収会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握し、必要に応じてタイムリーな指導を行うことを可能とするものであり、達成すべき目標に対し、有効に寄与しているものと考える。</p> <p>(行政事業レビューの結果の活用状況)</p> <p>本施策は、平成30年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを図るほか、事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、庁費について、執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減（▲0.04百万円）を図った。</p>
	<b>次期目標等への反映の方向性</b>
	<p><b>【施策】</b></p> <p>債権回収会社に対する立入検査は、問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。今後も、継続して効率的かつ効果的な立入検査を実施することにより、債権回収会社の業務の適正な運営を確保する必要がある。</p> <p>このため、暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から、債権管理回収業の許可に当たっては、引き続き、厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行っていく。</p> <p><b>【測定指標 1】</b></p> <p>債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査が重要である。この際、支店等に対しても立入検査を実施しているものの、支店等を含む事業所数は、施策の分析で述べたとおり、不良債権市場の状況等に起因して増減するものであり、現在、事業所数が減少傾向にある。このような状況の中で、立入検査を実施した事業所数を測定指標として目標値を設定し続けることは、必ずしも適切ではないと考えられる。</p>

そこで、「令和2年度事後評価の実施に関する計画」においては、債権回収会社の適正な業務運営の確保のために必要な立入検査実施数として、これまでの立入検査の実績等を踏まえて3か年以内に全ての債権回収会社に対する立入検査を実施することが適當と考えられたことを踏まえ、営業会社数の3分の1以上の債権回収会社に対する立入検査実施数を目標値として設定することとした。

【測定指標2】

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するためには、債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要であることから、自主的改善率（前回立入検査での指摘事項のうち今回立入検査で改善が確認された指摘事項数を前回立入検査での指摘事項数で除したもの）の向上を測定指標とすることは、一定の合理性があるものと考えられる。

もっとも、立入検査の結果、特別検査（立入検査の結果、業務運営が適正に行われていない疑いがあつたことなどにより、特に必要があると認められる場合等に実施するもの）の必要があるか否かについては、指摘事項の数のみならず、その内容や程度を踏まえて判断している。すなわち、債権回収会社において適正な業務運営がされているか否かについては、立入検査における指摘事項を総合的に勘案した結果として、特別検査の必要があると判断するかどうかにより評価しているのが実態である。

そこで、「令和2年度事後評価の実施に関する計画」においては、債権回収会社における適正な業務運営を確保するための監督がされているか否かについてより適切に測定するため、特別検査の必要があると判断された件数を指標として設定することとした。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
- 2 実施方法
- 3 意見及び反映内容の概要  
ア【意見】  
〔反映内容〕

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

「債権回収会社に対する立入検査実施状況」等（別紙）

備考

【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------	----------	--------

\*1 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項（サービス法第17条から19条関係）、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第2条関係）、③債権回収会社の業務範

囲に関する指摘事項（同法第12条関係）、④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係）、⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15及び16条関係）、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。

上記6類型のうち、特に①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

\*2 平成28年度実績値について

測定指標2について、従前は、改善状況について不備事象の類型毎に形式的に判断していたが、第49回政策評価懇談会における評価委員の御意見を参考に改善率の算出方法について見直しを行い、実質的に不改善と評価されるもの（改善策を確実に履行していれば発生しなかったような事案など、その発生原因が同種である不備が再発している場合）のみを不改善として計上することとしたことから、見直し後の算出方法による数値を通常表記として、従前の方法による数値を括弧書きとして表記した。

別表 1 債権回収会社に対する立入検査実施状況

(測定指標1・参考指標1・参考指標2)

項目＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
立入検査事業所数	49か所	55か所	49か所	51か所	51か所	48か所	測1
目標値 (過去3年の平均値)	55.3 か所	54.7 か所	55.7 か所	51.0 か所	51.7 か所	50.3 か所	
実施会社数(a)	38社	39社	39社	38社	36社	29社	
営業会社数(b)	88社	86社	84社	80社	77社	76社	
会社に対する実施率(a/b)	43.2%	45.3%	46.4%	47.5%	46.8%	38.2%	参1
営業事業所数(c)	—	—	—	273か所	261か所	235か所	
事業所に対する実施率(測定指標1 / c)	—	—	—	18.7%	19.5%	20.4%	参2

※ 別表 1 の各値の内容は以下のとおりである。

測定指標 1 は、債権回収会社に対する立入検査を実施した事業所のか所数、参考指標 1 は、当該年度末現在において許可を得て営業を行っている債権回収会社数(b)に対する立入検査を実施した債権回収会社数(a)の割合、及び参考指標 2 は、当該債権回収会社の当該年度末における営業事業所数(c)に対する立入検査を実施した事業所数(測定指標 1 )を示したものである。

別表 2 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況

(測定指標2)

項目＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
対象指摘事項の改善数(a)	10件	19件	19件 ★	9件 ★	14件 ★	12件 ★	
再指摘件数	1件	1件	2件	0件	0件	0件	
前回年度における対象指摘件数(b)	11件	20件	21件	9件	14件	12件	
自主的改善率(a/b)	90.9%	95.0%	90.5%	100.0%	100.0%	100.0%	測2

※ 別表 2 は、前回立入検査対象指摘事項数(b)に対する改善事項数(a)の割合を示したものである。

※ 対象指摘事項とは、脚注に記載した指摘事項の6類型のうち、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である①業務規制に関する指摘事項、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいう。

★ H29.7の政策評価懇談会における評価委員の意見を受け、改善率の算出方法を見直し、新基準に基づく件数を計上。

別表3 債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況

(測定指標2・参考指標1)

項目＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
全指摘事項の改善数 (a)	48件	51件	35件	31件	26件	34件
再指摘件数	5件	3件	3件	2件	1件	3件
前回年度における全指摘件数(b)	53件	54件	38件	33件	27件	37件
自主的改善率(a/b)	90.6%	94.4%	92.1%	93.9%	96.3%	91.9% 参1

※ 別表3は、前回指摘事項数全体(b)に対する改善事項数全体(a)の割合を示したものである。

別表4 債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数

(測定指標2・参考指標2)

項目＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
指摘事項数	28	28	41	36	32	41 参2

別表5 債権回収会社に対する行政処分件数

(測定指標2・参考指標3)

項目＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
行政処分件数	1	0	2	0	0	0 参3
(業務改善命令)	1	0	2	0	0	0
(業務停止命令)	0	0	0	0	0	0
(営業許可取消)	0	0	0	0	0	0

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 – (16))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け : V-13-(1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 <sup>†</sup> 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。</li> <li>・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者<sup>‡</sup>の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	21,321,838	23,004,877	23,597,498	
	補正予算(b)	2,256,789	2,499,623	4,038,198	–	
	繰越し等(c)	△1,313,441	△278,916	–	/	
	合計(a+b+c)	22,265,186	25,225,584	–		
	執行額(千円)	21,623,725	24,844,088	–		
施策に関する内閣の重要な重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）<sup>*3</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*4</sup></li> </ul>					

測定指標	令和元年度目標値						達成
	基準値	実績値					
1 入国審査待ち時間20分以内達成率 (%)		30年度増					おおむね達成
	30年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
	78	–	72※1	76	78	76※2	
参考指標	実績値						
	27年	28年	29年	30年	元年		

1 外国人入国者数（人）	1,969万	2,322万	2,743万	3,010万	3,119万
2 外国人出国者数（人）	1,947万	2,302万	2,718万	2,985万	3,096万
3 日本人帰国者数（人）	1,626万	1,709万	1,788万	1,891万	2,003万
4 日本人出国者数（人）	1,621万	1,712万	1,789万	1,895万	2,008万
5 自動化ゲートの利用者数（人）	223万	275万	331万	1,260万	3,500万
6 バイオカートの導入状況	—	関西空港等3空港に導入	成田空港等12空港に導入	北九州空港等2空港に導入	羽田空港に導入

※1 平成29年1月から3月までの実績値

※2 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。

測定指標	令和元年度目標値					達成
	対30年増					
2 在留資格取消件数（件）※各年末現在	基準値					実績値
	30年	27年	28年	29年	30年	元年
	832	306	294	385	832	993

測定指標	令和元年度目標値					達成
	対30年増					
3 違反事件数（件）	基準値					実績値
	30年	27年	28年	29年	30年	元年
	16,269	12,272	13,361	13,686	16,269	19,386

評	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標1、2及び3は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標2及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標1については、目標値に対する達成率が97%以上であり、目標をおおむね達成する

価 結果	<p>ことができた。</p> <p>以上のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかつたものの、おおむね目標に近い実績を示しており、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であると考える。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
施策の分析	
	(達成手段の有効性、効率性等)
<p><b>【測定指標1 関係】</b></p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、⑤「バイオメトリクスシステム<sup>5</sup>の維持・管理」、⑥「出入国審査システム<sup>6</sup>の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、審査ブースコンシェルジュの配備、バイオカード<sup>7</sup>及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が顕著であった年度前半の影響から前年度をわずかに下回ることとなつたが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗るなどした年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られたことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。</p> <p><b>【測定指標2 関係】</b></p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成30年に引き続き、令和元年7月に全国の地方出入国在留管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、同年12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査<sup>8</sup>に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。</p> <p>また、出入国管理及び難民認定法を改正し、平成29年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、在留資格の取消しのための体制が強化された。</p> <p>これらにより、在留資格取消件数は前年を161件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。</p> <p><b>【測定指標3 関係】</b></p> <p>達成手段①「出入国管理業務の実施」、④「被収容者等の処遇」及び⑥「出入国審査システムの維持・管理」において、令和元年度から、本邦に不法に滞在する外国人の退去強制手続を執った件数を「違反事件数」として測定指標として加えた。</p> <p>政府を挙げて観光立国の推進をするなか、不法残留者数も増加している。このため、不法滞在者の取締りのための摘発等を推進するなどした結果、違反事件数も平成26年以降増加し、令和元年は19,386件となったことから、安全・安心な社会の実現に有効に寄与したと評価できる。</p>	
次期目標等への反映の方向性	
	<p><b>【施策】</b></p> <p>我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、令和2年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり測定指標を設定し、各取組を推進していくこととしている。</p> <p><b>【測定指標1】入国審査待ち時間20分以内達成率</b></p> <p>平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を</p>

挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組<sup>9</sup>は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入出国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。

#### 【測定指標2】在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から新たな在留資格取消事由が加わったほか、在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができるようになり、在留資格取消しのための体制が強化されたことから、収集した情報及びそれらの分析結果を活用し、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

#### 【測定指標3】違反事件数

不法残留者については、平成27年1月1日現在で約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、その後6年連続で増加し、令和2年1月1日現在で約8万2,800人となっている。政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、更に外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期</p> <p>2 実施方法</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕  〔反映内容〕</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「在留資格取消件数の推移」 (出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課、対象期間：平成26年1月1日～令和元年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画<sup>10</sup>」(法務省、平成31年4月26日)</p>
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】
----	----------------------------------

担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------	----------	--------

---

\*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（\*2参照）も含む。

\*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽变造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

\*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

3 國際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上の公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

\*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・II-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽变造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上

懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

#### \*5 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

#### \*6 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

#### \*7 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

#### \*8 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）、所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている（特定技能）外国人の氏名等（同法第19条の18）のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等（同法第19条の30第2項）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

#### \*9 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表して

いる ([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00117.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html))。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

\*10 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカード及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在者対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在者対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ ([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06\\_00140.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00140.html)) を参照。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

(法務省 1 – (17))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け : VI-14-(2))					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッドガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。</li> <li>・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	258,298	301,814	312,510	331,052	
	補正予算(b)	0	0	0	–	
	繰越し等(c)	0	0	0	/	
	合計(a+b+c)	258,298	301,814	312,510		
執行額(千円)	225,739	248,197	–			
施策に関する内閣の重要な方針演説等のうち主なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）*1</li> <li>○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）*2</li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）*3</li> <li>○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）*4</li> <li>○インフラシステム輸出戦略（令和元年6月3日改訂）*5</li> <li>    第2章－2－(3)① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備</li> <li>○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）*6</li> <li>    I－10－(2)ii) ①イ 官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組</li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）*7</li> <li>    第2章－5－(7)② 治安・司法</li> <li>○知的財産推進計画2019（2019年6月21日知的財産戦略本部決定）*8</li> <li>    （附表）「工程表「知的財産推進計画2017からの継続項目」_19及び99</li> <li>○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）*9</li> <li>    II－(1)－イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</li> <li>○日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）*10</li> <li>    II－B. 4 法律及び司法協力</li> </ul>					

測定指標	令和元年度目標					達成					
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。					達成					
施策の進捗状況（実績）											
<p>日本を含む45の国と地域から、175名の刑事司法実務家を招へいし、計9回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙1の別表1参照）。</p> <p>特に、東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア11か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、日本の法務総合研究所国際法務総合センターにおいて、「第13回東南アジア諸国とのためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催した。</p> <p>なお、国際会議には、16の会議に34名が参加した（別紙1の別表2参照）。</p>											
参考指標	実績値										
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度						
1 国際研修の実施件数（回）	10	11	11	10	9						
2 国際研修への参加人数（人）	193	218	205	180	175						
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり										
4 国際会議への参加回数（回）	16	23	26	15	16						
5 国際会議への参加人数（人）	27	34	45	36	34						
測定目標	令和元年度目標					達成					
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。					達成					
施策の進捗状況（実績）											
<p>支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施しており、例えば、インドネシアにおいては、法制執務資料が作成された。また、令和元年度は、多様な紛争解決手段を提供する訴訟外紛争解決手続（ADR）や当該手続に必要な調停人育成等をテーマとしてミャンマー、ベトナム、バングラデシュを対象に研</p>											

修を行い、各国の経済発展により増加が見込まれる紛争を迅速に解決するための知見を提供するなど、状況に応じて幅広い活動を行った。

各研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各國の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 国際研修の実施件数（回）	11	16	14	12	14
2 国際研修への参加人数（人）	162	237	206	176	217
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙3-1のとおり				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	13	16	26	40	45
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	22	31	46	48	29
6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	22	35	21	16
	派遣件数(回)	23	33	22	15
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	30	41	28	18
	派遣人数(人)	31	39	29	17
8 国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数（人）	176	164	159	178	112

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 測定指標1、2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1、2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
		施策の分析
	(測定指標の目標達成度の補足)	

### 【測定指標1】

国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても97パーセントを超えており、研修受講者側の評価として、国際研修・セミナーの内容はその能力向上のために非常に有効であったと認められる。

東南アジア諸国そのためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、本年度から、ASEAN諸国に東ティモールを加えた計11か国からの参加者を募ったことにより、これまで以上に多くの東南アジア諸国の実務家の能力向上に貢献するとともにこれらの国の刑事司法機関及び汚職対策機関との緊密な関係を構築した。

国際研修・セミナー等では、日本を含む45の国と地域から計175名の参加を得て活発な議論を行わせて各国の現状や問題点を共有するとともに、最適な国内専門家講師のほか、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度及び幅広い人的ネットワークを利用して、トップクラスの海外専門家を招へいし、質の高いインプットを行うなどして、各研修参加者が自身及びその組織の能力向上に必要な知見を効果的・効率的に習得できるようにした。

国際研修の講師として適切な海外の専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)に向けた準備、海外調査出張を始めとする他の用務との関連でマンパワーや時間が限られる中、当研修所の業務との関連性も踏まえつつ、平均1か月に一度以上のペースで国際会議に出席し、最新の情報収集や人的ネットワークの強化を可能な限り図った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政事業レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

### 【参考指標1ないし3について】

国際研修・セミナー等を計9回175名に対して実施(別紙1の別表1参照)、各研修参加者の研修に対する満足度(各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合)はいずれの質問項目においても、97パーセントを超えている(別紙2参照)。

### 【参考指標4ないし5について】

国際会議への参加状況については、コングレスに向けた準備、海外調査出張を始めとする他の用務の影響がありつつも、参加回数及び参加人数共に、前年同様の実績値を出しており、なお高い水準は維持している。

### 【測定指標2】

令和元年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を大きく上回る結果となっている。

法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数については、参考指標4のとおり、これまでの実績を上回る結果となっている。これは、当省と連携して法制度整備支援を行っている独立行政法人国際協力機構(JICA)からの派遣依頼を受けるまでもなく、当省として積極的に支援対象国へ職員を派遣して、調査・情報収集を行うとともに、現地セミナーへの参加を行うことにより、現地における支援活動に従事した結果である。

法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数は、参考指標5のとおり、前年度の実績を下回ったが、これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部中止したためである。

また、法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標6及び7のとおり、前年度の実績を上回っている。

国際専門家会議においては、JICAプロジェクト<sup>\*11</sup>の取組やこれまでの活動実績から培った国際機関における人脈を活用した講演などを実施する会合を通じて、法制度整備支援に携わる関係者と情報共有・連携を強化している。なお、参加人数については、参考指標9のとおり、前年度の実績を下回っているが、これについては、開催時期や場所・会場の変更等の影響によるものと推測される。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、「新しい知識を習得したか」という項目においては、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、「研修が有意義であったか」という項目においては、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせてほぼ99パーセントとなっている。さらに、「研修内容を理解できたか」という項目においては、ほぼ全員が「十分理解できた。」又は「概ね理解できた。」と回答しているほか、「自身又は所属組織の業務に役立つものだったか」という項目においては、ほぼ全員が「すぐに役立つものであった。」、「応用すれば役立つものであった。」又は「将来的には役立つものであった。」と回答しており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている(アンケートの内容は別紙3-2のとおり)。

国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙5のとおり(「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページからの抜粋<sup>12)</sup>である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、我が国の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度を押し付けるのではなく、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や我が国との共同研究における招へい研究員は、研修又は研究の成果が各國の法制の維持・整備及び法曹人材育成に確実に反映される見込みのある各國の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、知的財産権保護法制支援の観点から、支援対象国において知的財産分野を取り扱う職員等も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

#### 【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国ニーズを参加国選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

#### 【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各國の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、これらを組み合わせるなどして継続的な支援を実施している。

また、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、常により有効かつ効率的な支援が行えるよう努めている。

法制度整備支援は近時、政府の経済政策において海外のビジネス環境整備のための重要なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。

さらに、令和元年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、引き続き、法制度整備支援における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との協議等を通じて情報共有・連携を強化することにより、一層戦略的に支援活動を行うよう、支援の方針・範囲等に留意して実施した。

このように、本達成手段は、本施策の目標である支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国的基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、引き続き、法務省が所管事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

##### 【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定に基づき、持続可能な開発のための2030アジェンダ並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

##### 【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的かつ積極的に実施されているところ、近時、各国における法の支配の推進に加えて、海外におけるビジネス環境の整備が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要なツールとして取り上げられている。

また、本施策の目標である支援対象国的基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、法務省としては、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、目標達成のために積極的な支援を行うこととする。

こうした中で、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズを一層的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するとともに、各種の支援手法を組合せながら実施し、かつ、研修参加者へのアンケート結果を適切に把握することにより、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験者を有する 者の知見の活用	1 実施時期 2 実施方法 3 意見及び反映内容の概要 ア [意見]  [反映内容]
----------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 ・研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。		
備考	【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】		
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	令和2年9月

\*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日～13日東京会議)」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。(中略)我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

\*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日～13日東京会議)」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

\*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

\*4 「法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の中の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。そこで、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成长のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3)我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、(4)日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備、(5)ガバナンス強化を通じた我が国の経済協力の有効性の向上と国際開発目標達成への寄与といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

\*5 「インフラシステム輸出戦略(令和元年6月3日改訂)」

「インフラ海外展開のためのビジネス環境整備」の取組として、「二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する」とされている。

\*6 「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」

成長戦略フォローアップにおける鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「人材育成、法制度整備などのインフラ支援を着実に実施する」とされている。

\*7 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」

治安・司法の取組の一つとして、「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係各国等と連携しつつ、京都コングレス2020を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化する」とされている。

\*8 「知的財産推進計画2019（2019年6月21日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援すること」とされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」とされている。

\*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

\*10 「日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）」

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

\*11 「JICAプロジェクト」

政府開発援助（ODA）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与）であり、法務省は、法制度整備支援に関する同事業につき、専門家派遣、研修の企画・実施、調査等において協力している。

\*12 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ([http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_icd.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html))

別表 1 令和元年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研修名	件数	参加国等	人数
国際研修・セミナー	3	インドネシア, ウクライナ, ウズベキスタン, エジプト, キルギス, ケニア, コートジボワール, コンゴ民主共和国, サモア, スリランカ, ソロモン, タイ, タジキスタン, ドミニカ共和国, ナイジェリア, 東ティモール, パキスタン, パレスチナ, パプアニューギニア, パナマ, ブラジル, マラウイ, マレーシア, ミャンマー, モルディブ, ラオス, 香港, 大韓民国, 日本	73
国別・地域別研修	4	カンボジア, タイ, ネパール, ベトナム, ミャンマー, ラオス	47
汚職防止刑事司法支援研修	1	アフガニスタン, アルメニア, インドネシア, ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, コンゴ民主共和国, シエラレオネ, ジンバブエ, スリランカ, タイ, ニジエール, ネパール, パキスタン, パプアニューギニア, バングラデシュ, フィジー, ブラジル, ベトナム, ペルー, マラウイ, マレーシア, ミャンマー, ヨルダン, ラオス, 日本	32
東南アジア諸国ためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス	23
計	9	45か国・地域	175

別表2 令和元年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期 間	会 議 名	人 数
アディス アベダ	31.4.7～12	コングレス地域準備会合	3
ウィーン	31.4.22～27	コングレス地域準備会合	4
ウィーン	1.5.19～26	第28回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッショն）	7
バンコク	1.6.16～21	UNODC 専門家会合	1
インドネ シア	1.6.23～27	GCTF 暴力的過激主義対策作業部会ワークシ ョップ	1
バンコク	1.7.23～27	UNODC と共に東南アジア諸国を対象と したテロリスト及び過激暴力主義者に対する 社会内処遇の運用についてのワークショップ	3
バンコク	1.8.28～31	タイ保護観察制度40周年記念会議	1
バンコク	1.9.3～7	NACC 国際セミナー	1
アーリン トン	1.9.14～20	2019年度 刑事司法フォーラム	1
モンゴル	1.9.22～26	第39回アジア太平洋矯正局長等会議	2
ブエノス アイレス	1.10.25～11.4	第21回国際矯正・刑務所協会（ICPA）年次 会合	2
キャンベ ラ	1.10.28～30	PNI 調整会合	2
キャンベ ラ	1.10.31～11.3	ANZSEBP 会議（オーストラリア及びニュージ ーランド社会におけるエビデンスに基づく政 策立案）	2
バンコク	1.11.27～30	タイ法務研究所が主催する「第4回女性受刑 者処遇に関する研修」	1
プノンペ ン	2.1.12～15	UNOCDC 主催のワークショップ	2
ウィーン	2.2.11～16	コングレス非公式協議	1
計			34

## 国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修参加人数		218	205	180	175
質問	回答区分※3	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	非常に役立った。	74.8% (163人)	73.7% (151人)	79.2% (141人)	73.4% (127人)
	役立った。	24.8% (54人)	26.3% (54人)	19.7% (35人)	25.4% (44人)
	どちらとも言えない。	0.5% (1人)	0% (0人)	0% (0人)	1.2% (2人)
	役立たなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く役立たなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※2	非常に有益であった。	72.6% (143人)	70.4% (131人)	77.5% (124人)	68.4% (104人)
	有益であった。	23.9% (47人)	26.3% (49人)	21.3% (34人)	29.6% (45人)
	どちらとも言えない。	2.5% (5人)	3.2% (6人)	0% (0人)	0.7% (1人)
	有益ではなかった。	1.0% (2人)	0.5% (1人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※3	非常に役立った。	75.4% (153人)	70.3% (130人)	66.5% (103人)	64.9% (98人)
	役立った。	24.1% (49人)	27.6% (51人)	28.4% (44人)	32.5% (49人)
	どちらとも言えない。	0.5% (1人)	1.6% (3人)	1.3% (2人)	1.3% (2人)
	役立たなかった。	0% (0人)	0.5% (1人)	0.6% (1人)	1.3% (2人)
	全く役立たなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	74.8% (163人)	78.5% (161人)	78.1% (139人)	77.1% (135人)
	有益であった。	23.9% (52人)	21.5% (44人)	20.8% (37人)	22.9% (40人)
	どちらとも言えない。	0.9% (2人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有益ではなかった。	0.5% (1人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
この研修に参加したこと自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	75.7% (165人)	79.5% (163人)	79.2% (143人)	74.3% (130人)
	有益であった。	22.9% (50人)	19.0% (39人)	18.0% (32人)	24.6% (43人)
	どちらとも言えない。	1.4% (3人)	1.5% (3人)	0.6% (1人)	0.6% (1人)
	有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0.6% (1人)
	全く有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	無回答※4	0% (0人)	0% (0人)	2.2% (4人)	0% (0人)

※1 講義を行っていない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※4 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※5 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

## 法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修参加人数	237	206	176	217
アンケート回収数	237	204	174	187
アンケート回収率	100.0%	99.0%	98.9%	86.2%
質問	回答区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研修内容を理解できたか	十分理解できた。	-	-	75.6% (133人)
	概ね理解できた。	-	-	22.7% (40人)
	どちらとも言えない。	-	-	0.6% (1人)
	あまり理解できなかった。	-	-	0% (0人)
	ほとんど理解できなかった。	-	-	0% (0人)
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	74.7% (177人)	71.1% (145人)	76.6% (135人)
	習得できた。	25.3% (60人)	28.9% (59人)	21.0% (37人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	1.1% (2人)
	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
自身又は所属組織の業務に役立つものだったか※	(無回答)			0.5% (1人)
	すぐに役立つものであった。	-	-	31.3% (55人)
	応用すれば役立つものであった。	-	-	55.7% (98人)
	将来的には役立つものであった。	-	-	14.2% (25人)
	どちらとも言えない。	-	-	0% (0人)
	将来的にも役立つものではなかった。	-	-	0% (0人)
研修が有意義であったか	(無回答)	-	-	0.6% (1人)
	大変有意義であった。	77.6% (184人)	76.5% (156人)	80.7% (142人)
	有意義であった。	21.9% (52人)	23.5% (48人)	17.6% (31人)
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	(無回答)	0.5% (1人)	0% (0人)	0.6% (1人)
				0.5% (1人)

※「自身又は所属組織の業務に役立つものだったか」については、複数回答している者がいるため、合計人数が異なる。

## 研修アンケート

(各項目右端の□の該当する箇所に□を付けてください)

セッション名 :

実 施 日 : 平成 年 月 日 ( ) から 同月 日 ( ) まで

1 研修の期間は適切でしたか？

1	長すぎた。	
2	ちょうど良かった。	
3	短すぎた。	

2 講義、協議時における教室等の環境はどうでしたか？

1	快適だった。	
2	どちらとも言えない。	
3	あまり快適ではなかった。	

3 今回の研修内容を理解できましたか？

1	十分理解できた。	
2	概ね理解できた。	
3	どちらとも言えない。	
4	あまり理解できなかった。	
5	ほとんど理解できなかった。	

4a 今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

1	多くの新しい知識を修得できた。	
2	いくつか新しい知識を修得できた。	
3	どちらとも言えない。	
4	新しい内容はあまりなかった。	
5	新しい内容は全くなかった。	

4b 今回の研修で修得した知識は、自身又は所属組織の業務に役立つものでしたか？

1	すぐに役立つものであった。	
2	応用すれば役立つものであった。	
3	将来的には役立つものであった。	
4	どちらとも言えない。	
5	将来的にも役立つものではなかった。	

5 研修全般については、どうでしたか？

1	大変有意義であった。	
2	有意義であった。	
3	どちらとも言えない。	
4	有意義でなかった。	
5	全く有意義でなかった。	

ご協力に感謝します。

## 国際研修実施一覧

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ マ	備 考
平成 6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H6 . 10. 3 ~10. 7 (1週間)	日本における民事法の概要等	
	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H7 . 10. 16~11. 2 (3週間)	日本における国籍法等の概要	
平成 7年度	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8 . 2.27~ 3.15 (3週間)	司法制度の概要	
	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H8 . 8.19~ 8.30 (2週間)	刑法、刑事訴訟法	
平成 8年度	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H8 . 9. 2~ 9.20 (3週間)	商法、日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H8 . 11.19~12.12 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H9 . 1.21~ 1. 30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H9 . 2.17~ 3.20 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度、法律関係者の養成)	
	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H9 . 6.16~ 7. 4 (3週間)	戸籍・登記・供託	
平成 9年度	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H9 . 10.13~10. 31 (3週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H10 . 1. 13~ 2. 6 (3週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10 . 2. 2~ 3. 6 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度、裁判外の紛争処理システム)	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6. 15～7. 10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10. 10. 5～10. 30 (4週間)	知的財産権	
	3	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10. 8. 24～9. 18 (3週間)	司法行政の在り方、裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1. 12～2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ラトヴィア(1) サハビア(1) 日本(3)	H10. 11. 16～12. 11 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10. 10. 2～11. 25 (8週間)	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2. 19～3. 12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7~7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4~10.29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18~11. 5 (3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1.17~1.21 (1週間)	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11.11.15~12.10 (4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1.24~2.25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8~12. 3 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7. 10~ 7. 21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4~ 9. 14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2. 19~ 3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12. 11. 6~11. 17 (3週間)	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5~ 6. 30 (4週間)	日本の司法制度、戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9. 18~10. 13 (4週間)	弁護士制度、WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 10. 16~11. 10 (4週間)	日本の検察、刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2. 19~ 3. 16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1. 22~ 2. 23 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) バキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5. 18~ 7. 26 (70日)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB) の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4. 18 (1日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1. 29~ 2. 2 (5日)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス (1)	H13. 3. 21~ 4. 27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ マ	備 考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5. 14～6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 6. 18～7. 13 (4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8. 27～9. 7 (2週間)	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9. 17～10. 12 (4週間)	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13. 10. 15～11. 9 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 12. 3～12. 21 (3週間)	民法起草支援	
	7	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2. 25～3. 20 (4週間)	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2. 25～3. 22 (4週間)	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13. 10. 29～11. 13 (2週間)	日豪司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～4. 19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5. 13～6. 7 (4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～6. 24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6. 24～7. 19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～7. 27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9. 17～10. 11 (4週間)	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14. 10. 15～10. 25 (10日間)	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14. 11. 5～11. 29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14. 10. 28～11. 22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －中小企業に関する法制度を中心として－	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1. 20～2. 21 (5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2. 17～3. 7 (4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3. 10～3. 20 (10日間)	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3. 24～4. 11 (20日間)	民法及び民事訴訟法	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシアセミナー)	インドネシア(17)	H15. 6. 9～7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15.10.20～10.31 (12日間)	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15.10.27～11.21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 －担保制度及び不動産登記制度を中心として－	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15.11.10～11. 2 (12日間)	海外投資権利担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1.13～1. 30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名) を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4～3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2.16～3. 26 (6週間)	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員(モンゴル2名)を含む
	8	第3回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシアセミナー)	インドネシア(12)	H16. 6. 2～7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	9	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6～9. 15 (10日間)	法曹養成	
平成16年度	1	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9. 27～10. 15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	2	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16. 10. 1～10. 29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16. 11. 4～11. 18 (15日間)	民法教科書作成	
	4	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1. 31～2. 18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	5	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1. 25～2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	6	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2. 21～3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
	7	2004年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミャンマー(2) 日本(5)	H17. 1. 31～3. 4 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5. 23~ 6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5. 23~ 6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6~ 9. 16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9. 27~10. 14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17. 11. 7~11. 18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 11. 14~11. 25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17. 12. 5~12. 16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6~ 2. 17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5~ 2. 17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6~ 3. 10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み—国際会社法—	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5. 22~ 5. 29 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3~ 7. 14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7. 31~ 8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキستان(2)	H18. 9. 4~ 9. 12 (9日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民法院所との司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18. 10. 8~10. 17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキستان(2)	H18. 11. 13~11. 27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18. 11. 21~12. 1 (11日間)	プロジェクト外総括と成果物普及 司法制度改革マスターPLANの内容	
	8	2006年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5~ 3. 9 (33日間)	ユーポレート・ガバナンス—非市場型ガバナンス—	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2. 19~ 3. 3 (13日間)	法曹養成	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～7. 20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8. 31～9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19. 10. 22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19. 11. 12～11. 21 (10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19. 11. 19～11. 29 (11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～3. 7 (33日間)	コーポレート・ガバナンス－非市場型ガバナンス－	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19～5. 30 (12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23～7. 4 (12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20. 7. 7～7. 18 (12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20. 8. 18～8. 29 (12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20. 10. 6～10. 17 (12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20. 11. 5～11. 14 (10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20. 12. 10～12. 19 (10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21. 2. 9～2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21. 3. 9～3. 17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21. 3. 9～3. 19 (11日)	刑事訴訟業務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ 一 マ	備 考
平成21年度	1	東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21. 7. 27~8. 7(12日)	法案作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21. 8. 17~8. 21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21. 9. 9~9. 17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21. 10. 5~10. 16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21. 11. 2~11. 13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善、権利侵害責任法	
平成22年度	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21. 11. 2~11. 13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21. 11. 11~11. 18(8日)	民事訴訟法第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 11. 30~12. 11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21. 12. 9~12. 18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 12. 21~12. 25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
平成23年度	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22. 2. 23~3. 5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22. 7. 12~7. 21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネバール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネバール(12)	H22. 7. 14~7. 23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22. 8. 9~8. 17(9日)	法案作成能力向上支援	
	4	ネバール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネバール(7)	H22. 8. 19~8. 25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22. 10. 11~10. 19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22.10.18~10.29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8~11.12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22.11.29~12.3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7~12.17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22.12.13~12.22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13~1.21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23.2.1~2.10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.3.14~3.22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
平成23年度	1	第9回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23.6.20~6.24(5日)	法曹養成	
	2	第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23.10.3~10.14(12日)	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.10.17~10.28(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23.11.7~11.12(6日)	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5~12.16(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24.1.10~1.16(7日)	民事訴訟法改正支援	
	7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24.1.23~2.3(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27~3.9(12日)	民法改正支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成24年度	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.3.12～3.21(10日)	裁判所組織法改正支援	
	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24.7.9～7.19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(10)	H24.8.13～8.24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24.9.5～9.12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24.9.18～9.27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.10.1～10.12(12日)	民事訴訟法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24.10.15～10.26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24.11.25～12.8(14日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24.11.29～12.14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24.12.10～12.18(9日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
平成25年度	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25.1.9～1.15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25.1.28～2.5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25.2.4～2.15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
	13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25.2.18～2.28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H25.7.29～8.9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
平成26年度	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25.8.4～8.8(5日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25.10.2～10.11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	カンボジア(12)	H25.10.7~10.18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	5	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25.10.21~11.1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25.11.27~12.15(19日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(20)	H25.12.10~12.20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26.2.10~2.21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(M.O.)	ベトナム(10)	H26.3.4~3.11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	
平成26年度	1	第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26.5.17~5.31(15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2	第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26.6.9~6.20(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3	第2回ネパール法整備支援研修「調停」	ネパール(10)	H26.9.15~9.27(13日)	裁判所能力強化支援	
	4	第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26.10.20~10.31(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26.11.2~11.15(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第3回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(14)	H26.12.1~12.13(13日)	裁判所能力強化支援	
	7	第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27.2.2~2.13(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	第48回ベトナム法整備支援研修(M.O.)	ベトナム(12)	H27.3.1~3.14(14日)	ベトナム民法改正支援	
	9	第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27.3.1~3.14(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
平成27年度	1	第4回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(11)	H27.6.28~7.11(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	2	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第3回本邦研修	ラオス(17)	H27.8.23~9.2(11日)	法曹教育・研修改善支援	

年 度	回数	名 称	対象国(人員)	期 間	テ ー マ	備 考
平成28年度	3	第49回ベトナム法整備支援研修(COG)	ベトナム(10)	H27. 9. 10~9. 17(8日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	4	第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27. 9. 7~9. 18(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第5回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 11. 22~12. 5(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第50回ベトナム法整備支援研修(MOI)	ベトナム(10)	H27. 11. 24~12. 3(10日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	7	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修	ラオス(19)	H27. 11. 8~11. 21(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	8	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修	ネパール(20)	H27. 3. 1~3. 14(14日)	裁判所能力強化支援	
	9	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修	ラオス(18)	H27. 12. 6~12. 19(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	10	第6回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 2. 21~3. 5(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上支援	
平成29年度	11	第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(15)	H28. 2. 29~3. 11(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	1	第7回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 6. 12~6. 25(14日)	ミャンマー倒産法起草支援	
	2	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第5回本邦研修	ネパール(15)	H28. 7. 18~7. 30(13日)	事件管理に関する支援	
	3	第53回ベトナム法整備支援研修(首相府)	ベトナム(10)	H28. 7. 19~7. 29(11日)	法令の整合性及び明確性確保のための能力向上支援	
	4	インドネシア法整備支援第1回本邦研修	インドネシア(21)	H28. 7. 20~7. 29(10日)	知的財産権保護体制の強化支援	
	5	第54回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(10)	H28. 9. 4~9. 17(14日)	ペトナム財産登録法制定支援	
	6	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「経済紛争解決法」第8回本邦研修	ラオス(18)	H28. 9. 25~10. 8(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	7	第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H28. 10. 10~10. 21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	インドネシア法整備支援第2回本邦研修	インドネシア(14)	H28. 10. 23~11. 5(14日)	知的財産権保護体制の強化支援	

年 度	回数	名 称	対象国 (人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	9	インドネシア法整備支援第3回本邦研修	インドネシア(9)	H28.10.24～11.4(12日)	法令の整合性確保等のための支援	
	10	「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」「刑事闇連法」第9回本邦研修	ラオス(19)	H28.10.30～11.12(14日)	刑事闇連法分野の執務参考資料等作成支援	
	11	第55回ベトナム法整備支援研修(最高人民法院)	ベトナム(10)	H28.11.6～11.19(14日)	家庭裁判所(家事・未成年者法廷)実務改善支援	
	12	第8回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28.11.20～12.3(14日)	和解・調停制度導入支援	
	13	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第6回本邦研修	ネパール(13)	H28.11.27～12.10(14日)	司法調停等に関する支援	
	14	「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」「教育・研修改善」第10回本邦研修	ラオス(22)	H29.1.29～2.11(14日)	法曹教育・研修改善支援	
	15	インドネシア法整備支援第4回本邦研修	インドネシア(16)	H29.2.12～2.22(11日)	法令の整合性確保等のための支援	
	16	第9回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(16)	H29.2.26～3.11(14日)	ミャンマー倒産法起草支援	
平成29年度	1	第56回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(11)	H29.5.22～6.3(13日)	判例制度・争訟原則に関する実務確立支援	
	2	ミャンマー法整備支援プロジェクト第10回本邦研修	ミャンマー(16)	H29.6.18～7.1(14日)	ビジネス環境・制度基盤整備支援	
	3	第57回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H29.7.17～7.29(13日)	財産登記法制定及び法規範文書審査能力向上支援	
	4	インドネシア法整備支援第5回本邦研修	インドネシア(14)	H29.7.24～8.5(13日)	法令間整合性確保支援	
	5	「ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」第11回本邦研修	ラオス(19)	H29.8.13～8.26(14日)	民事業務参考資料等作成支援	
	6	ミャンマー法整備支援プロジェクト第11回本邦研修	ミャンマー(15)	H29.10.29～11.11(14日)	知的財産関連法令整合性確保支援	
	7	第58回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H29.11.21～12.1(11日)	民事判決執行運用改善支援	
	8	インドネシア法整備支援第6回本邦研修	インドネシア(14)	H29.11.23～12.2(10日)	ビジネス関連法令整合性確保支援	
	9	第1回ベンガラデシュ法整備支援研修	ベンガラデシュ(15)	H29.12.3～12.16(14日)	法・司法機關関係者能力向上支援(ADR等)	

年 度	回数	名 称	対象国 (人員)	期 間	テ ー マ	備 考
	10 ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第12回本邦研修	ラオス(21)	H29. 12. 10~12. 23 (14日)		法曹教育・研修改善支援	
	11 平成29年度WIPOジャパンファンド・ラオス裁判官知財制度研修	ラオス(10)	H30. 1. 28~2. 2 (6日)		知的財産紛争処理能力向上支援	
	12 インドネシア法整備支援支援第7回本邦研修	インドネシア(14)	H30. 2. 12~2. 24 (13日)		知的財産権保護体制の強化支援	
	13 ミャンマー法整備支援プロジェクト第12回本邦研修	ミャンマー(16)	H30. 3. 4~3. 17 (14日)		裁判適正化及び迅速化支援(新しいタイプの証拠)	
	14 ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第13回本邦研修	ラオス(21)	H30. 3. 4~3. 17 (14日)		新民法典草案作成支援	
平成30年度	1 第60回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H30. 6. 18~6. 30 (13日)		法・司法機関関係者能力向上支援(ADR等)	
	2 ミャンマー法整備支援プロジェクト第13回本邦研修	ミャンマー(16)	H30. 7. 2~7. 13 (12日)		裁判適正化及び迅速化支援	
	3 インドネシア法整備支援研修	インドネシア(15)	H30. 10. 8~10. 20 (13日)		法令間整合性確保支援	
	4 第61回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H30. 10. 22~11. 3 (13日)		法・司法機関関係者能力向上支援(ADR等)	
	5 ミャンマー法整備支援プロジェクト第14回本邦研修	ミャンマー(16)	H30. 11. 11~11. 24 (14日)		法曹の人材育成・研修改善	
	6 第2回ハングラデシュ法整備支援研修	ハングラデシュ(15)	H30. 11. 12~11. 23 (12日)		法・司法機関関係者能力向上支援(ADR等)	
	7 ラオス法の支配発展促進プロジェクト第1回本邦研修	ラオス(7)	H30. 12. 2~12. 8 (7日)		法曹教育・研修改善支援	
	8 インドネシア法整備支援第9回本邦研修	インドネシア(15)	H31. 1. 14~1. 26 (13日)		知的財産事件処理(商業秘密、特許等)	
	9 第1回カンボジア・民法・民事訴訟法運用改善研修	カンボジア(15)	H31. 2. 11~2. 23 (13日)		判決起案能力向上支援	
	10 インドネシア法整備支援第10回本邦研修	インドネシア(16)	H31. 2. 17~3. 2 (14日)		法令間整合性確保支援	
	11 ラオス法の支配発展促進プロジェクト第2回本邦研修	ラオス(25)	H31. 3. 3~3. 16 (14日)		新民法典条文解説書作成支援	
	12 ミャンマー法整備支援プロジェクト第15回本邦研修	ミャンマー(16)	H31. 3. 3~3. 16 (14日)		法的紛争の予防及び解決と国の関与	

年 度	回数	名 称	対象国（人員）	期 間	テ ー マ	備 考
令和元年度	1	ラオス法の支配発展促進プロジェクト第3回本邦研修	ラオス(21)	R1. 5. 19～6. 1(14日)	刑事訴訟法における証拠法研究	
	2	ミャンマー法整備支援プロジェクト第16回本邦研修	ミャンマー(16)	R1. 7. 21～8. 3(14日)	立法過程	
	3	インドネシア法整備支援第11回本邦研修	インドネシア(15)	R1. 7. 28～8. 10(14日)	商法に係る事件処理の予見性及び審査の質の向上支援	
	4	インドネシア法整備支援第12回本邦研修	インドネシア(15)	R1. 9. 23～10. 5(13日)	法令間の整合性確保に向けた支援	
	5	第63回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(16)	R1. 10. 7～10. 16(10日)	争訟原則	
	6	ミャンマー法整備支援プロジェクト第17回本邦研修	ミャンマー(16)	R1. 10. 20～11. 2(14日)	調停制度	
	7	第3回シングラデシュ法整備支援研修	ハングラデシュ(15)	R1. 11. 24～12. 7(14日)	調停制度	
	8	ラオス法の支配発展促進プロジェクト第4回本邦研修	ラオス(25)	R1. 12. 1～12. 14(14日)	教育・研修改善	
	9	インドネシア法整備支援第13回本邦研修	インドネシア(15)	R2. 1. 26～2. 8(14日)	著作権法	
	10	第2回カンボジア・民法・民事訴訟法運用改善研修	カンボジア(13)	R2. 1. 26～2. 1(7日)	不動産登記法	
	11	第1回スリランカ本邦研修	スリランカ(11)	R2. 1. 26～2. 8(14日)	刑事司法実務改善(刑事訴訟の遅延解消に向けて)	
	12	第65回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	R2. 2. 23～3. 7(14日)	契約, ADR及び担保取引の実務と課題	
	13	ラオス法の支配発展促進プロジェクト第4回本邦研修	ラオス(15)	R2. 2. 27～3. 7(10日)	新民法典条文解説書作成支援	
	14	ミャンマー法整備支援プロジェクト第18回本邦研修	ミャンマー(14)	R2. 3. 1～3. 5 (5日)	知的財産に係る裁判制度等	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。  
 ※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

## 各国プロジェクト等紹介・成果

### ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入されました。しかし、市場経済への移行は、それを支えるための新たな法制度を整備しなければなりませんでした。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行いました。法務省は、この要請に応じて、1994年にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施し、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996年にはJICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000年からは司法省、最高人民法院、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関を協力機関として、民法、民事訴訟法などの基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など幅広い活動を行ってきました。その結果、民法、民事訴訟法などの重要法令の制定や、法律実務家を対象とした実務マニュアルの共同作成など多くの成果を上げました。

2015年4月からは、協力機関に首相府を加え、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えた、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始されました。同プロジェクトでは、これまでの起草支援、実務改善支援に加え、今日ベトナムで数多く制定される法令の整合性を確保することなどを目的とした支援や、法曹三者（裁判官、検察官及び弁護士）が刑事訴訟法の運用上の課題について共同活動を行うといった、新たな活動を行っています。

法務省は、これらのプロジェクトを実施するため、裁判官出身者を含む検事を長期専門家として現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなどして全面的に協力しています。

### カンボジア

カンボジアでは、1970年代のポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受け、1996年から、JICA（当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構）の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため、民事教育の向上を目的として、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボ

ジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行い、その能力強化を図りました。現在では同養成校出身者が教官を務めています。

2012年4月には、カンボジアの主要法律機関である司法省、王立司法学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織）、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の4機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とした支援が実施されました。

2017年4月からは、民法・民事訴訟法が広く適切に適用されるため、これらの法律に従った適切な実務の基礎が確立することを目的とした新たなプロジェクトが開始されました。このプロジェクトでは、不動産登記法等の民事重要法令の起草、訴状等の書式例の作成、判決書等の公開を柱としています。国際協力部は、教官を専門家（長期・短期）として派遣し、裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家らが各ワーキンググループを分担して指導するなどして支援を実施しています。

## ラオス

ラオスでは、1986年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入するとともに、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備が進められ、ラオス政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

法務省は、この要請に応じて、1998年から独立行政法人国際協力機構（JICA）による技術支援の一環としてラオスの司法関係者を日本に招いて研修を実施し、2003年にJICAによる法整備支援プロジェクトがスタートしてからは、プロジェクト実施のため、法務省から検事を長期・短期専門家として現地に派遣するほか、日本での研修を受け入れるなどして全面的に協力をしています。

具体的な内容としては、2003年から2008年まで、法整備支援プロジェクトが実施され、同プロジェクト終了後、法務省やJICA、名古屋大学等による現地調査等の期間を経て、2010年7月から、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関とするJICAによる法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）が、また、2014年7月からは、上記4機関を実施機関とするJICAによる法律人材育成プロジェクト（フェーズ2）がそれぞれ実施されました。フェーズ1やフェーズ2では、執務参考資料の作成や法学教育・法曹養成等研修における活動等を通じて人材育成能力の強化が進められ、ラオスの法・司法分野における中核人材の育成が図られました。

そして、2018年7月からは、上記4機関を実施機関として、JICAによる法の支配発展促進プロジェクトが実施されています。このプロジェクトでは、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に着け、その研究成果を中核人材以外の同分野の関係者に広く共有するとともに持続可能な活動体制を具体化し、法学教育・法曹養成等の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に着けることを目標とし、基本法の理論や普及方法の研究、教材作成、カリキュラムの整備等様々な活動を行っています。

## 中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所（当時）からの支援要請に基づき、2004年から、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の協力を得て、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、その成果として、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また、2008年度から2013年度まで、ウズベキスタンの他にカザフスタン、キルギス及びタジキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施し、中央アジア諸国に対しても民商事法分野で法制度整備支援活動を行いました。

ウズベキスタンに対しては、JICAが、日本の法学研究者等の協力の下、2005年から2008年及び2010年から2012年まで、のべ約5年間にわたり、企業活動の活性化や民間セクターの活用を目的として、行政手続法の起草支援などの法整備支援プロジェクトを行ってきました。

同プロジェクトは行政手続法の成立を待たずに2012年に終了したものの、その後も日本の法学研究者らは行政手続法及び行政訴訟法の起草支援を継続し、2018年1月に行政手続法及び行政訴訟法の成立に至りました。

国際協力部は、2018年3月以降、同国司法省職員や法学研究者、裁判官、検察官などを日本に招へいし、新たに成立した行政手続法、行政訴訟法の問題点等を議論して解説書を作成するための共同研究を年に1回開催しています。

さらに、ウズベキスタンは、我が国の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」において、重点支援国に指定されているところ、2019年3月にはウズベキスタン司法省と法務省との間で、同年7月にはウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間でそれぞれ協力覚書が締結されました。

ウズベキスタンからの日本の法制度整備支援に対する期待は大きく、これらの協力覚書の締結を踏まえ、今後は司法分野における同国と日本の協力関係の更なる発展が期待されます。

## モンゴル

モンゴルに対しては、独立行政法人国際協力機構（JICA）が2004年に専門家を派遣して以来、法整備支援活動が継続的に行われており、2010年5月から2015年7月までは、一般民事及び家事事件において調停制度を導入することを目的とする調停制度強化プロジェクトや、2012年5月の調停法の成立などを受けて調停制度の全国導入を支援する同プロジェクト（フェーズ2）が実施され、国際協力部は、それらプロジェクトの部会への出席や、教官の短期専門家派遣を通じて、プロジェクトの実施に協力していました。また、2018年からは、国際協力部は、モンゴル法務・内務省の職員等を日本にお招きして商取引法関連の共同研究を実施するなど、モンゴルにおける商法関連規定の整備を支援しています。

## 韓国

国際協力部では、我が国及び韓国の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から、日韓パートナーシップ共同研究を実施しています。

研究員は、韓国の法院の職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員により構成され、毎回、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、講義、訪問、見学、実務研究等を通じて調査研究を行います。

なお、韓国において、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する機関です。また、大法院法院公務員教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関です。さらに、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当していますが、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当しています。このため、教育院は、我が国の登記、戸籍及び供託の事務を扱う職員の研修を実施する法務総合研究所の業務に相当する業務を行う機関でもあります。

## 中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関（WTO）に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることには日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受け、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び民事関連法の立法支援、2012年から、行政訴訟法及び行政関連法の立法支援を実施し、これらの支援の結果、2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され、2012年に中国民事訴訟法、2013年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が上がっています。

さらに、2014年からは、経済及び社会分野の立法に関する支援を実施しています。支援の中心は、中国現地でのセミナーや日本での研修を実施して、支援対象とした法令について日本の知見を提供することです。これまでに、2017年に中国で成立した民法総則の起草にあたり、日本の知見が提供されたほか、現在中国で編纂中の民法典分則（物権法、債権法等）についても、日本での研修を実施するなどして、支援を行っています。

## インドネシア

約2億4900万人の人口を擁するインドネシアは、近年、着実な経済成長を続けており、更なる経済発展を支える基盤として、法制度、司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等と協力して、2007年3月から2年間にわたり、(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援、(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援、(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

また、同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所から引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため、2010年4月以降は、法務省独自の取組として、裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力してきました。

さらに、2015年12月からは、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を対象機関として、同国の知的財産法を中心とした法令の整合性を向上させる体制を整備するとともに、知的財産を保護する体制を強化することを目的としたJICAの新プロジェクトが5年間の予定で開始されていますが、国際協力部も職員を同国へ長期派遣したり、同国関係者を日本に招いた本邦研修を企画・実施したりするなどして、同プロジェクトに全面的に協力しています。

## ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げました。その後のミャンマーにおける民主化に向けた改革を受けて、日本政府は、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。

法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

国際協力部は、2012年以降、現地調査や、連邦最高裁判所長官及び連邦法務長官の日本招へいなどの法律分野での交流を経て、2013年11月に開始して2018年5月まで実施された独立行政法人国際協力機構（JICA）による「ミャンマー法整備支援プロジェクト」及び同年6月に開始して2021年3月まで実施予定であるその後継プロジェクトに協力するなどの形で、ミャンマーに対する法制度整備支援を続けています。

ミャンマーでは、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所をプロジェクトの実施機関とし、ミャンマーにおける法の支配の確立やこれによる持続的な経済成長の促進等を目的として、経済関連法分野を中心とした法整備、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築、法・司法分野の人材育成などの支援を行ってきました。これまでに、連邦法務長官府職員向けの契約審査ガイドラインや裁判官向けの教材といった執務参考資料の作成、調停の試

験運用開始などの成果を上げています。現行プロジェクトでは、知的財産裁判制度の構築、調停の更なる普及、法曹養成のための研修改善等の支援などが行われています。

国際協力部は、プロジェクト開始以降、検事及び裁判官出身の教官を現地に長期派遣しているほか、JICAとともに、ミャンマーの法・司法関係者を対象とした我が国での研修や現地での研修に協力するなど、関係機関と緊密に連携をとりながら、プロジェクトに全面的に協力しています。

### ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月、約240年続いた王政を廃止するとともに連邦民主制への移行を宣言し、暫定憲法・制憲議会の下で新しい国家の整備を始めました。翌2009年3月、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール司法省から要請を受け、民法起草支援を中心とする法整備支援活動を開始しました。その過程で、1853年に制定され、その後も効力を有し続けていた「ムルキ・AIN法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する法典）の分割改正作業が進められ、2014年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出され、2017年10月、これらの法案が成立するに至り、2018年8月に施行されました。

国際協力部は、このようなネパールの民主化への歩みを支援するため、JICA等と協力しながら、「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しました。また、民法の施行後においても、アドバイザリー・グループによる民法概説書の作成、民法の普及支援等の活動を継続しており、民法の各テーマについて現地でのワークショップも実施しました。そのほか、ネパールで大きな問題となっている訴訟遅延については、2012年に裁判官等を対象とした「事件管理」の研修を実施し、2013年9月から2018年3月までの間に実施されたJICAによる「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」では、最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用について支援を行い、国際協力部においても本邦研修等を実施するなどの協力を进行了。

刑事法分野については、これまで国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で共同研究を行っていましたが、2013年8月以降は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催で、ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しています。また、仮釈放、保護観察、令状制度等に関する現地でのワークショップも実施しました。

### 東ティモール

東ティモールは、2002年の独立回復後、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟を目指し、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいます。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況に

あります。

我が国としても、2009年頃から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は法務省の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきました。支援の内容としては、東ティモール司法省の職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法、土地関連法等を探り上げ、現地セミナー、共同法制研究等を実施してきました。その結果として、支援の対象とした法令の一部が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっています。また、2019年頃から、国際機関等と協力して、矯正関係職員に対する刑務所運営に係る現地セミナー、裁判官、検察官、弁護士等に対する司法制度に係る現地セミナー等も実施しています。

### バングラデシュ

法務省は、約20年前から、法制度整備分野において、東南アジア諸国を中心に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを通じるなどして、継続的な支援を実施してきましたが、バングラデシュに対しては特段の支援は実施しておりませんでした。

しかし、バングラデシュは、極めて親日的な国民性を有する友好国である上、近年高い経済成長を遂げ、日系企業の進出も急増するなど、我が国にとっての重要性は高まっており、2013年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」において、支援重点国の一つに新たに加えられたほか、2014年には、日本・バングラデシュ間の「包括的パートナーシップ」も構築されました。

それらの状況を踏まえ、国際協力部では、2013年度以降、バングラデシュの司法制度等についての調査委託や、国際協力部教官による現地調査を実施したり、同国の法務・司法・国会担当大臣（日本の法務大臣に相当）らを日本に招へいして共同研究を実施したりするなど、バングラデシュに対する法制度整備支援を開始する準備を進めてきました。

2017年4月からはJICAによる3年間の国別研修が開始され、バングラデシュの法務・司法・国会担当省を実施機関として、司法関係機関職員の能力開発等を目的とした研修を日本において実施しています。

同研修では、現在バングラデシュ司法の最大の問題とされる、多数の未処理滞留事件の解消に寄与することなどを目指しており、3年間の期間終了後も同様の支援を継続していく予定です。

## 令和元年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

(法務省 1-(18))

施 策 名	施設の整備（松戸法務総合庁舎整備等事業）																																																						
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-15-(2))																																																						
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。																																																						
施 策 の 予 算 額・ 執 行 額 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算</td> <td>当初予算(a)</td> <td>15,748</td> <td>63,250</td> <td>554</td> <td>627,595</td> <td>1,106,716</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>の 状 況(千 円)</td> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>120,176</td> <td>323,067</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計(a+b+c)</td> <td>15,748</td> <td>63,250</td> <td>554</td> <td>627,595</td> <td>1,226,892</td> <td>323,067</td> </tr> <tr> <td></td> <td>執行額(千円)</td> <td>15,748</td> <td>63,250</td> <td>554</td> <td>507,419</td> <td>903,825</td> <td>323,067</td> </tr> </tbody> </table>							区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	予 算	当初予算(a)	15,748	63,250	554	627,595	1,106,716	0	の 状 況(千 円)	補正予算(b)	0	0	0	0	0	0		繰越し等(c)	0	0	0	0	120,176	323,067		合計(a+b+c)	15,748	63,250	554	627,595	1,226,892	323,067		執行額(千円)	15,748	63,250	554	507,419	903,825	323,067
区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																																
予 算	当初予算(a)	15,748	63,250	554	627,595	1,106,716	0																																																
の 状 況(千 円)	補正予算(b)	0	0	0	0	0	0																																																
	繰越し等(c)	0	0	0	0	120,176	323,067																																																
	合計(a+b+c)	15,748	63,250	554	627,595	1,226,892	323,067																																																
	執行額(千円)	15,748	63,250	554	507,419	903,825	323,067																																																
政策評価実施時期	令和2年9月		担 当 部 局 名	大臣官房施設課																																																			
評 価 方 式	事業評価方式																																																						

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

旧庁舎は、昭和49年建築のRC造3階建てであったが、事務量の増加に伴う関係書類の増加やOA機器等の増加により、執務面積不足となっていた。また、国有財産の有効活用化のために移転再配置が必要となっていた。

#### (2) 目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図り、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

#### (3) 具体的内容

事業場所：千葉県松戸市岩瀬473番地13

事業時期：平成22年度から（平成27年度から供用開始）

延べ面積：5,706m<sup>2</sup>

入居官署：千葉地方検察庁松戸支部

千葉地方法務局松戸支局

### 3. 事前評価の概要

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

#### (1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：125点

- 既存庁舎は十分な行政機能を果たすためには面積が不足している上、移転再配置計画がある。

#### (2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的である。

### (3) 有効性

基本機能（B 1）及び付加機能（B 2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B 1）：133点

- 現予定地での新営整備は、関係官署との交通至便かつ必要な駐車場が確保でき好立地条件である。

事業計画の効果（B 2）：A評価2 B評価2 C評価3

- 人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようするなどの対策、被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）及び環境保全性（照明制御設備、屋上緑化、太陽光発電）に対して特に充実した取り組みが計画されている。

### (4) 総合的評価

以上（1）、（2）及び（3）から、新規採択事業としての要件を満たしていた。

## 4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の二つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1については、「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標（別紙1）」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B 2については、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙2）により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

## 5. 事後評価の内容

### (1) 事業の情報となる項目（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約18億円で平成22年度から平成27年度にかけて実施し、平成27年度に完成了。

### (2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙1）、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙2及び3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- 業務を行うための基本機能（B 1評価）：133点  
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙1参照）。
- 政策及び重点施策に基づく付加機能（B 2評価）：人権、環境保全性、防災性、保安性（以上評価A）、地域性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性（以上評価B）（別紙2及び3参照）。
- 本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで、老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。

### (3) 事業実施による環境の変化

環境保全性（評価A）の結果から、環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

### (4) 総合的評価

以上（1）、（2）及び（3）より、事業の目的を果たしていると判断できる。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

### (1) 実施時期

(2) 実施方法

(3) 意見及び反映内容の概要

[意見]

[反映内容]

**7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）**

なし

**8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

なし

**9. 備考**

本書に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の令和3年度予算概算要求への反映内容】

## 5 事業計画の効果 (B1)

分類	項目	係数					評点
位置	用地取得の見込	取得済み	1.1	国有地の所管権予定 <sup>1</sup> 、公有地等の借用用予定 <sup>2</sup> 、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期借用地可能なもの	0.9	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定 0.5
災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり	整備の見込みなし	整備の見込みなし	整備の見込みなし	1.1
都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	都市計画等と整合しない	1.0
敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
一 規 模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高密度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	規模と業務内容等との開運が不明確	規模未定	規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	1.0
構 造	単独庁舎 <sup>3</sup>	単独庁舎としての整備が適當	総合庁舎としての整備条件が整っている	総合庁舎としての整備条件が整っていない	総合庁舎としての整備条件が整っていない	総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	総合庁舎としての整備条件	総合庁舎の場合は	適切な構造・機能として計画されている	適切な構造・機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある、又は、特殊な施設が必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある、又は、特殊な施設が必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
	機能性等						
						評点（各係数の種×100倍）	133

## 別紙 2

### 6 事業計画の効果（B2）

#### 事業計画の効果（B2）に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【松戸法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		
		・跡地の有効活用		
		・地域性のある材料の採用	千葉県産の杉を使用	
		・地域住民との連携		
	人権	・オーブンスペースの設置	前面歩道沿いにオープンな休息スペースを確保	
		・景観性		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からのがれ線制御	A:2つ以上該当
		・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者とのがれ線分離(被疑者専用エレベーター) 犯罪被害者、面会人等と一般来庁者とのがれ線分離(個別相談室)	B:1つ該当 C:該当なし
		・来庁者の人権に配慮した建物計画		
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー)	A:4つ以上該当
		・緑化のための特別な対策	屋上緑化	B:2つ以上該当
		・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	C:1つ以下
		・水資源の有効活用のための特別な対策		
		・断熱性向上のための特別な対策		
機能性	ユニバーサルデザイン	・木材利用促進	内装等の木質化	
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。	多目的駐車場、多目的便所、階段、EV	A評価 B評価 C評価
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		
		・火災への特別な対策	電気室をG1以上に設置	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
	防災性	・浸水への特別な対策		
		・強風への特別な対策		
		・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))	
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策		
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策		
保安性	保安性	・災害時の対策		
		・保管室の防火性能の確保	防火器具、防火設備(FD)、耐火間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
		・保安性の確保	護送用車両車庫(シャッター付)	
		・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	
		・保管室の防犯性能の確保		
経済性	耐用・保全性	・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A:2つ以上該当
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B:1つ該当
		・可動間仕切等の活用	可動間仕切	C:該当なし
		・清掃を容易にするための取組		
		・メンテナンスを容易にする工夫		
		・増築可能な建物配置		

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(標準例)(H29策)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携</li> <li>・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用</li> <li>・跡地の有効活用</li> <li>・地域性のある材料の採用</li> <li>・地域住民との連携</li> <li>・オープンスペースの設置</li> <li>・景観性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用</li> <li>・地方公共団体による活用</li> </ul>	A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
	人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の人権に配慮した建物計画</li> <li>・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画</li> <li>・来庁者の人権に配慮した建物計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ、懇談会、地域住民への避難場所提供的</li> <li>・敷地境界部分のセットバック、緑地確保、遊歩道の整備</li> <li>・歴史・文化及び風土への配慮、歴史的まちなみの保存、再生、周辺都市環境への配慮、跡地の有効利用、景觀形成、文化財保護など</li> <li>・地域に調和した都市型対応施設</li> </ul>	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
	環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な省エネ機器の導入</li> <li>・緑化のための特別な対策</li> <li>・自然エネルギー利用のための特別な対策</li> <li>・水資源の有効活用のための特別な対策</li> <li>・断熱性向上のための特別な対策</li> <li>・木材利用促進</li> <li>・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。</li> <li>・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者との動線分離(譲送用車両専用車庫)、外部からの視線制御(ガラスブロック)</li> <li>・犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離(個別相談室)</li> <li>・蓄熱、照明制御(人感センサー、明るさセンサー)</li> <li>・アモルファス変圧器</li> <li>・屋上緑化</li> <li>・太陽光発電、風力発電、クーリヒート・レンチ(地中熱)、ハイブリッド外灯、ライトシェルフ</li> <li>・雨水利用設備</li> <li>・外断熱、高性能ガラス(LOW-Eガラス、ペアガラス)</li> <li>・木造化、内装等の木質化、木質バイオマスを燃料とする機器の設置</li> </ul>	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的駐車場、多目的便所、階段、EV授乳スペース、アルコープ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A評価</li> <li>・B評価</li> </ul>	A C評価
	機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災への特別な対策</li> <li>・浸水への特別な対策</li> <li>・強風への特別な対策</li> <li>・落雷への特別な対策</li> <li>・構造体に係る業務継続のための特別な対策</li> <li>・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策</li> <li>・災害時の対策</li> <li>・保管室の対策</li> <li>・保安室の確保</li> <li>・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫</li> <li>・保管室の防犯性能の確保</li> <li>・将来の模様替えに配慮した階高の確保</li> <li>・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保</li> <li>・可動間仕切の活用</li> <li>・清掃を容易にするための取組</li> <li>・メンテナンスを容易にする工夫</li> <li>・増築可能な建物配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス消火</li> <li>・防潮堤、止水板、電気室をG1以上に設置</li> <li>・ヒュン風対策</li> <li>・高密度雷保護 SPD(過電流保護装置)</li> <li>・免震又は制振構造</li> <li>・電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上に対応、外部電源からの引込接続対応</li> <li>・収容室扉の一音解錠装置</li> <li>・防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切、防火ガラスブロック</li> <li>・譲送用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置</li> <li>・監視カメラ、死角を軽減させる平面・構造</li> <li>・鍵の二重化、生体認証装置、鉄格子</li> <li>・リフレイズゾーン</li> <li>・可動間仕切</li> <li>・光触媒</li> <li>・共同溝</li> </ul>	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
	経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用・保全性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A評価</li> <li>・B評価</li> <li>・C評価</li> </ul>	A B C

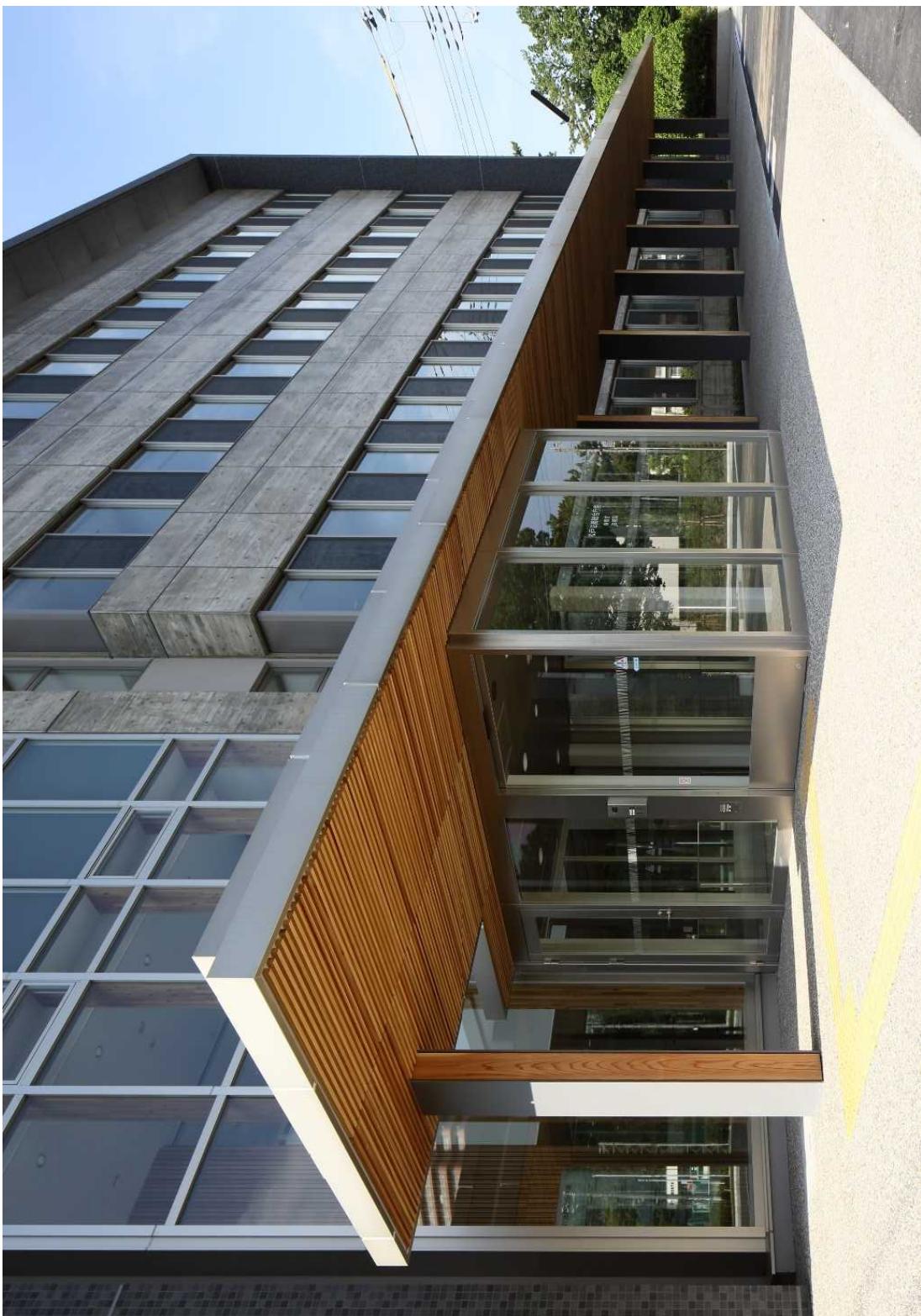
## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標(標準例)(H29策)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価
社会性 地域性	・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・采行人の人権に配慮した建物計画 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街との連携 ・既存建物(歴史的建築物)の有効利用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性	・シビックコア 合奏 地域防災へ貢献する取組、施設駐車場の共用、敷地の一体利用 ・地方公共団体による活用 ・ワーキングショップ、懇談会、地域住民への避難場所提供 ・敷地境界部分のセットバック、緑地確保、遊歩道の整備 ・歴史文化及び風土への配慮、歴史的まちなみの保存、再生、周辺都市環境への配慮、跡地の有効利用(景観形成、文化財保護など)、地域に調和した都市型収容施設	A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
人権	・地域住民の権利に配慮した建物計画 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・采行人の人権に配慮した建物計画 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進	・内部からの視線制御 ・来訪者の動線分離(搬送用車両専用車庫)、外部からの視線制御(ガラスブロック) ・犯罪被害者、面会人等と一般来訪者との動線分離(個別相談室) ・氷蓄熱、照明制御(人感センサー、明るさセンサー) ・アモルファス変圧器 ・屋上緑化 ・雨水利用設備	・来訪者の動線分離(搬送用車両専用車庫)、外部からの視線制御(ガラスブロック) ・犯罪被害者、面会人等と一般来訪者との動線分離(個別相談室) ・氷蓄熱、照明制御(人感センサー、明るさセンサー) ・アモルファス変圧器 ・屋上緑化 ・雨水利用設備	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
環境保全性 環境保全性	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	・太陽光発電、風力発電、クールヒート・レンチ(地中熱)、ハイブリット外灯、ライトシェルフ ・木造化、内装等の木質化、木質バイオマスを燃料とする機器の設置 ・外断熱、高性能ガラス(LOW-Eガラス、ペアガラス) ・多目的駐車場、多目的便所、階段、EV・授乳スペース、アルコープ	・太陽光発電、風力発電、クールヒート・レンチ(地中熱)、ハイブリット外灯、ライトシェルフ ・木造化、内装等の木質化、木質バイオマスを燃料とする機器の設置 ・外断熱、高性能ガラス(LOW-Eガラス、ペアガラス) ・多目的駐車場、多目的便所、階段、EV・授乳スペース、アルコープ	A評価 B評価 C評価
ユニバーサルデザイン		・一般来訪者が単独で利用する部分のみ評価する。収容区域等は適用対象外となる。 例:拘置所等の面会室への動線分離等は評価対象となる。この場合、一般来訪者が単独で行動する箇所のみ満たしている場合は評価の対象となる。		
火災消火		・火災への特別な対策	・火消水栓、止水板、電気室をG1以上に設置	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
機能性 防災性	・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保 ・保安性的確保	・ヒル風対策 ・高密度雷保護 SPD(過電流保護装置) ・免震又は制振構造 ・電力の多回路引込み、自家発電用オイルタンク容量1日以上に対応、外部電源車からの引込接続対応 ・収容扉の一音解錠装置 ・防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切、防火ガラスブロック ・認定用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置	・火消水栓、止水板、電気室をG1以上に設置 ・ヒル風対策 ・高密度雷保護 SPD(過電流保護装置) ・免震又は制振構造 ・電力の多回路引込み、自家発電用オイルタンク容量1日以上に対応、外部電源車からの引込接続対応 ・収容扉の一音解錠装置 ・防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切、防火ガラスブロック ・認定用車両専用車庫(シャッター付)、作業門の二重化、生体認証装置	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保	・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫	・監視カメラ、死角を軽減させる平面構造 ・鍵の二重化、生体認証装置、鉄格子 ・リフレイスゾーン ・可動間仕切 ・光触媒 ・共同溝	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし
耐用・保全性 経済性	・構築可能な建物配置 ・施設課の評価システムより引用	・国交省の評価要領より引用 ただし、赤字部分については從来施設課で評価していたものをを配置	・国交省の評価要領より引用 ただし、赤字部分については施設課で追記	

緑文字について:景観性及び木材利用促進は、施設課システムにないため取り組み内容に追記し、評価基準(A・B・C)も1つ増やしている。  
環境保全性内の断熱性向上は、国交省の外断熱及び高性能ガラスを、他の項目と同様の書き方(～のための特別な対策)に変更している。  
青文字について:注意書き。実例など、の項目は該当する実例のみを記載する。

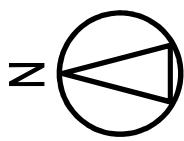
法務省大臣官房施設説明会

松戸法務総合庁舎  
(事後評価資料)



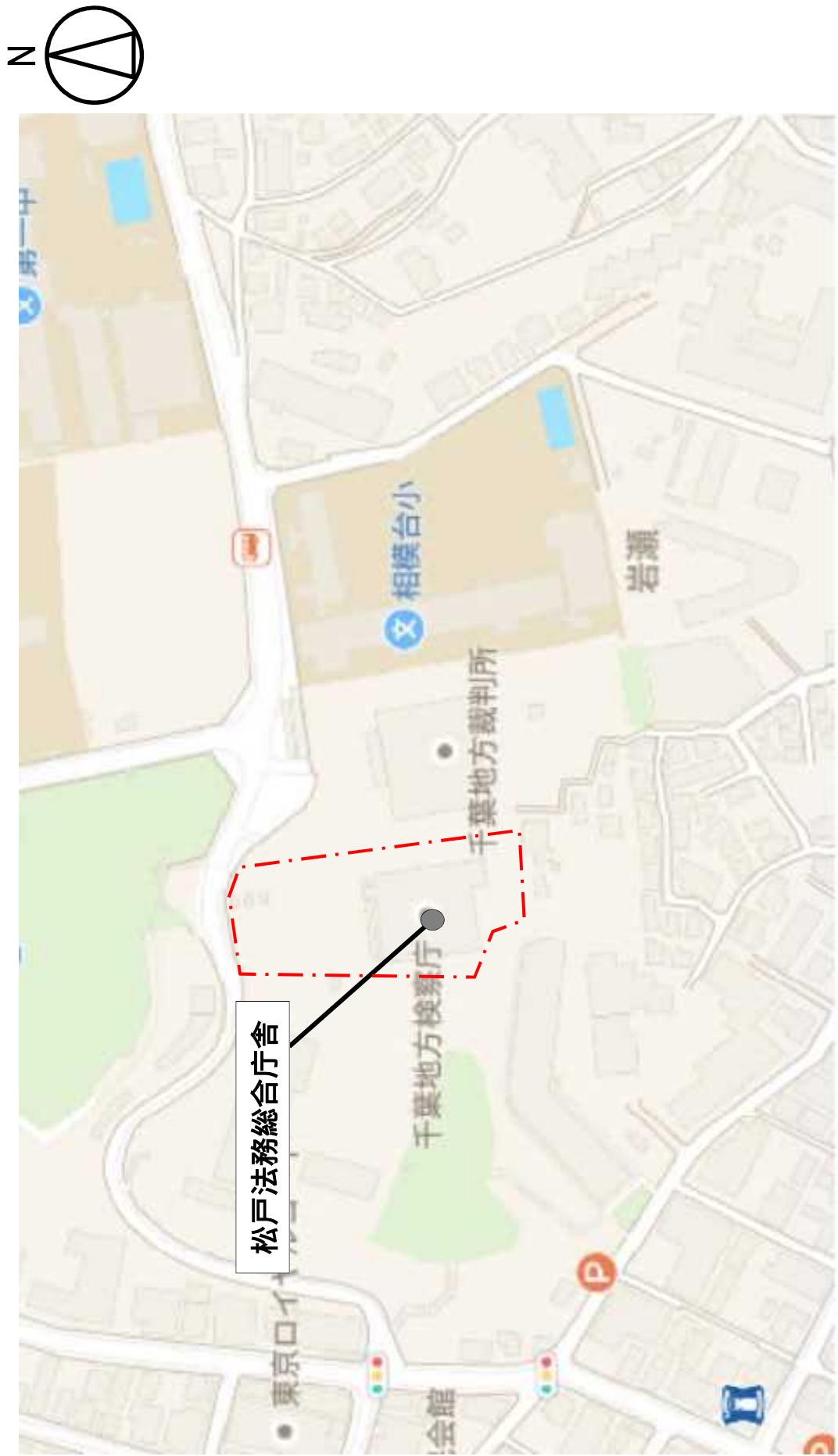
## 施設外観

# 案内図

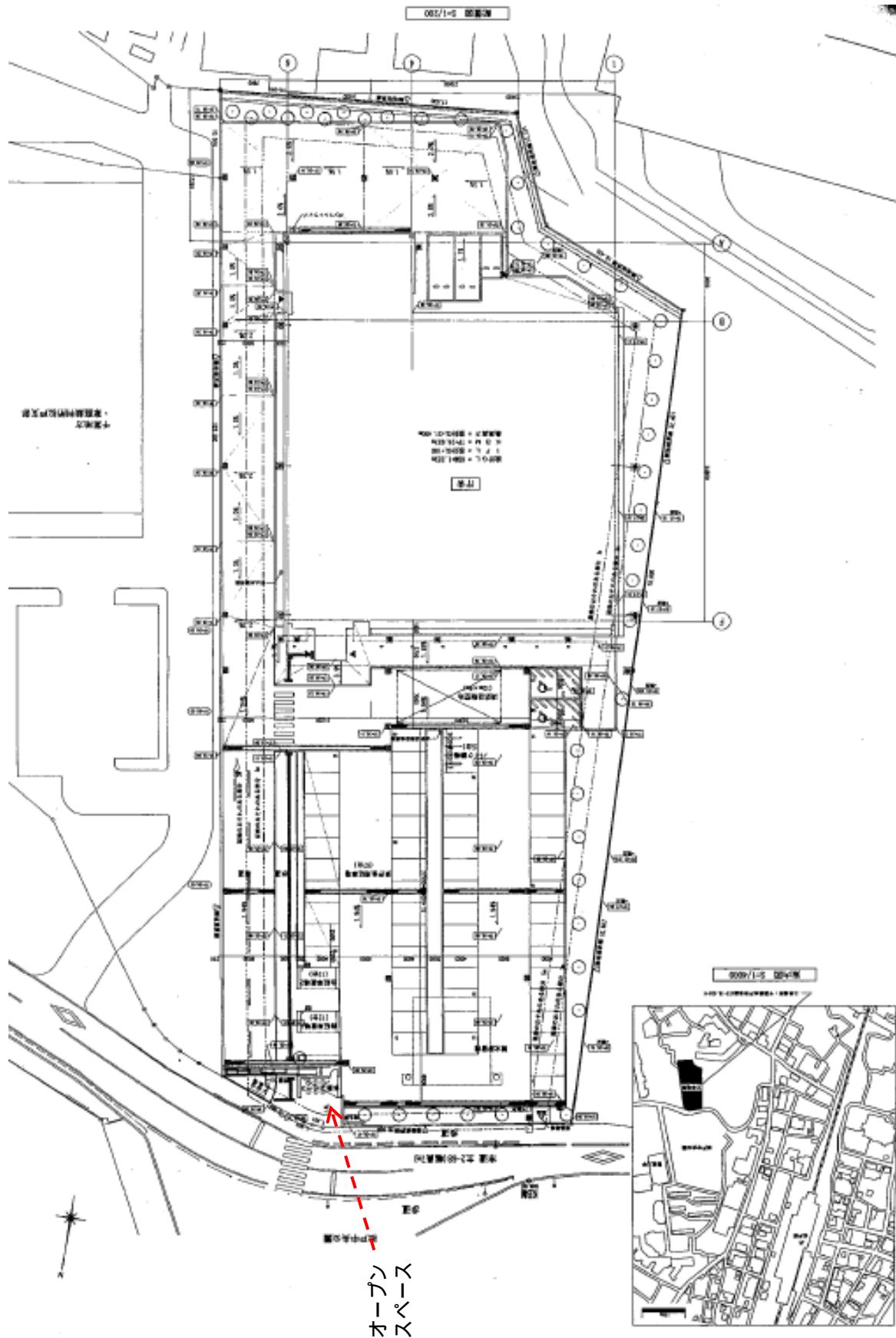


(2)

## 周辺状況



義記置



# 次 目

## 1. 事業概要

- 1- 事業の背景
- 1- 事業の目的
- 1- 施設概要

## 2. 効果の発現状況

- 2- 業務を行うための基本機能(B1)
- 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)

## 3.まとめ

# 1. 事業概要

## 1- 事業の背景

旧庁舎は、昭和49年建築のRC造3階建てであったが、事務量の増加に伴う関係書類の増加やOA機器等の増加により、執務面積不足となっていた。また、国有財産の有効活用化のために移転再配置が必要となっていた。

## 1- 事業の目的

### 面積不足等の解消

法務総合庁舎の整備をすることによって、面積不足の解消を図り、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

# 1- 施設概要

## 施設概要

敷地面積： 5,357m<sup>2</sup>  
延べ面積： 5,706m<sup>2</sup>  
構造規模： 鉄筋コンクリート造

地上4階建

整備期間：平成22年10月23日～平成27年5月29日  
全体工事費：約18億円

## 入居官署

・千葉地方検察庁松戸支部  
・千葉地方法務局松戸支局

## 2. 効果の発現状況

- 2- 業務を行つための基本機能（B1）
- 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能（B2）

## 2- 業務を行うための基本機能(B1)

分類	評価項目	評価
位置	用地取得の見込	1.1 取得済み
	災害防止・環境保全	1.1 自然条件が災害防止・環境保全上良好
	アクセスの確保	1.1 周辺に道路・鉄道等が整備済み
規模	都市計画・土地利用計画との整合性	1.0 都市計画等との整合
	敷地形状	1.0 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している
	建築物の規模	1.0 業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している
構造	敷地の規模	1.0 建築物の規模に応じ適切な規模となっている
	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	1.0 総合庁舎としての整備条件が適当
	機能性等	1.0 標準的な構造として計画されている
	評点	133 100
		□ 業務を行うための基本機能を満足している

※事前評価時：133点（旧評価手法「妥当性の評価」）

## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)○

(回事業における該当評価)

分類	評価項目		地域性	評価
社会性	地域性	施策例	3つ以上該当	A
	人権	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用		
環境保全性	環境保全性	・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置	2つ以上該当	B
機能性	ユニバーサルデザイン 防災性 保安性	・景観性	1つ以下	C
経済性	耐用・保全性			

地域性のある材料の採用  
千葉県産木材



## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)○

(回事業における該当評価)

分類	評価項目	人権	評価
社会性	地域性	施策例 ・地域住民の人権に配慮した建物計画 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画	2つ以上該当 A
環境保全性	環境保全性		1つ該当 B
機能性	ユニーク・サルデザイン 防災性 保安性		該当なし C
経済性	耐用・保全性		

被疑者、被収容者、保護観察対象者等の  
人権に配慮した建物計画

来庁者との動線分離（被疑者専用エレベーター）

犯罪被害者の控室



来庁者の人権に配慮した建物計画



## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)○

(回事業における該当評価)

分類	評価項目	環境保全性	評価
社会性	地域性	施策例 ・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進	4つ以上該当
環境保全性	人権 環境保全性 ユニバーサルデザイン	A	
機能性	防災性 保安性	2つ以上該当	B
経済性	耐用・保全性	1つ以下	C

**特別な省エネ機器の導入** 緑化のための特別な対策

照明制御(人感センサー)



**自然エネルギー利用のための特別な対策** 太陽光発電



**木材利用促進** 内装等の木質化



## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)

(○:今回事業における該当評価)

分類	評価項目
社会性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。
環境保全性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
機能性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化基準を満たしていいる。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外建物である。
経済性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化誘導基準を満たす項目(例)

分類	評価項目	評価
社会性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。	A
環境保全性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化基準を満たしている。	B
機能性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化基準を満たしていいる。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外建物である。	C
経済性	ユニバーサルデザイン 建築物移動等円滑化誘導基準を満たす項目(例)	



多目的駐車場



多目的便所



車いすが通過しやすい戸

## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)○

(回事業における該当評価)

分類	評価項目
社会性	地域性
環境保全性	人権 環境保全性
機能性	ユニバーサルデザイン 防災性 保安性
経済性	耐用・保全性

分類	評価項目	評価
施策例	・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保	2つ以上該当 A

### 浸水への特別な対策

電気室を GJ 以上に設置

### 落雷への特別な対策

高度な雷保護 (SPD: 過電流保護装置)

### 保管室の防火性能の確保

防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切



## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)○(:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	保安性	評価
社会性	地域性		
環境保全性	人権	施策例 ・保安性の確保 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保	A 2つ以上該当
機能性	環境保全性 ユニバーサルデザイン 防災性 <b>保安性</b>		B 1つ該当
経済性	耐用・保全性		C 該当なし

**被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視  
を容易にする工夫**

監視カメラ



**保安性の確保**

護送用車両専用車庫(シャッター付)



## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)○(:今回事業における該当評価)

分類	評価項目	耐用・保全性	評価
社会性	施策例	将来の模様替えに配慮した階高の確保 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保	2つ以上該当 A
環境保全性	可動間仕切等の活用	清掃を容易にするための取組 メンテナンスを容易にする工夫 増築可能な建物配置	1つ該当 B
機能性	ユニークデザイン		該当なし C
経済性	耐用・保全性		

### 可動間仕切等の活用

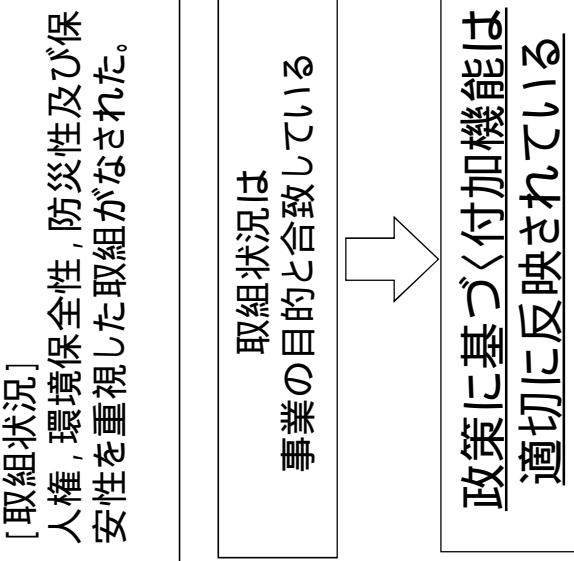
可動間仕切



## 2- 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)

分類	評価項目	評価	評価
社会性	地域性	B	・地域性のある材料の採用 ・オープンスペースの設置
	人権	A	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画
環境保全性	環境保全性	A	・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・木材利用促進
	ユニバーサルデザイン	B	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
機能性	防災性	A	・浸水への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・保管室の防火性能の確保
	保安性	A	・保安性の確保 ・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫
経済性	耐用・保全性	B	・可動間仕切等の活用

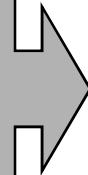
評価	取組状況
A	特に充実した取組がなされている。
B	充実した取組がなされている。
C	一般的な取組がなされている。



### 3.まとめ

面積不足等の解消  
本庁舎を建替整備することにより、現定員を踏まえた業務を行う上で必要な諸室及び  
床面積が確保され、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。

位置、規模及び構造に関する基準を満足する施設の整備  
事業計画の効果に関する評価(B1,B2)により、  
事当該基準を満足する整備がされたと判断できる。



事業の目的を果たしていると判断できる。

# 法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定  
法務省大臣官房施設課

## 目次

1 政策評価とは .....	1
2 法務省における政策評価 .....	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ .....	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制 .....	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム .....	6
(2) 再評価システム .....	12
(3) 事後評価システム .....	12

# 1 政策評価とは

## ①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」「実施(do)」「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

## ②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

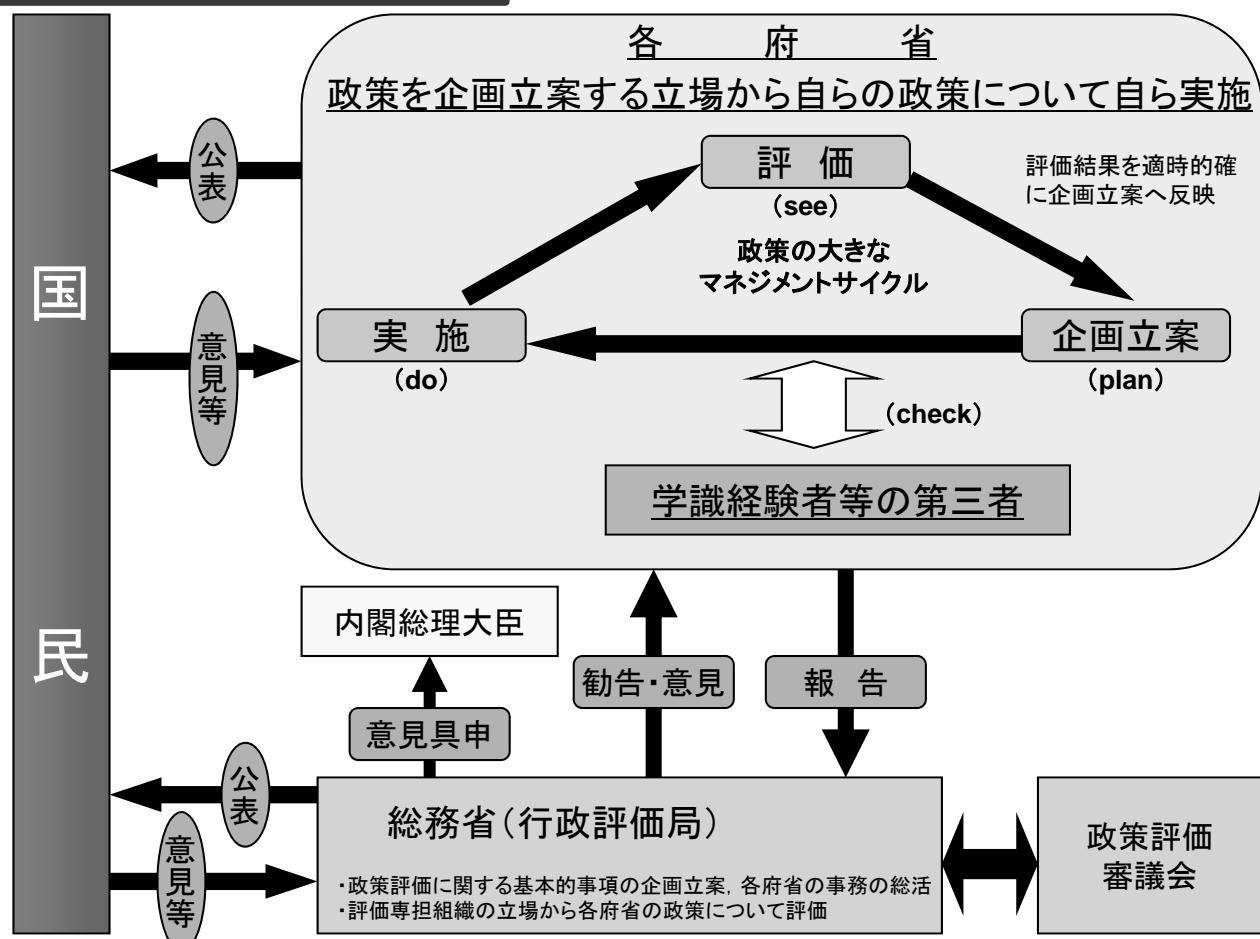
## ③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

## ④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

## 評価の枠組み



## 2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

### ①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

### ②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

### ③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

### ④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

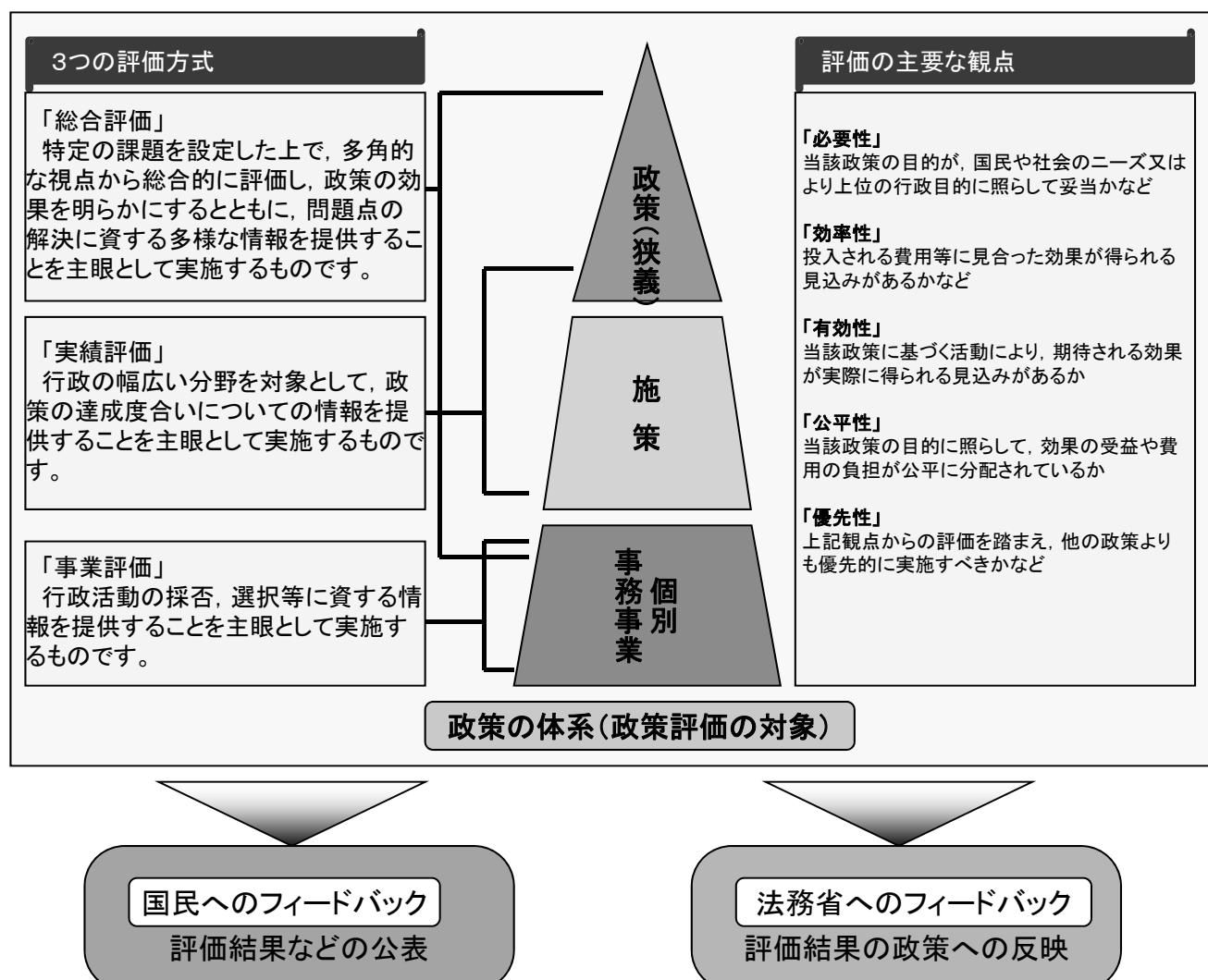
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

### ⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

### ⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



### 3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

#### 法務省大臣官房施設課事業評価の概要

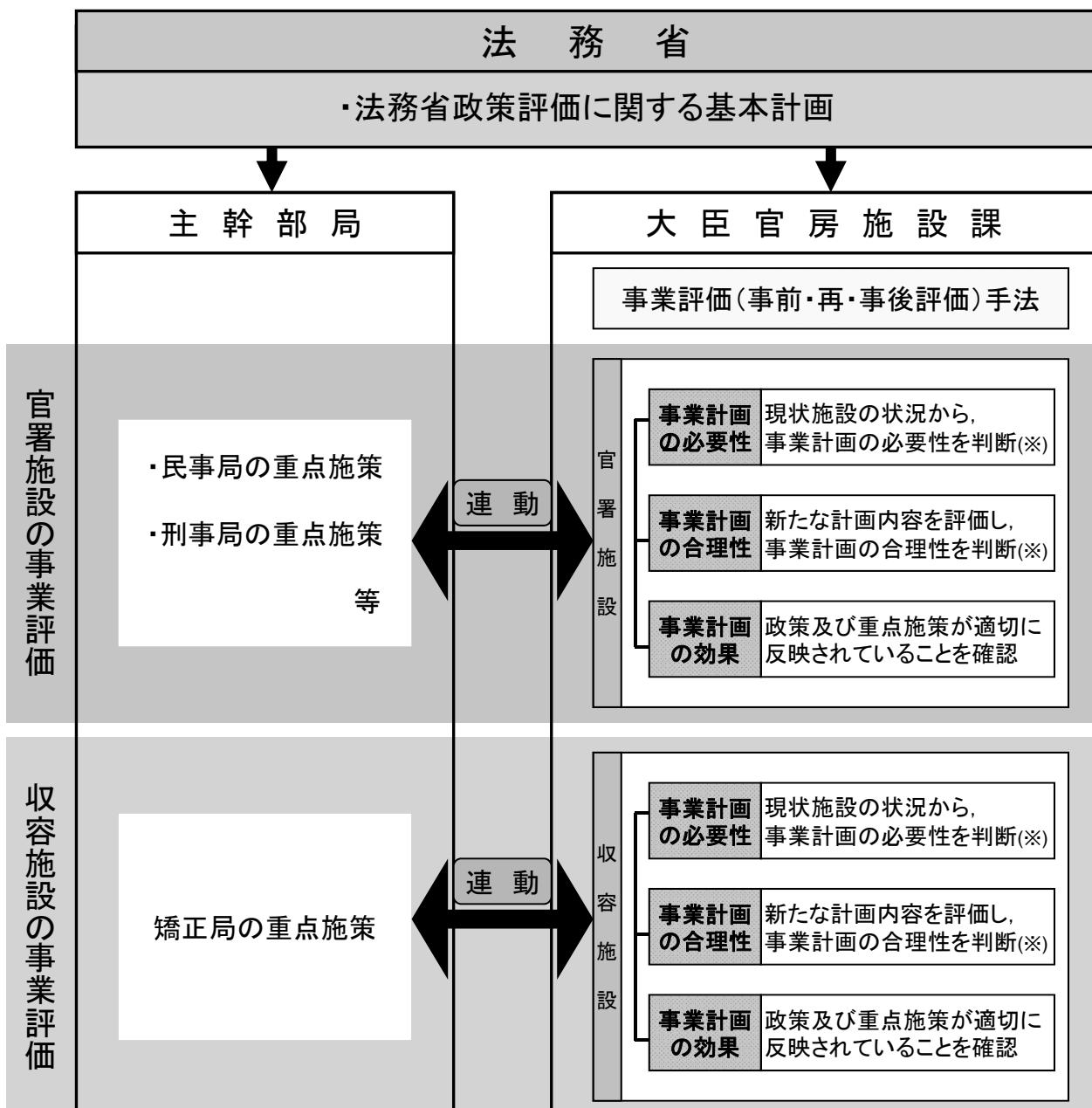
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

#### ○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。  
（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）  
（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

#### ○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。



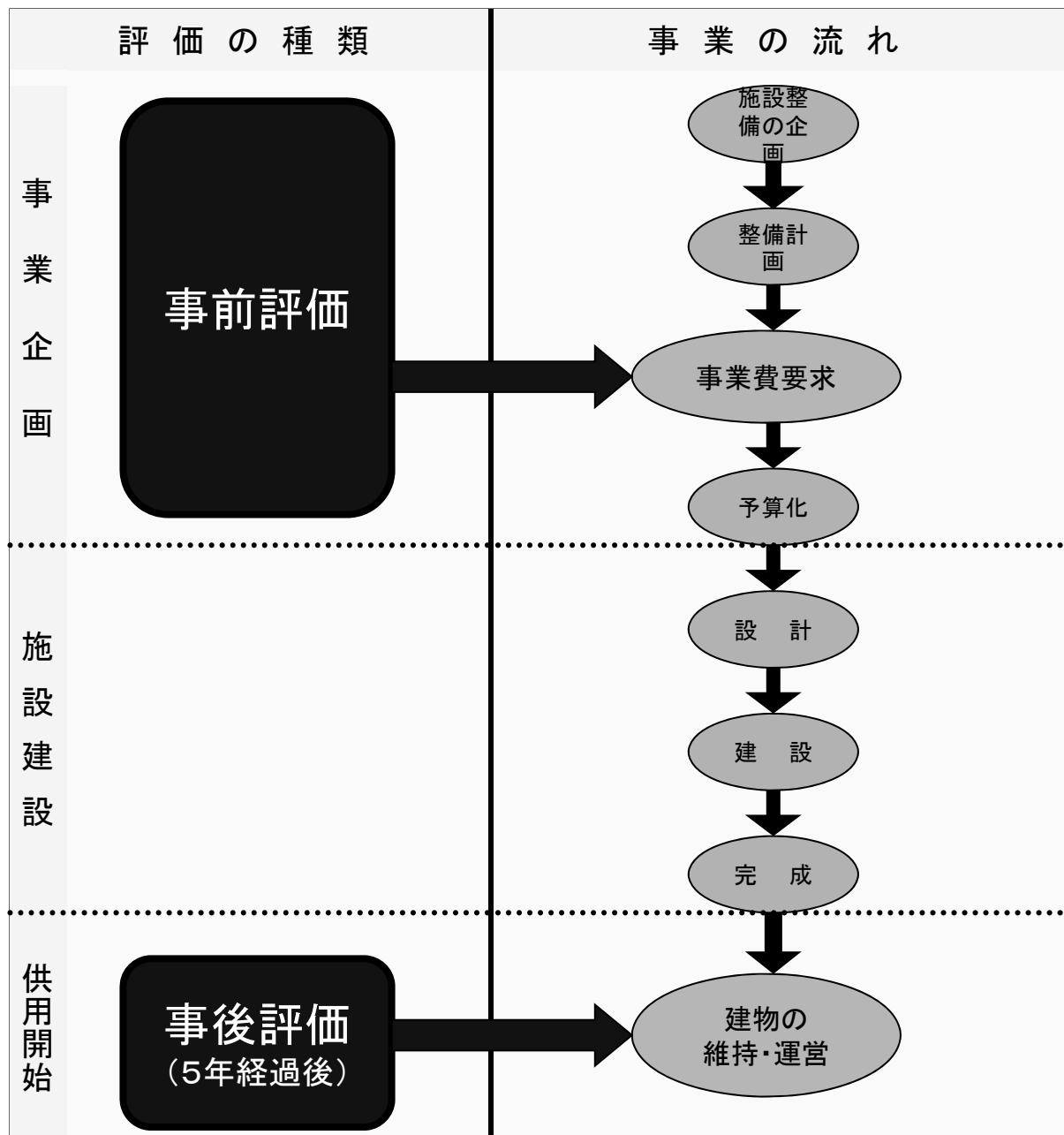
## 4 事業評価システムの流れ

### 事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。

- 事前評価
  - ・事業費要求時(調査費と同年度に設計費を要求する事案については翌年度)に実施します。
- 再評価
  - ・事業の進捗状況又は社会経済情勢の変化を考慮し、実施します。
- 事後評価
  - ・施設供用開始から5年経過後実施します。

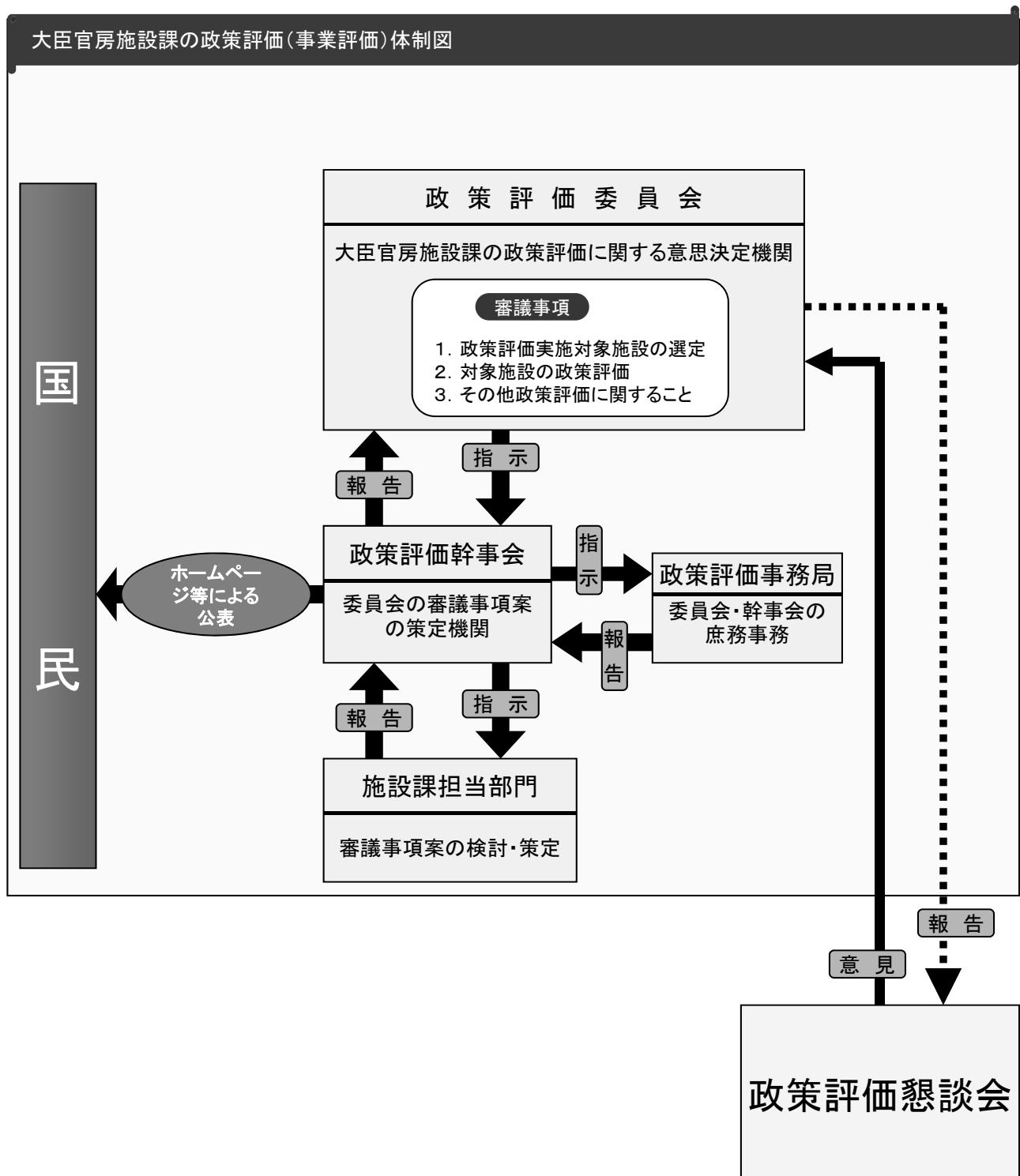
### 施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ



## 5 法務省大臣官房施設課における評価体制

### 目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。



## 6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

### (1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

#### 3つの評価指標の概要

##### 事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

##### 事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

##### 事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

## ア 事業計画の必要性

### ○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

### [事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。

建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。  
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m<sup>2</sup>)／新営施設の延床面積(m<sup>2</sup>)

## 事業計画の必要性に関する評価指標

### ●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は軽年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭隘	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新設の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務機能低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理事業等都市計画事業実行地	周囲が区画整理事業等実行済みで該施行分だけが残っているもの	区画整理事業等実行中で早く立退かないと妨害となるもの	区画整理事業等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理事業等が計画決定済であるもの		シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不適当で業務上非常に支障を及ぼしているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を及ぼしているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を及ぼしているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新設の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりもはるかに低いもの		法令による基準よりもはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの		新設新設の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

### ●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を及ぼすもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## イ 事業計画の合理性

### ○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

### 事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。</li><li>・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。</li><li>・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。</li></ul>
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

## ウ 事業計画の効果

### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地進捗 国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの				建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好 自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み 整備の見込みあり					整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している 業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている 建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている 標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

## (2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

## (3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

### 評価指標の概要

#### 事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

#### 事業計画の効果

#### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位 置	用地取得の見込	取得済み、現地達成	国有地の所管者予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しきれる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない		安全・円滑に入り出しきれる構造の道路等に接していない
規 模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構 造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合			総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION  
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203  
URL:<http://www.moj.go.jp>